

県営かんがい排水事業

関連遺跡発掘調査報告書V

— 蒲生郡蒲生町市子遺跡 —

— 犬上郡甲良町下之郷遺跡・法養寺遺跡 —

1988・3

滋賀県教育委員会
滋賀県文化財保護協会

670350970

県営かんがい排水事業

関連遺跡発掘調査報告書Ⅴ

— 蒲生郡蒲生町市子遺跡 —

— 犬上郡甲良町下之郷遺跡・法養寺遺跡 —

1988・3

滋賀県教育委員会

財団法人 滋賀県文化財保護協会

序

滋賀県下の県営灌漑排水事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、ほ場整備事業の進捗とともにその件数も年々増加しているところではありますが、本年度もそのうち3地区の工事に先立ち4遺跡の発掘調査を実施し完了することができました。今回はこのうち整理調査の完了しました2地区3遺跡の発掘調査の成果を一冊にまとめて刊行することになりました。

この報告書がより広く埋蔵文化財に関する理解と文化財保護普及の一助となりますれば幸いかと存じます。

最後になりましたが、発掘調査の円滑な実施に理解をいただきました地元関係者並びに関係機関に対し深く感謝申し上げますとともに、この報告書に御協力いただきました方々に対して厚く御礼申し上げます。

昭和63年3月

滋賀県教育委員会
教育長 飯田志農夫

例 言

1. 本書は、県営かんがい排水事業に伴う蒲生郡蒲生町市子遺跡、犬上郡甲良町下之郷・法養寺遺跡の発掘調査報告書である。
2. 本調査は、滋賀県農林部からの依頼により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、(財)滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。
3. 本書で使用した方位は磁針方位に基づき、高さについては、東京湾の平均海面を基準としている。
4. 本事業の事務局は次の通りである。

滋賀県教育委員会

文化財保護課長	服部 正
課長補佐	田口宇一郎
埋蔵文化財係長	林 博通
技師	木戸雅寿
管理係主事	山出 隆

(財)滋賀県文化財保護協会

理事長	吉崎貞一
事務局長	中島良一
埋蔵文化財課長	近藤 滋
調査三係長	兼康保明
技師	宮崎幹也
技師	大崎哲人
総務課長	山下 弘
主事	西田博之
囑託	柴田弘子

5. 本書の執筆・編集は、第一章市子遺跡を宮崎幹也が、第二章下之郷遺跡・法養寺遺跡を大崎哲人が行った。
6. 出土遺物や、写真・図面については、滋賀県教育委員会で保管している。

目 次

序

例言

蒲生郡蒲生町市子遺跡

犬上郡甲良町下之郷遺跡・法養寺遺跡

1. はじめに……………1	1. はじめに……………37
2. 市子遺跡の調査……………5	2. 遺跡の位置と環境……………37
(1) 第1トレンチ……………7	3. 調査の経過……………39
(2) 第2トレンチ……………14	4. 下之郷遺跡の調査……………42
(3) 第3トレンチ……………16	(1) 層位……………42
(4) 第4トレンチ……………20	(2) 遺構……………42
(5) 第5～第14トレンチ…23	(3) 遺物……………49
(6) 第15トレンチ……………27	(4) 小結……………52
3. まとめ……………30	5. 法養寺遺跡の調査……………54
4. 結語……………33	(1) 層位……………54
	(2) 遺構……………54
	(3) 遺物……………61
	(4) 小結……………62
	6. おわりに……………65

挿 図 目 次

<p>蒲生郡蒲生町市子遺跡</p> <p>第1図 市子遺跡位置図……………1</p> <p>第2図 周辺遺跡分布図……………2</p> <p>第3図 市子遺跡調査トレンチ配置図3</p> <p>第4図 第1トレンチ北壁土層堆積図5</p> <p>第5図 第1トレンチ遺構図……………6</p> <p>第6図 S X8703遺構図……………7</p> <p>第7図 S X8704・S X8705遺構図…8</p> <p>第8図 S X8704遺構縦断面図……………9</p> <p>第9図 出土遺物実測図(1) ……10</p> <p>第10図 出土遺物実測図(2) ……11</p> <p>第11図 第2トレンチ西壁土層堆積図12</p> <p>第12図 第2トレンチ遺構図……………13</p> <p>第13図 S K8705遺構図……………14</p> <p>第14図 S K8706・S X8707遺構図…15</p> <p>第15図 出土遺物実測図(3) ……17</p> <p>第16図 第3トレンチ北壁土層堆積図18</p> <p>第17図 第3トレンチ遺構図……………19</p> <p>第18図 第4トレンチ北壁土層堆積図20</p> <p>第19図 第4トレンチ遺構図……………21</p> <p>第20図 S X8708遺構図……………22</p> <p>第21図 第5～14トレンチ配置図…23</p> <p>第22図 第8～14トレンチ遺構図24・25</p> <p>第23図 第8～14トレンチ土層柱状図26</p> <p>第24図 S X8709遺構図……………27</p> <p>第25図 第15トレンチ遺構図……………28</p> <p>第26図 S X8711遺構図……………29</p> <p>第27図 市子遺跡環境復元図……………31</p> <p>第28図 湖東地方の弥生式土器…34・35</p>	<p>犬上郡甲良町下之郷遺跡・法養寺遺跡</p> <p>第1図 調査地周辺遺跡分布図……………38</p> <p>第2図 下之郷遺跡トレンチ配置図……………40</p> <p>第3図 法養寺遺跡トレンチ配置図……………41</p> <p>第4図 下之郷遺跡第25トレンチ遺構全体図43</p> <p>第5図 下之郷遺跡遺構実測図(1) S B36・37・38、S K02……………44</p> <p>第6図 下之郷遺跡遺構実測図(2) S B39・40……………46</p> <p>第7図 下之郷遺跡第26トレンチ遺構全体図48</p> <p>第8図 下之郷遺跡遺構実測図(3) S B・41・42、S H78……………49</p> <p>第9図 下之郷遺跡第27トレンチ遺構全体図 および遺構実測図(4) ……50</p> <p>第10図 下之郷遺跡遺物実測図……………52</p> <p>第11図 法養寺遺跡第19トレンチ遺構全体図57</p> <p>第12図 法養寺遺跡遺構実測図(1) S B08・09・10……………58</p> <p>第13図 法養寺遺跡遺構実測図(2) S B11・12……………59</p> <p>第14図 法養寺遺跡遺構実測図(3) S D02……………60</p> <p>第15図 法養寺遺跡遺構実測図(4) S B13・14、S A01……………61</p> <p>第16図 法養寺遺跡第20トレンチ遺構全体図62</p> <p>第17図 法養寺遺跡遺構実測図(5) S B15・16、S D03……………63</p> <p>第18図 法養寺遺跡第21トレンチ遺構全体図65</p> <p>第19図 法養寺遺跡遺物実測図……………66</p>
--	--

図 版 目 次

市子遺跡

- | | | | |
|------|---|------|--|
| 図版 1 | 調査前風景（北東より）
第 1 トレンチ（西より） | 図版14 | 第 4 トレンチ（南東より）
S X8708（南より） |
| 図版 2 | S X8703（南より）
S X8703（東より） | 図版15 | S X8708（南東より）
S X8708（北西より） |
| 図版 3 | S X8703（北東より）
S X8703（南東より） | 図版16 | 第 4 トレンチ落ち込み（東より）
第 4 トレンチ落ち込み（南より） |
| 図版 4 | S X8704・S X8705（東より）
S X8704・S X8705（北東より） | 図版17 | 落ち込み（南西より）
S D8717（南西より） |
| 図版 5 | S X8705・S X8704（南西より）
S X8704（北西より） | 図版18 | 第13・14 トレンチ（北より）
第13・14 トレンチ（南より） |
| 図版 6 | S X8704（北東より）
S X8704（北東より） | 図版19 | S X8709（南西より）
S X8709（南より） |
| 図版 7 | S X8703（北より）
S X8703（南東より） | 図版20 | S X8709（北西より）
S X8709周溝部（東より） |
| 図版 8 | 第 2 トレンチ（北より）
第 2 トレンチ（南西より） | 図版21 | 第15トレンチ（東より）
S X8711（北西より） |
| 図版 9 | 第 2 トレンチ（北より）
S X8705（北より） | 図版22 | S X8711（南東より）
S X8711周溝部（南東より） |
| 図版10 | S X8706（南西より）
S X8706（南より） | 図版23 | S D8722（西より）
S D8722（北西より） |
| 図版11 | S X8706周溝部（東より）
S X8706周溝部（南東より） | 図版24 | 出土遺物 |
| 図版12 | 第 3 トレンチ（東より）
柱列遺構（西より） | 図版25 | 出土遺物（S X8703）
出土遺物（S X8703） |
| 図版13 | 第 4 トレンチ（東より）
第 4 トレンチ（西より） | 図版26 | 出土遺物（S X8704）
出土遺物（S X8705） |

下之郷遺跡

図版27 調査前状況 (西より)

作業状況 (第25トレンチ)

図版28 第25トレンチ東半部 (東より)

第25トレンチ西半部 (西より)

図版29 第25トレンチ S K02周辺遺構

第26トレンチ全景 (西より)

図版30 第26トレンチ S B40 (北東より)

第26トレンチ S H78 (南東より)

図版31 第26トレンチ S D24 (北東より)

第27トレンチ全景 (西より)

図版32 第27トレンチ全景 (東より)

第27トレンチ S H79 (南より)

図版33 出土遺物

図版34 出土遺物

法養寺遺跡

図版35 調査前状況 (西南より)

作業状況 (第21トレンチ)

図版36 第19トレンチ全景 (東より)

第19トレンチ S B10柱穴内遺物

図版37 第19・21トレンチ S D02 (北より)

第19・21トレンチ S D02 (南より)

図版38 第21トレンチ S D02堆積状況

第20トレンチ全景 (東より)

図版39 第20トレンチ全景 (西より)

第20トレンチ S B14・ S A01 (東より)

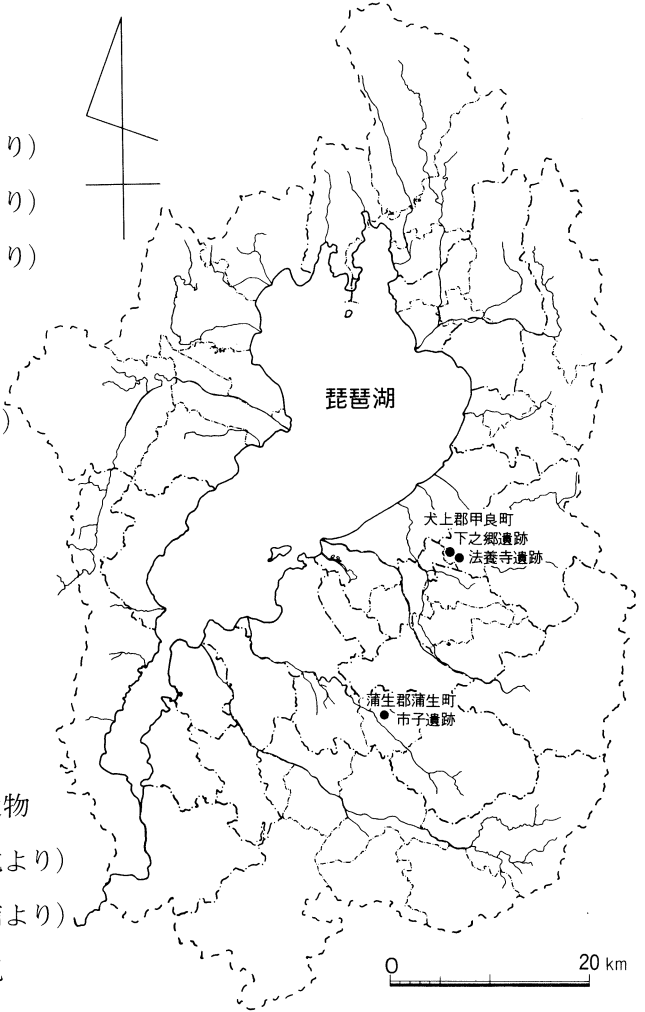
図版40 第21トレンチ全景 (南より)

第21トレンチ S D03 (北より)

図版41 第21トレンチ S D03 (南より)

第21トレンチ S D04 (南より)

図版42 出土遺物



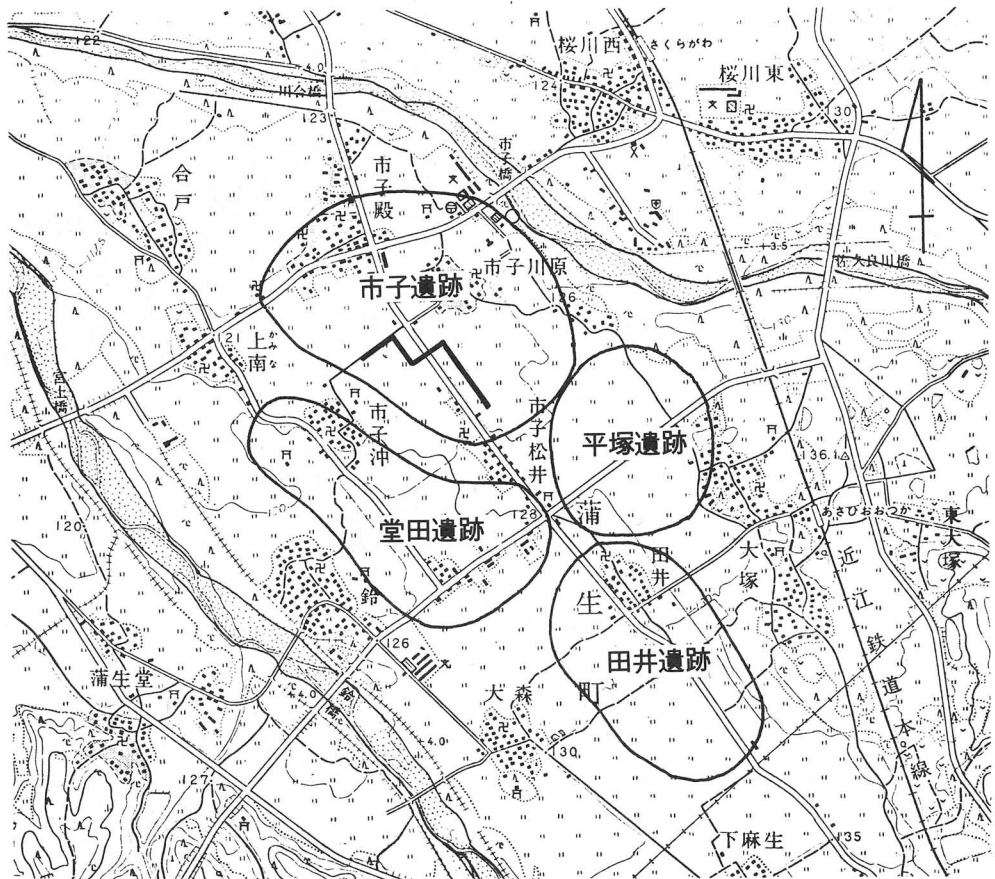
第1章

蒲生郡蒲生町市子遺跡

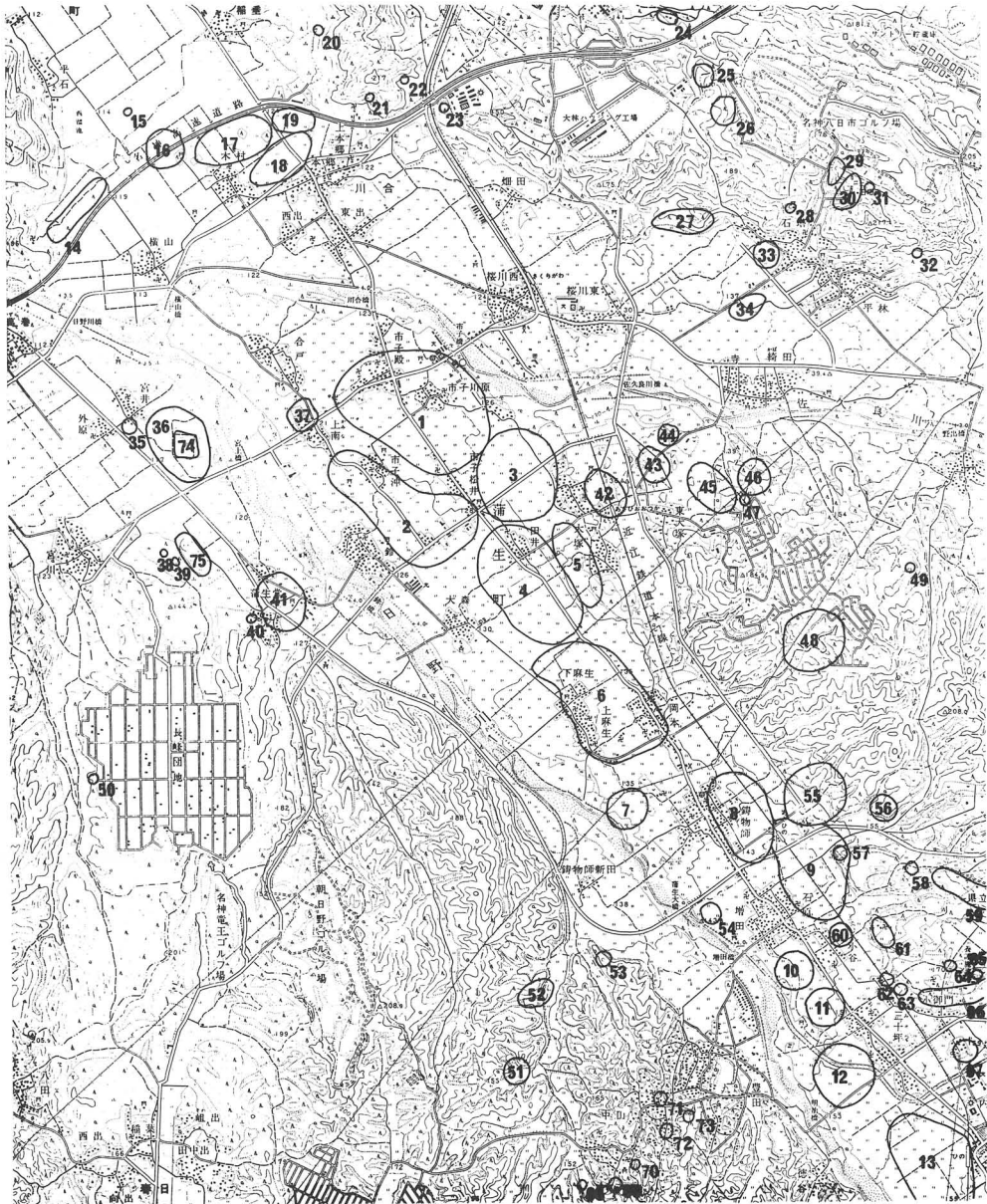
1 はじめに

本報告は、県営かんがい排水事業（蒲生中部地区市子殿第2工区・市子川原第1工区）に伴う蒲生郡蒲生町市子遺跡の発掘調査の成果である。

市子遺跡は、蒲生町のほぼ中央に位置し、西方の日野川と東方の佐久良川に挟まれた沖積低地に立地する。この沖積低地上に生活の痕跡が最初に認められるのは、市子遺跡の南東約3kmに所在する大塚城遺跡と、西約500mに所在する堂田遺跡であり、いずれも縄文時代の石器（石鎗・石匙・石鏃）の出土が知られており、草創期～中期の遺物とされるが、具体的な遺構・共出する遺物（土器）は明らかでなく、同沖積地の開発が始まるのは、縄文時代晩期以降のことである。

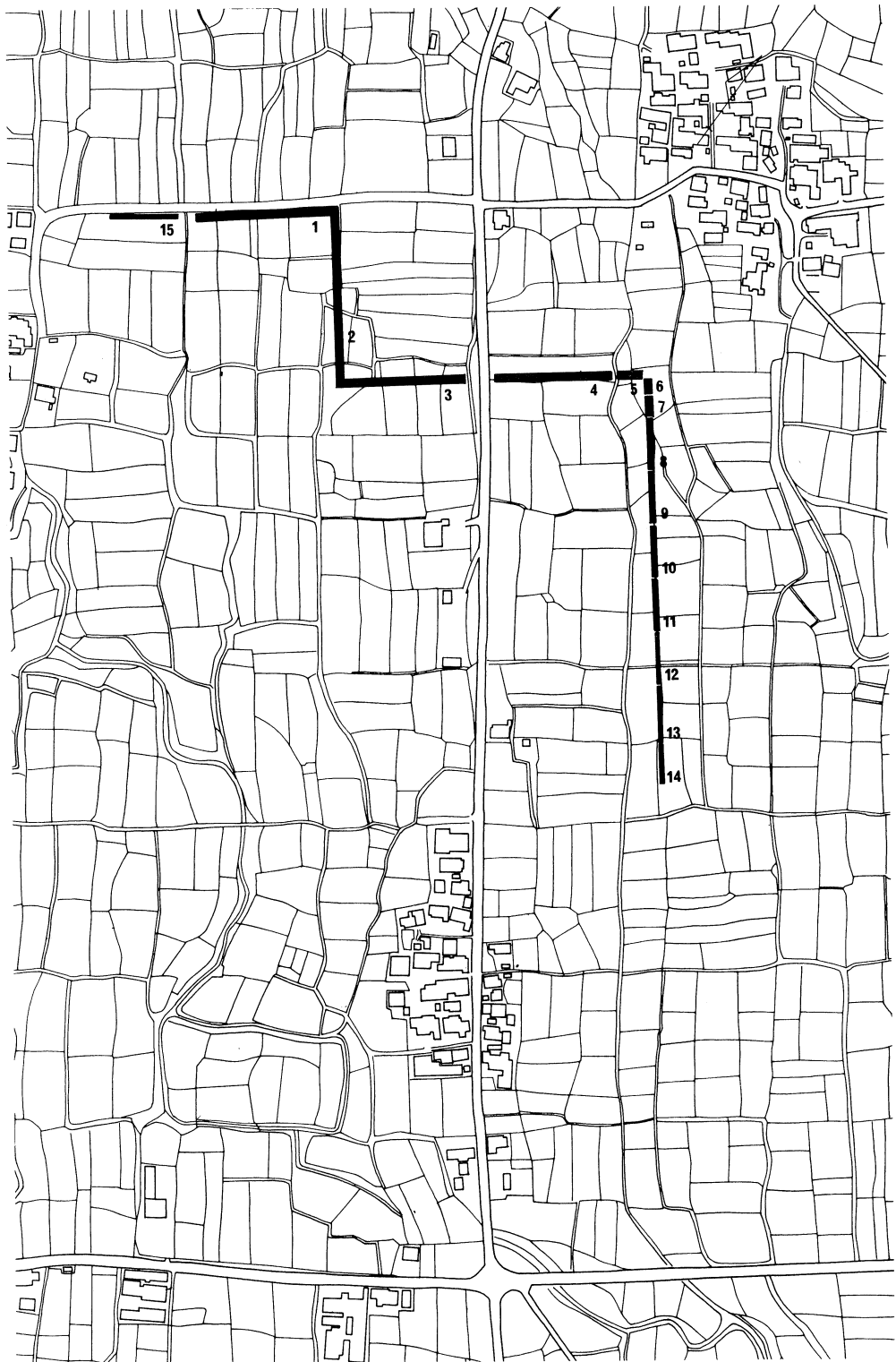


第1図 市子遺跡位置図（約2万5千分の1縮尺）



- | | | | | |
|--------------|--------------|------------|---------------|-------------|
| 1. 市子遺跡 | 2. 堂田遺跡 | 3. 平塚遺跡 | 4. 田井遺跡 | 5. 杉ノ木遺跡 |
| 6. 麻生遺跡 | 7. 塔の堂遺跡 | 8. 神開遺跡 | 9. 宮ノ前遺跡 | 10. 谷川筋古墳群 |
| 11. 下森遺跡 | 12. 番場遺跡 | 13. 播沢遺跡 | 14. 天狗前古墳群 | 15. 平石姿田古墳 |
| 16. 蛭子田遺跡 | 17. 木村古墳群 | 18. 川合遺跡 | 19. 本郷遺跡 | 20. 稻垂山古墳群 |
| 21. 千石岩屋古墳 | 22. 狐塚古墳 | 23. 平子古墳群 | 24. 黒丸遺跡 | 25. 南黒丸遺跡 |
| 26. 壺焼谷遺跡 | 27. 時雨谷遺跡 | 28. 湯屋ヶ谷遺跡 | 29. 北谷遺跡 | 30. 石塔寺A遺跡 |
| 31. 石塔寺B遺跡 | 32. 内田古墳 | 33. 竹ノ鼻遺跡 | 34. 十一遺跡 | 35. 堂の前遺跡 |
| 36. 野瀬遺跡 | 37. 上南城跡 | 38. 辻岡山A遺跡 | 39. 辻岡山B遺跡 | 40. 上の山古墳 |
| 41. 蒲生堂遺跡 | 42. 大塚城跡 | 43. 切剝遺跡 | 44. 飯塚古墳群 | 45. 山端遺跡 |
| 46. 七ツ塚古墳群 | 47. 東大塚古墳 | 48. 岡本遺跡 | 49. 飯ヶ塚古墳 | 50. 法教寺遺跡 |
| 51. 作谷遺跡 | 52. 金折山遺跡 | 53. 中山北遺跡 | 54. アラシカ谷西古墳群 | 55. 外広遺跡 |
| 56. 平塚古墳 | 57. 国史跡観音寺城跡 | 58. 向山遺跡 | 59. 国史跡老蘇森 | 60. 石寺古墳群 |
| 61. 観音寺城下町遺跡 | 62. 源三谷古墳群 | 63. 山之添遺跡 | 64. 口山遺跡 | 65. 口山東遺跡 |
| 66. 小御門B城跡 | 67. 小御門C城跡 | 68. 中山北遺跡 | 69. 大將軍塚遺跡 | 70. 金剛定寺遺跡 |
| 71. 中山北遺跡 | 72. 長楽寺遺跡 | 73. 金光院遺跡 | 74. 宮井遺跡 | 75. アリヲラジ遺跡 |

第2図 周辺遺跡分布図（約5万分の1縮尺）



第3図 市子遺跡調査トレンチ配置図 (約5千分の1縮尺)

同沖積低地上には開発に適した水利形態が残されており、北部では東方の佐久良川より分流する小河川が、南部では西方の日野川より分流する小河川が、それぞれ縦横無尽に走り、水稲耕作に適した低地の様相が示されている。このうち南部の群では、日野川右岸第2段丘上に集落遺跡が密集しており、蒲生町麻生遺跡^①・外広遺跡^②・日野町宮ノ前遺跡^③・田寺遺跡^④・下森遺跡などが知られる。一方、北部の群では、南部の群より低位に立地しており、蒲生町市子遺跡・堂田遺跡・平塚遺跡・田井遺跡の集落遺跡が所在する。ここで4つの遺跡の概略を述べてみる。

堂田遺跡は、先に記した縄文時代の石器散布が知られる他、弥生時代から室町時代に至る複合遺跡であり、弥生時代後期に集落の出現が認められる。集落の規模が最も拡大するのは古墳時代中期であり、これまでの調査で23棟の竪穴住居跡、5棟の掘立柱建物跡が確認されている他、河川跡から馬鍬4点が出土しており、当時の水稲耕作技術を知る良好な資料となっている。また、平安時代後期から室町時代に至る遺構として、溝で区画された掘立柱建物跡が確認されており、市子荘に関連した建物と理解されている^⑤。

平塚遺跡は、奈良時代から室町時代を中心とする集落遺跡であり、先の市子遺跡と同様に現存条里方位に一致する区画溝が確認されている。

田井遺跡は、古墳時代の集落と奈良時代から室町時代に至る集落の複合する遺跡である。このうち古墳時代の集落は、堂田遺跡の古墳時代集落の出現に後出しており、カマドを持つ竪穴住居で構成されており、集落の範囲を平塚遺跡の一部へと広げている。また、奈良時代から室町時代に至る掘立柱建物跡が多量の土器（緑釉陶器・灰釉陶器・黒色土器等）と共に確認されており、麻生荘北限の建物群とされている^⑥。

最後に市子遺跡は、弥生時代から室町時代に至る複合遺跡である。このうち、弥生時代の集落は遺跡の北西部に占地し、中期の方形周溝墓が20基以上確認されている。続く古墳時代の集落は北東部に占地し、現在の蒲生町役場南側に数多くの遺構が確認されている。

以上の四遺跡は、佐久良川より分流する現存の小河川「古川」沿いに分布するとして、古川の東側を市子遺跡・平塚遺跡、西側を堂田遺跡・田井遺跡と呼称している。

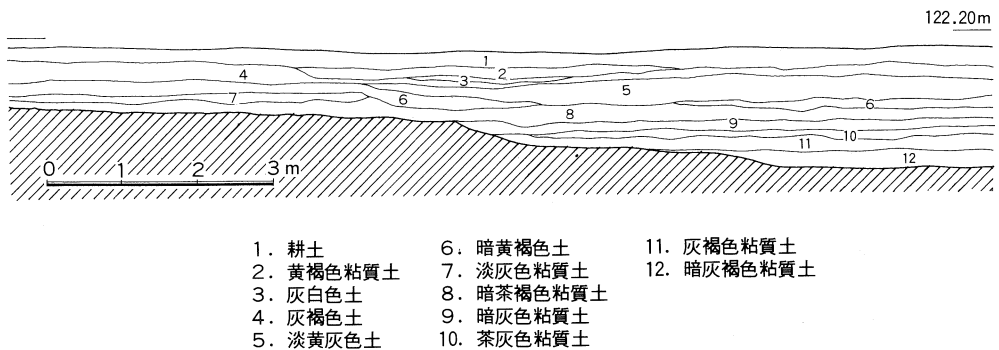
2 市子遺跡の調査

市子遺跡の発掘調査に際しては、既に事前の試掘調査によって遺跡の範囲と工事の影響状況が明らかであったため、送水管理設箇所を対象として、約2,000㎡の調査範囲を設定した。

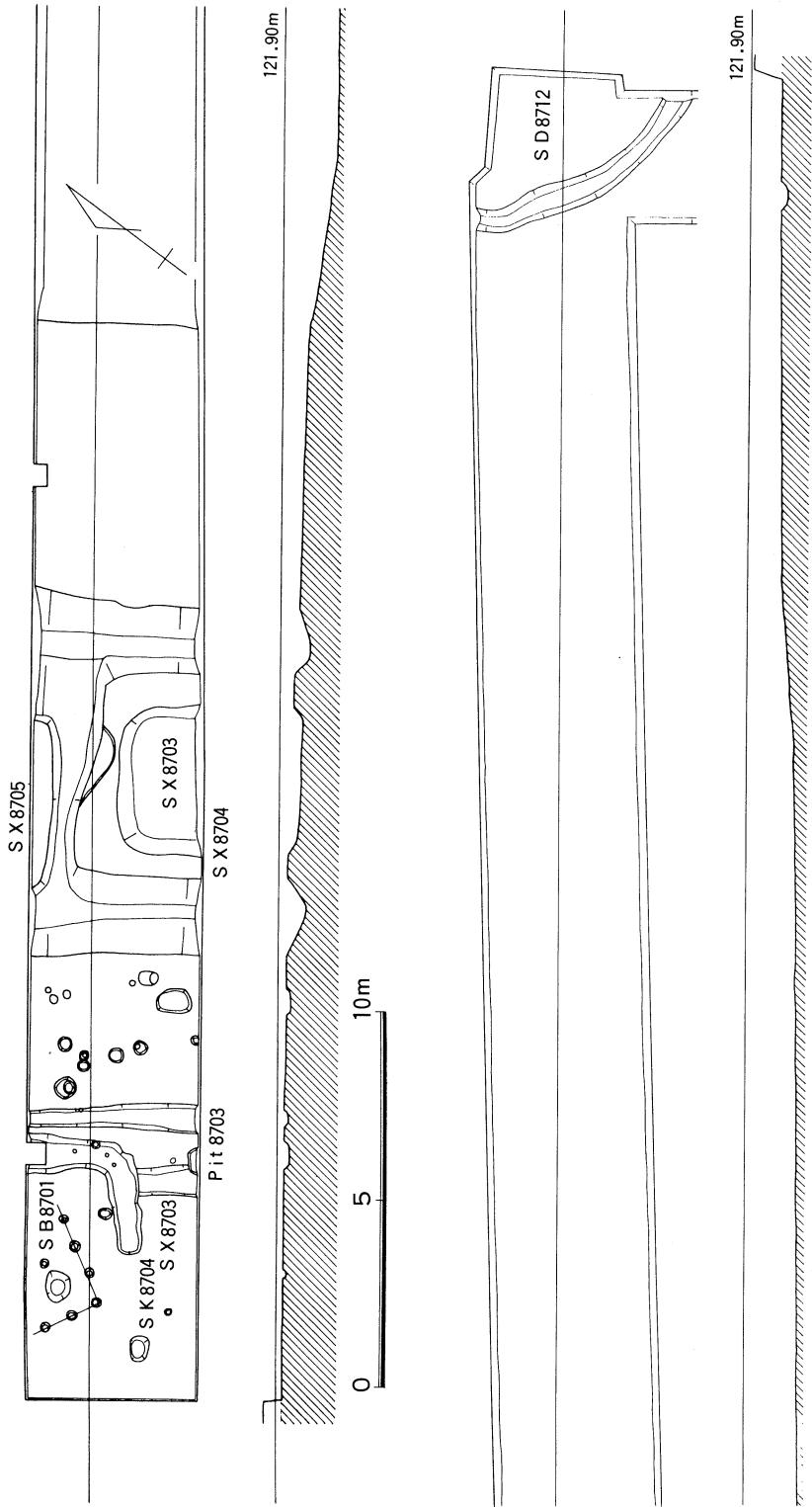
発掘調査は、0.4㎡バックホウによって表土・堆積土を掘削した後、人力により遺物包含層を掘削し、遺構面を精査した。検出した遺構面は、遺構内掘削を行った後、写真撮影を実施し、送水管理設工事基準線を主軸に合わせ、遺構平面図・土層断面図の実測をとりおこなった。

調査トレンチは、調査進行順に第1トレンチ～第15トレンチと命名した。また、第1トレンチ～第4トレンチについては、県営ほ場整備（蒲生中部地区市子殿第2工区・市子川原第1工区）関係の調査トレンチと隣接するため、同時に調査を実施し、本報告の中で合わせて報告するものとした。

市子遺跡の発掘調査は、昭和62年8月に開始し、同年11月に終了した。また、昭和63年3月までを整理期間とした。



第4図 第1トレンチ北壁土層堆積図



第5図 第1トレンチ遺構図

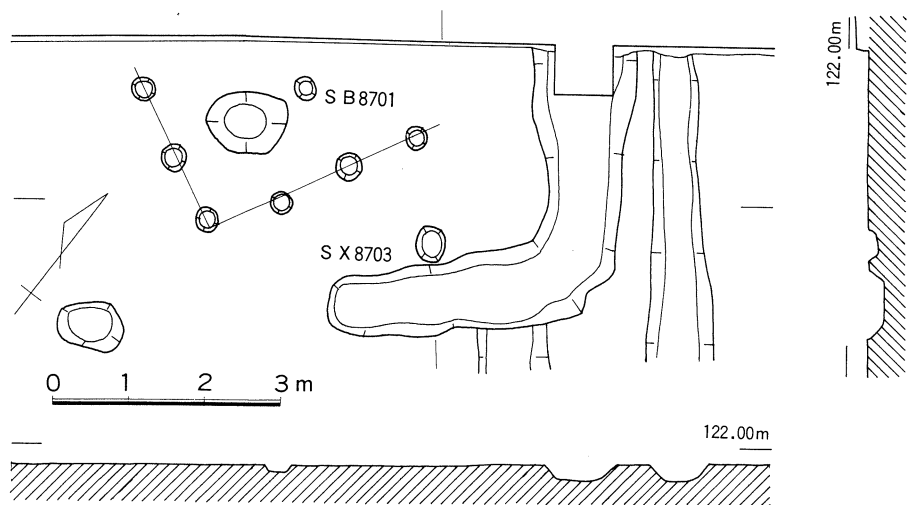
(1) 第1トレンチ

調査範囲の北部に位置する第1トレンチは、昭和60年度の発掘調査によって方形周溝墓群（弥生時代中期）の発見された調査地点と幅約6mの町道を挟んで接している。前回の調査では、調査トレンチの東部に沼状の落ち込みが存在し、その西縁部に方形周溝墓群の分布が認められており、今回の調査区においても、同様の遺構分布が予想され、西方の土層堆積を基本層序として遺構面までの調査にあたった。

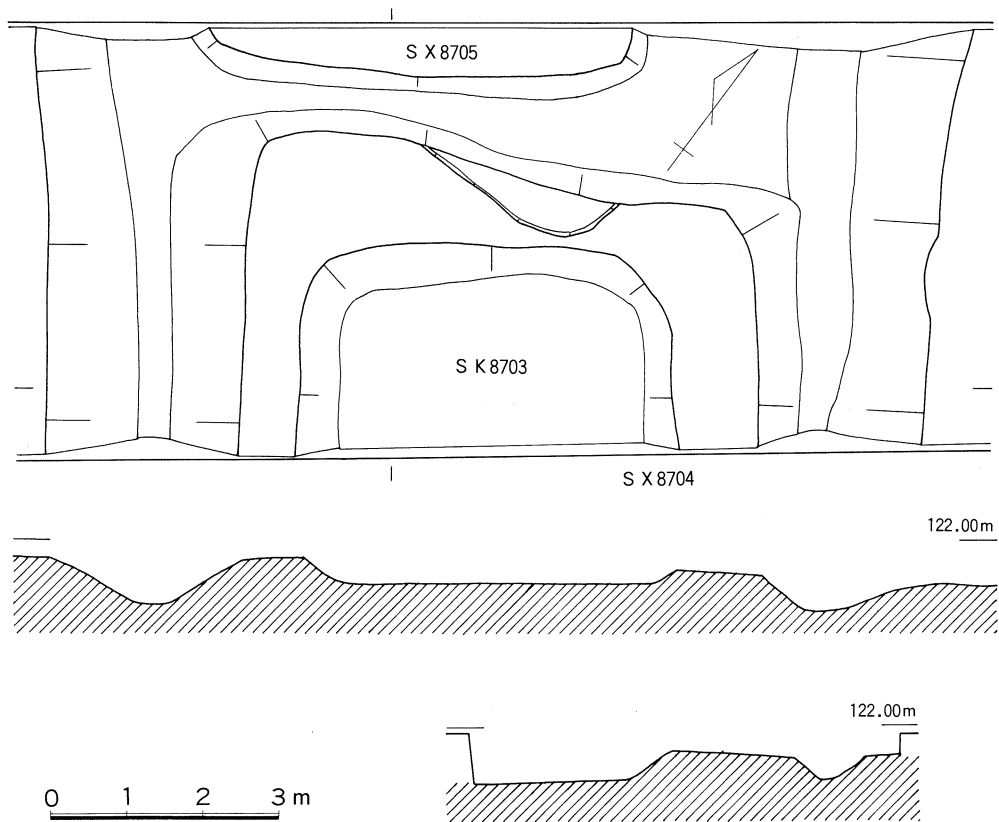
遺構面に至る土層堆積は、基本的に5層で構成され、耕作土・灰褐色土・暗黄褐色土・淡灰色粘質土・暗茶褐色粘質土（遺物包含層）と続き、遺構面を形成する淡黄褐色粘質土に至る。

第1トレンチは、南北4m50cm・東西75m40cmを測り、東側の端を蒲生町農業共済所有地の境界に持つ。トレンチの東半部には、東西幅32m50cm・深さ1m10cmの落ち込みがあり、4層の土層堆積が認められる。土層は上から順に、暗灰色粘質土・黄灰色粘質土・灰褐色粘質土・暗灰褐色粘質土と続く。

この落ち込みの西側では、前回の調査と同様に、方形周溝墓・溝・土拵・掘立柱建物等の遺構が確認された。各遺構の概要は以下の通りである。



第6図 SX8703遺構図



第7図 S X 8704・S X 8705遺構図

方形周溝墓（S X 8703・8704・8705）

第1 トレンチで3基の方形周溝墓が確認された。最も西端で確認されたS X 8703は遺構の北半部をトレンチ外部に拡げており、東溝の南部と南溝を検出した。東溝は最大幅1 m 35cm・深さ20cm、南溝は最大幅1 m・深さ20cmを深る。南溝の西部は既に消失しており、旧地表の削平が予測される。このためS X 8703の規模は、東西2 m 90cm以上・南北3 m 5cm以上となる。S X 8703の東側では4 m 60cmの距離をもって南北に並ぶ2基の方形周溝墓を検出し、南側のものをS X 8704、北側のものをS X 8705とした。S X 8704は遺構の南部をトレンチ外部に拡げ、東西6 m 90cm・南北4 m 30cm以上の規模をもつ。S X 8705は遺構の北部をトレンチ外部に拡げ、東西5 m 60cm・南北70cm以上を測る。S X 8704とS X 8705の周溝は、埋土層の堆積状況より併存する共有溝と判断される。周溝の各箇所は、東溝が幅2 m 30cm～4 m 40cm・深さ45cm、西溝が幅2 m 30cm～2 m 60cm・深さ70cm、S X 8704とS X 8705の間の溝が幅80cm～1 m

60cm・深さ30cmを測る。

土壇 (S K 8703・8704)

方形周溝墓 S X 8704のマウンド上と、方形周溝墓 S X 8703の南溝西方に土壇を検出し、それぞれ S K 8703・S K 8704とした。

S K 8703は遺構の南部をトレンチ外部に拡げ、東西幅 3 m 90cm・南北幅 2 m 30cm以上・深さ30cmの規模をもつ。

S K 8704は東西70cm・南北45cm・深さ25cmを測る。

掘立柱建物 (S B 8701)

方形周溝墓 S X 8703のマウンド上で検出した掘立柱建物 (S B 8701) は、2間 (2 m) 以上×3間 (3 m) 以上の規模をもつ総柱建物である。遺構の東部は既に消失している。方形周溝墓 S X 8703西部の遺存状況が悪いのに対し、S B 8701西部の遺存状況が良い事から、S X 8703の削平後に、S B 8701が構築されたと考えられる。

溝 (S D 8712)

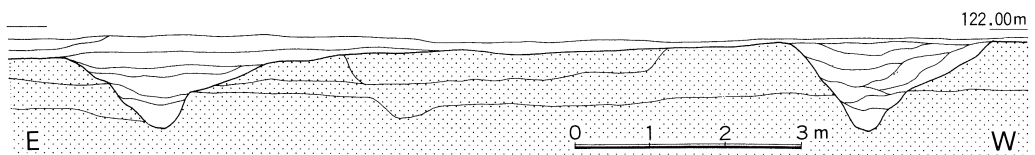
第1 トレンチから3条の溝状遺構を検出した。このうちトレンチの東端で検出した S D 8712は幅60~75cm・深さ15cmを測る。トレンチ東部に遺構を検出したことより、トレンチ東部の幅32m 50cmの落ち込みの東側にも遺構が拡がること明らかになった。

出土遺物

第1 トレンチから出土した遺物は、縄文式土器・弥生式土器・須恵器等である。各遺構からの出土遺物は以下の通りである。

S K 8703

壺5・甕3・高杯1が出土した。壺は、口縁の形状が屈折して上方に伸びるもの(1)と、外方に開くもの(2・3・4)がある他、小形のもの(9)がある。



第8図 S X 8704遺構縦断面図

(1) は、屈折する口縁部の外面に刺突列点文が巡る。(2)・(4) は、外反する口縁の端部が下方に肥厚し、刻み目を施す。また内面には、斜方向のハケが認められる。(3) は、外反する口縁が端部に面を持つ。(9) は、球形の体部を持つ小形の壺で、成形が粗い。

甕は、受口状口縁を呈するもの(5・6)と、底部(7)が出土した。

(5) は、口縁部の屈曲がゆるく、外面にハケを残す。(6) は、口縁部の屈曲が強く、外面に刺突列点文を巡らせる。(7) は、肉厚の底部である。

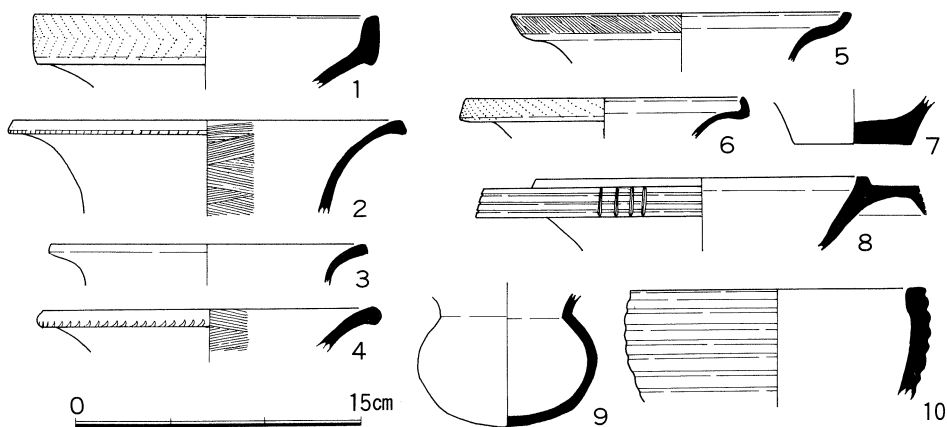
高杯(8) は、外面に三条の沈線を巡らせ、4つの棒状浮文をもつ。

Pit 8703

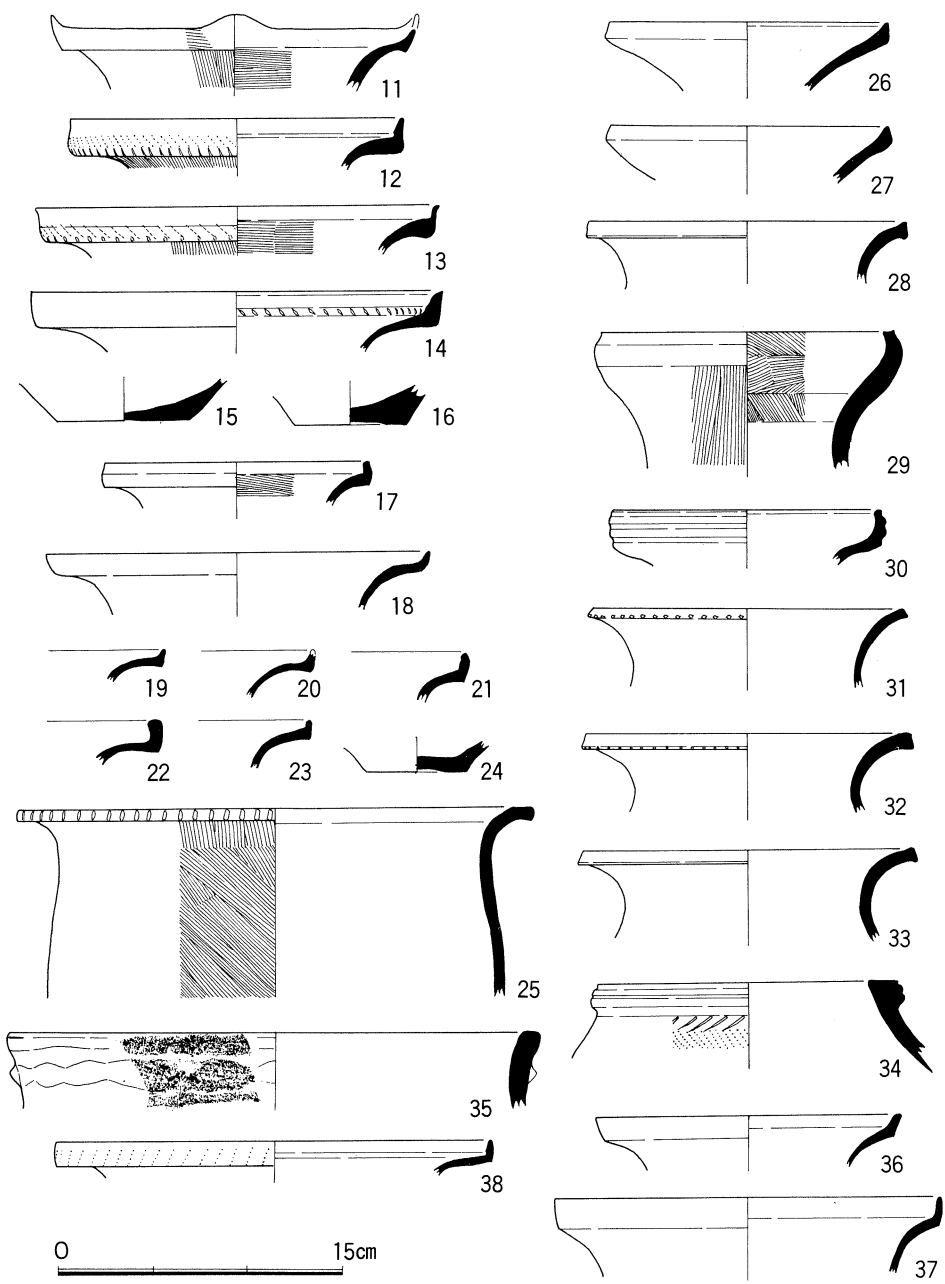
壺の口縁部が1点のみ出土した(10)。口縁部は、内面上方が肥厚し、外面に6条以上の凹線が巡る。

S X 8703

周溝部より甕6(11~16)が出土した。甕は、受口状口縁を呈するもの(11~14)と、底部(15・16)がある。(11) は、唯一の波状口縁を持つ甕で、内・外面にハケを施す。(12)~(14) は、直立する水平口縁を持ち、外面に、刺突列点文と刻み目を持つもの(12・13)と無文のもの(14)がある。(14) は、屈曲する口縁部の内面に刺突列点文を施す。底部(15・16) は、いずれも平底である。



第9図 出土遺物実測図(1)



第10图 出土遗物实测图(2)

S X 8704

周溝部より甕 9 (17~25)・壺 8 (26~33)・鉢 1 (34) が出土した。

甕は、受口状口縁を呈するもの (17~23)、外反する口縁を呈するもの (25)、さらに底部 (24) がある。(17) ~ (23) のうち、口径の求まるものは2点のみで、小形のものには口縁端部の屈曲が強く、大形のものには屈曲が弱い。この7点の口縁部は、いずれも屈曲した後、直立することを基調としている。(25) は、外反する口縁の端部に面を持ち、刻み目を施す。

壺は、口縁部の外反するもの (26~28・31~33)、受口状口縁を呈するもの (29・30) がある。外反する口縁の端部は、面を持つもの (31・32)、上方に肥厚するもの (26・27)、上・下方に肥厚するもの (28・33) の三様が認められる。(31)・(32) は、口縁部下方に刻み目を施す。受口状口縁を呈する壺には、屈曲の弱いもの (29) と強いもの (30) がある。(30) は、外面に3条の凹線を施す。

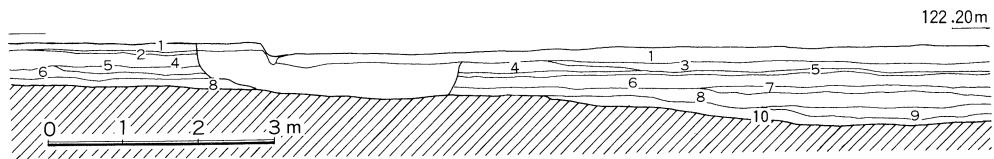
(34) は、腰で屈曲し、内傾しながら立ち上がる鉢である。口縁の段部には、2条の沈線が巡る。体部には、刺突文と列点文が巡る。

S X 8705

東側の周溝より、甕 3 (36~38) と縄文式土器 (35) が出土した。

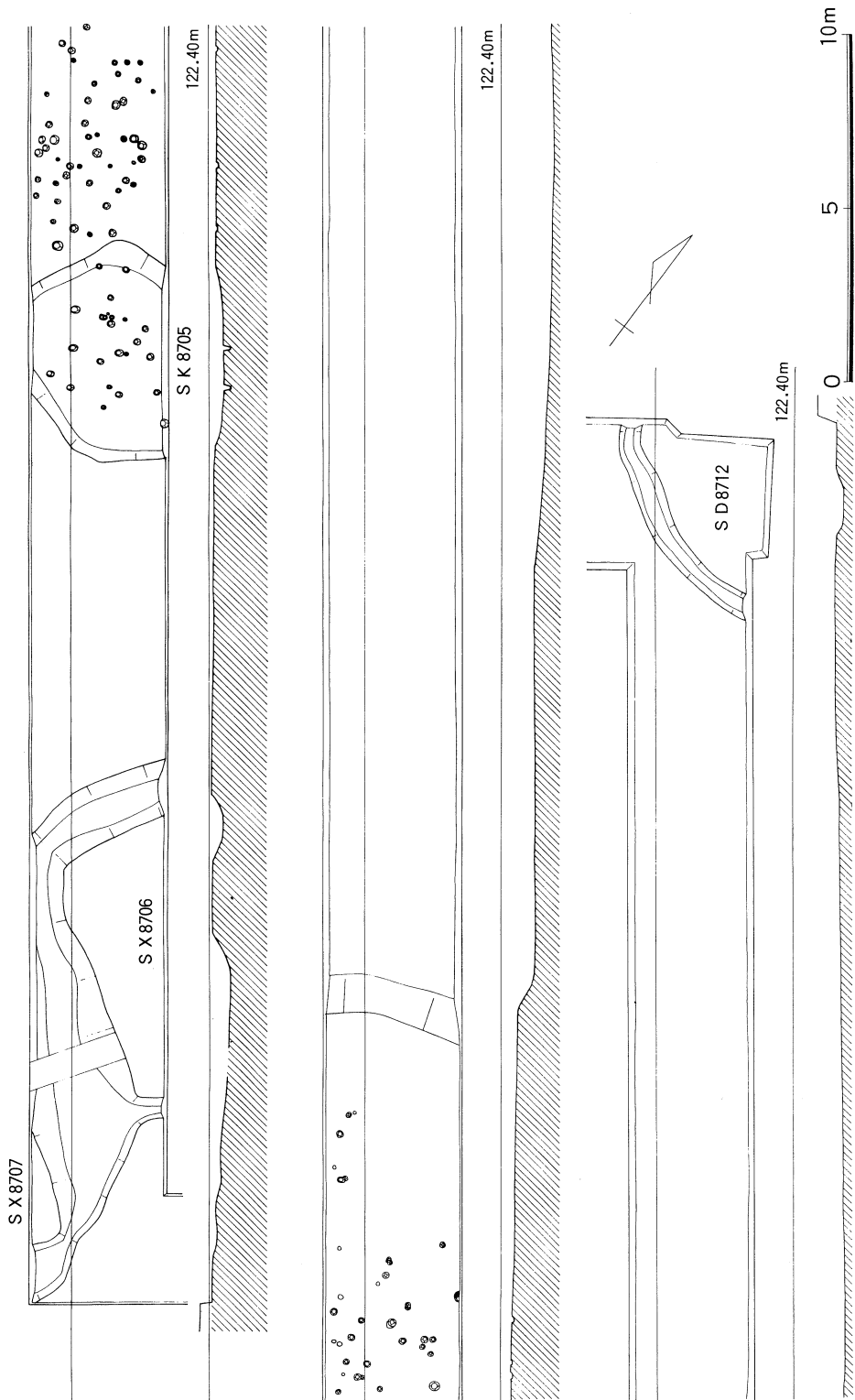
縄文式土器 (35) は、深鉢の口縁部で、上端に面を持つ。口縁部の外面には、幅の広い凸帯がつき、二枚貝条痕の押圧が認められる。

(36) ~ (38) は、受口状口縁を呈する甕で、外面が無文のもの (36・37) と、刺突列点文を施すもの (38) が認められる。

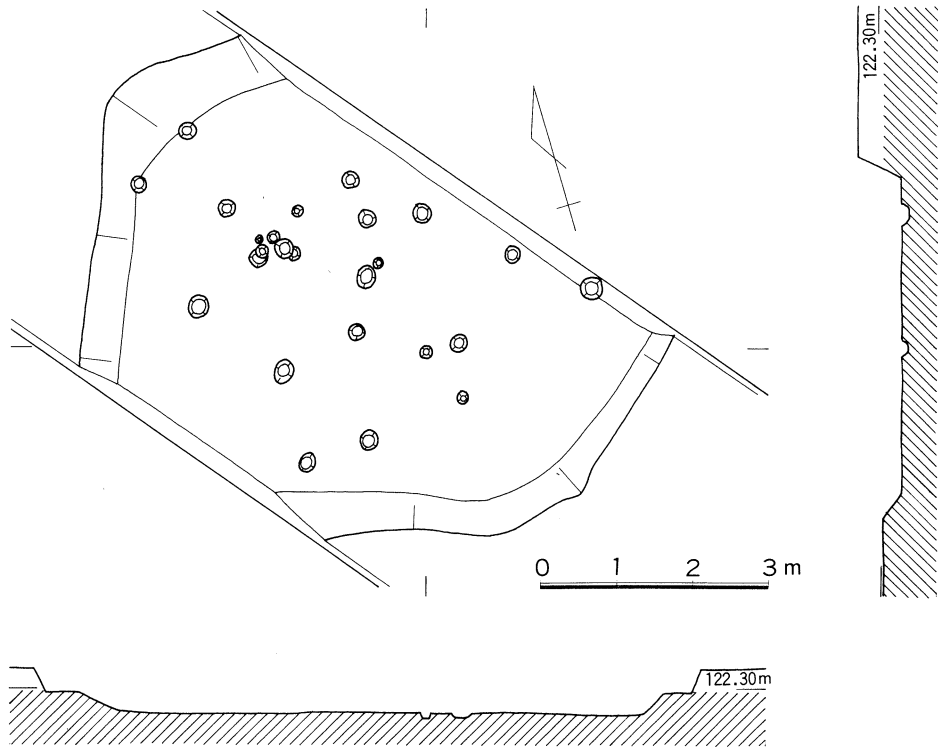


- | | |
|---------|-------------|
| 1. 耕土 | 6. 灰色土 |
| 2. 床土床土 | 7. 暗黄褐色土 |
| 3. 灰白色土 | 8. 暗茶褐色粘質土 |
| 4. 黄灰色土 | 9. 淡褐色土 |
| 5. 黄褐色土 | 10. 暗灰褐色粘質土 |

第11図 第2トレンチ西壁土層堆積図



第12図 第2トレンチ遺構図



第13図 S K 8705遺構図

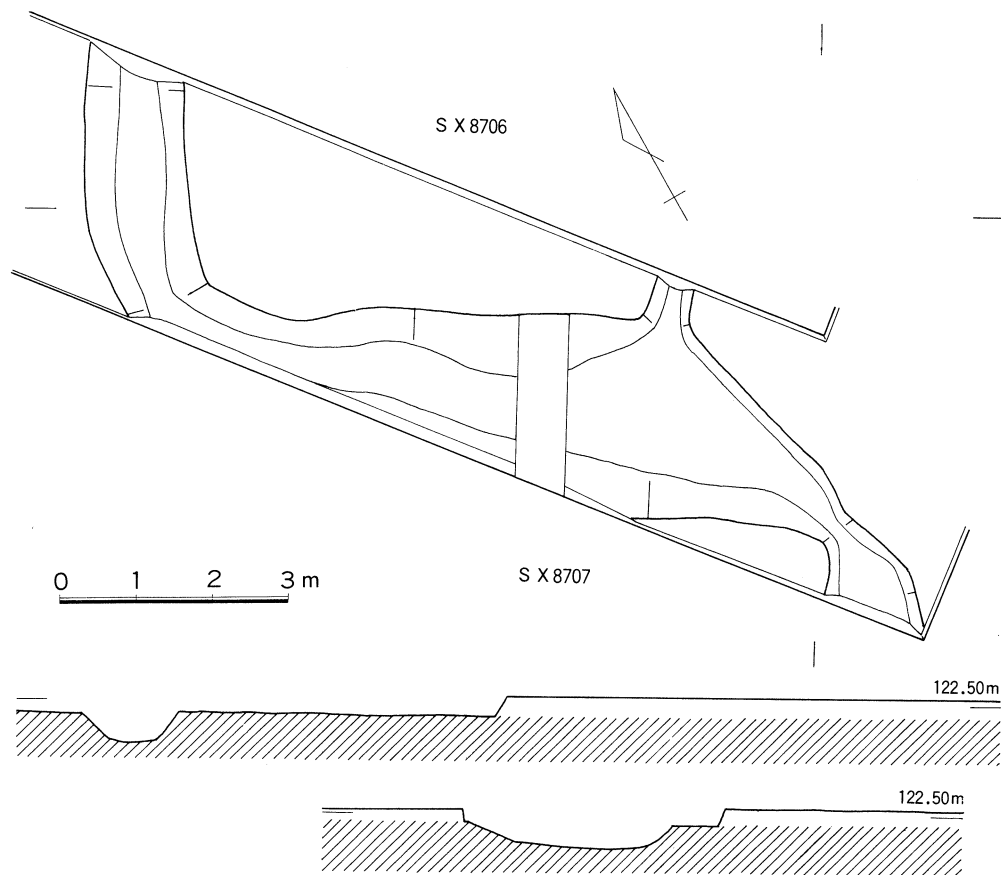
(2) 第2 トレンチ

第1 トレンチの東端より屈折して南へ伸びる東西3 m 90cm・南北105 m 50cmのトレンチ。トレンチの北部には、約48mにわたって深さ約1 mの落ち込みが認められ、落ち込みの南側では、方形周溝墓・土壇・柱穴群を検出した。各遺構の概要は、以下の通りである。

土壇 (S K 8705)

第2 トレンチの中央南寄りで検出した南北6 m 40cm・東西3 m 90cm以上・深さ25cmの遺構である。同遺構は、検出時に竪穴住居跡かと思われたが、壁面付近の立ち上がりが緩く、壁溝等の施設等が無いことから、土壇として判断するに至った。

土壇の内部には、計23の柱穴が確認されているが、土壇に付随するものではなく、土壇に後出する遺構と判断される。



第14図 S X 8706・S X 8707遺構図

方形周溝墓（S X 8706・8707）

第2 トレンチの南端で、東西に併存する2基の方形周溝墓（S X 8706・S X 8707）を検出し、東側のものをS X 8706、西側のものをS X 8707とした。

S X 8706は、遺構の東部をトレンチの外部に拡張、南北7 m 40cm・東西3 m 20cm以上を測る。3方に認められる周溝のうち、北溝は、幅1 m 60cm・深さ30cmを測り、S X 8707と共有する西溝は、幅3 m 20cm・深さ50cmを測る。また南溝は、幅60cm・深さ15cmを測り、他の二方の周溝と比較して小規模である。

S X 8707は、北溝をS X 8706と共有するが、南溝の位置は、S X 8706の南溝より南方へ約2 m 50cmずれる。S X 8707の南溝は、幅1 m 45cm・深さ25cmを測る。周溝墓のマウンド規模は、南北3 m 10cm以上・東西90cm以上を測るが、遺構の大部分がトレンチの外部に拡張するため、実態は不用である。

S X8706とS X8707の間にある共有溝は、埋土の状況に切り合い関係が認められず併存したものと考えられる。

出土遺物

土坑（S K8705）・方形周溝墓（S X8706・8707）より弥生式土器が出土し、落ち込みの埋土より須恵器・黒色土器・灰釉陶器が出土した。

S K 8705

弥生時代後期の甕1（39）・器台2（40・41）が出土した。

甕（39）は、受口状口縁を呈しており、短く立ち上がる口縁上端部は肥厚する。また器台は、外反する口縁端部が垂下するもの（40）と、受部が内弯するもの（41）がある。（40）は、口縁端部に面を持ち、2条の沈線を施す。（41）は、受部外面にハケが残る。

S X 8706

弥生時代後期の甕（42・43）が出土した。いずれも底部の破片である。

（42）は、平底を呈し、（43）は、脚台部を伴う。（43）の体部外面は無文で、叩き及びハケは認められない。

S X 8707

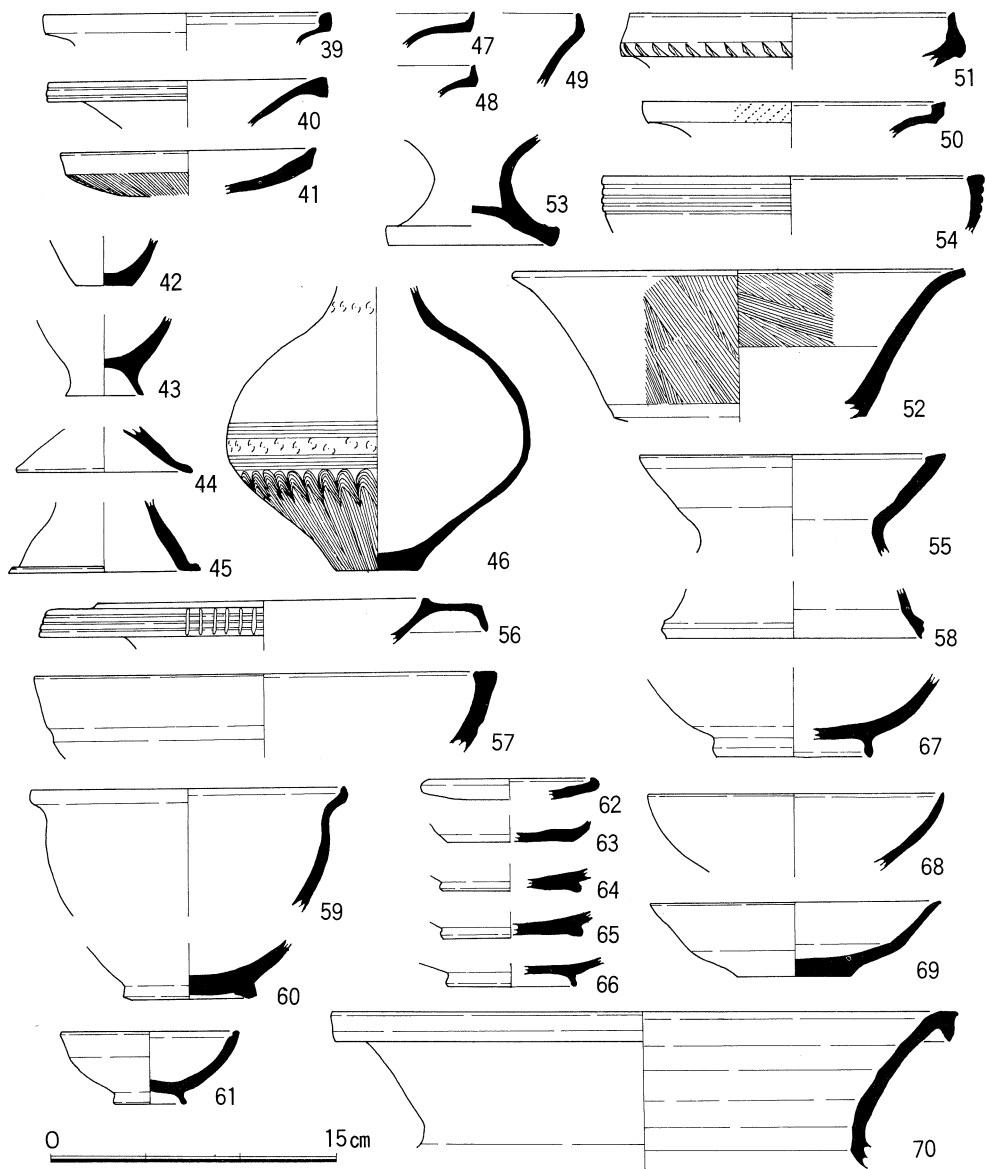
器台の脚部（44）と、高杯の脚部（45）が認められる。（44）は、直線的に開脚しており、端部を丸く終える。（45）は、脚部の下端が外方に屈折し、短く伸びて、端部に面を持つ。

落ち込み

トレンチの北部に位置する落ち込みの埋土から、須恵器の脚部（58）・灰釉陶器の碗（67）と黒色土器が出土した。

(3) 第3 トレンチ

第2 トレンチの南端より屈折して東へ伸びる南北3 m 80cm・東西76m 50cmのトレンチである。トレンチの東方には、東西幅55m 70cm・深さ1 m 10cmの落ち込みがあり、落ち込みの西方に柱列遺構を検出した。



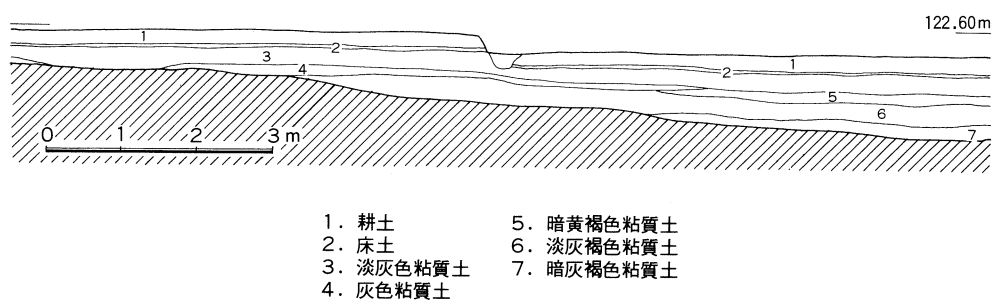
第15图 出土遺物实测图 (3)

柱列遺構

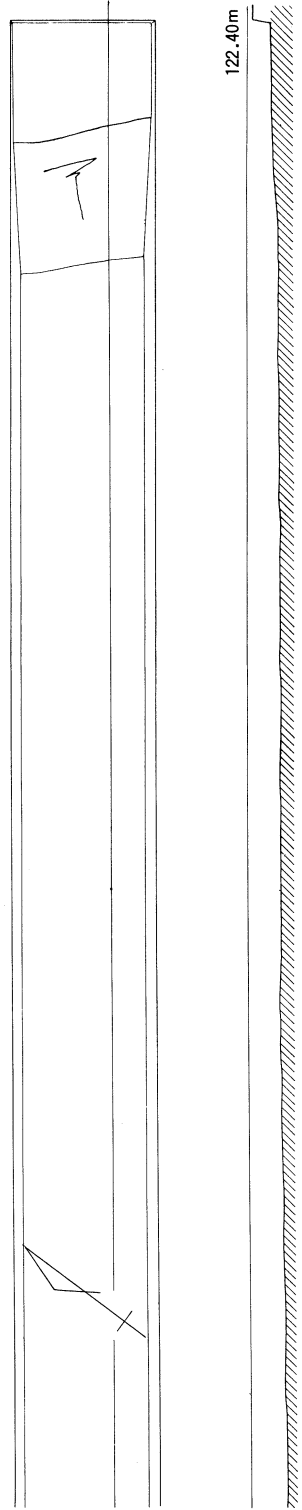
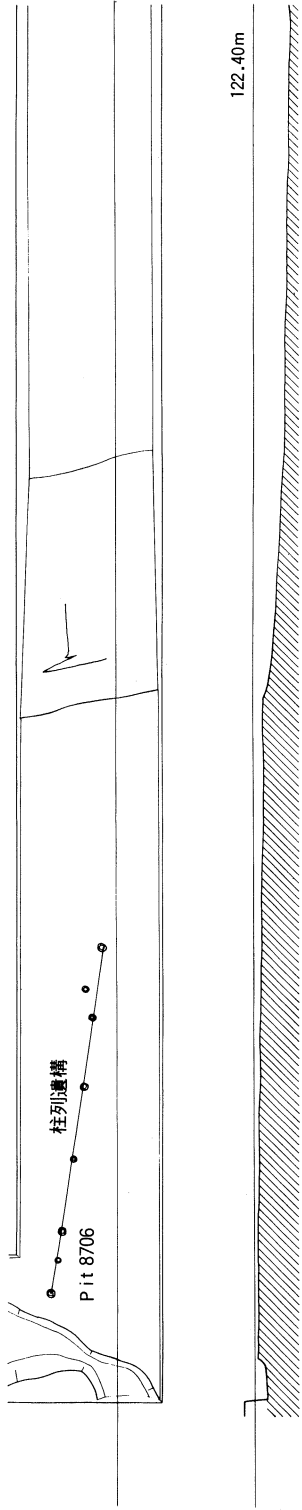
S X 8706・8707の東隣に7つの柱穴からなる9 m 30cmの柱列遺構を検出した。柱穴は平面円形を呈し、直径10～20cm・深さ10～15cmの規模を持つ。同遺構は検出時において掘立柱建物跡とも考えられたが、伴う柱穴が他に無く、柱列遺構として取り扱った。

出土遺物

柱列遺構のうち Pit 8706より黒色土器の小碗（61）が出土し、落ち込みの埋土より土師器の小皿（62）・深皿（69）・椀（68）、須恵器の杯（63）、灰釉陶器の碗（64・65）が出土した。



第16図 第3トレンチ北壁土層堆積図



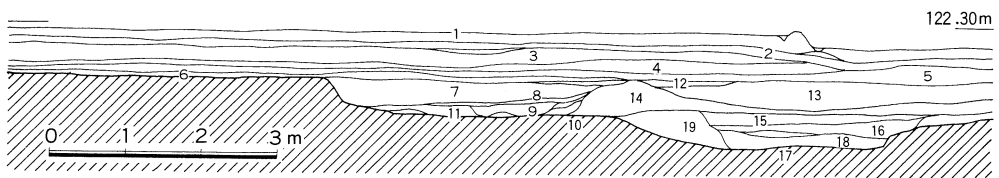
第17図 第3トレンチ遺構図

(4) 第4トレンチ

第4トレンチ～第14トレンチは、県営ほ場整備蒲生中部地区市子川原第1工区内に含まれ、第4トレンチ・第5トレンチは、県道日野近江八幡線を挟んで、第3トレンチの東延長上に位置する。

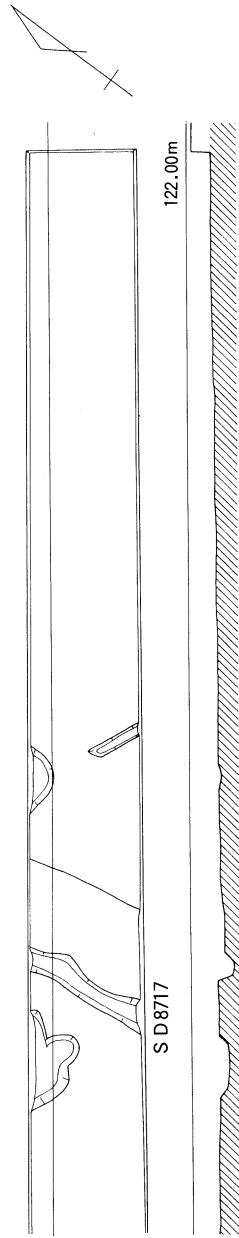
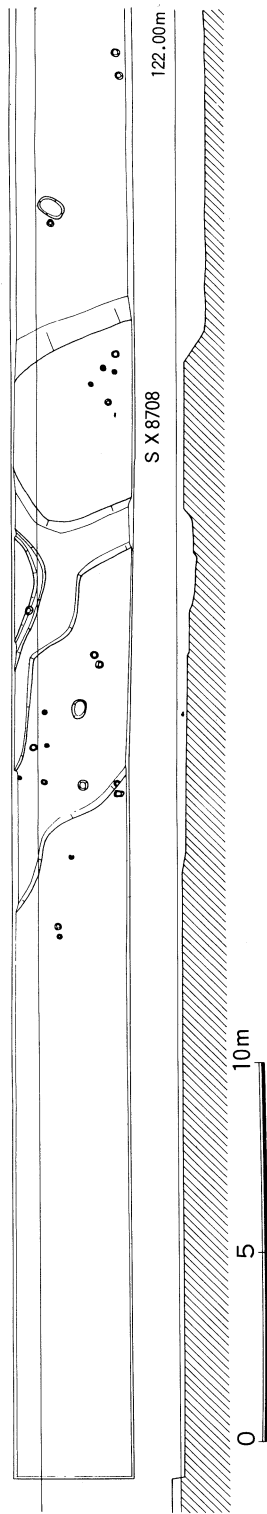
第4トレンチの土層堆積は、大別して6層で構成され、耕作土・床土・淡灰白色砂質土・灰色土・灰褐色土・暗灰褐色粘質土と続き、遺構面に至る。遺構は、トレンチの西部に集中し、東部には、東西38m50cm以上の落ち込みが認められ、深さ約80cmを測る。落ち込み内の土層堆積は第18図に示す通りで、数時期に及ぶ堆積と遺構開設が認められる。

遺構は、トレンチ西部に方形周溝墓（S X8708）・溝・柱穴等が認められ、トレンチ東部の落ち込み内に溝（S D8717）・土壇等が認められる。



- | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1. 耕土 | 6. 暗灰褐色粘質土 | 11. 暗灰色粘質土 | 16. 暗褐色土 |
| 2. 床土 | 7. 暗褐色粘質土 | 12. 暗褐色土 | 17. 灰色砂 |
| 3. 淡灰白色砂質土 | 8. 白色砂 | 13. 茶褐色土 | 18. 暗灰褐色粘質土 |
| 4. 灰色土 | 9. 褐色土 | 14. 淡灰色粘質土 | 19. 灰白色粘質土 |
| 5. 灰褐色土 | 10. 黒色砂 | 15. 灰褐色粘質土 | |

第18図 第4トレンチ北壁土層堆積図



第19図 第4トレンチ遺構図

S X 8708

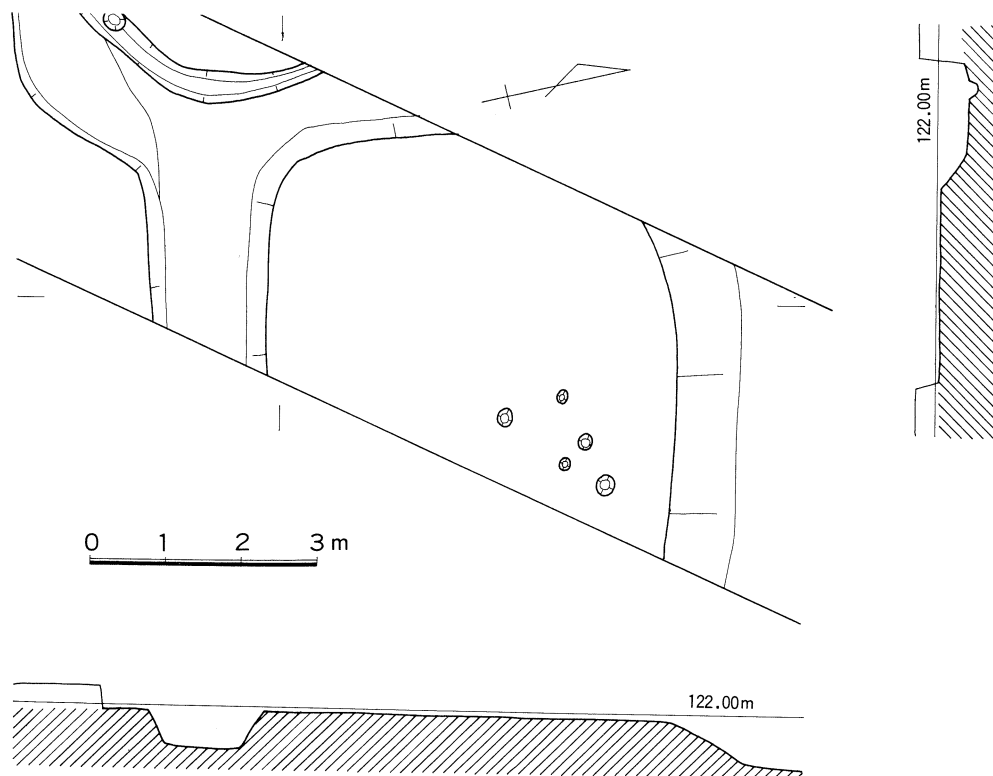
落ち込みの西縁辺部に位置する方形周溝墓（S X 8708）は、遺構の南部をトレンチ外部へ拡張、東西 4 m 40cm・南北 4 m 40cm以上の規模を測る。遺構の北側と西側には周溝が巡り、東側は周溝を持たず、落ち込みに続く。

北側の周溝は、幅 1 m・深さ 25cmを測り、西側の周溝は、幅 1 m 25cm・深さ 15cmを測る。周溝の北西部からは、さらに北西方向にL字形の溝の基底部が確認されており S X 8708の北西に別の周溝墓の存在が予測される。

S D 8717

落ち込みの基底部から、幅 50~75cm・深さ 25cmの溝（S D 8717）を検出した。遺構の埋土は暗灰褐色粘質土の単統一層で、若干量の土師器の包含が認められる。

この他にも、落ち込み内には、遺構が認められるが、性格の明らかなものや遺物を包含するものは無い。



第20図 S X 8708遺構図

出土遺物

溝 (S D8717) より、土師器の高杯(52)が出土し、落ち込み埋土より須恵器の甕(70)が出土した。

(52) は、口径23.8cmを測る布留式土器の高杯受部である。外面と内面上半に斜方位のハケが認められる。

(70) は、口径33.0cmを測る須恵器の甕の口縁部である。口縁は端部を垂下させ、外方に面を持つ。

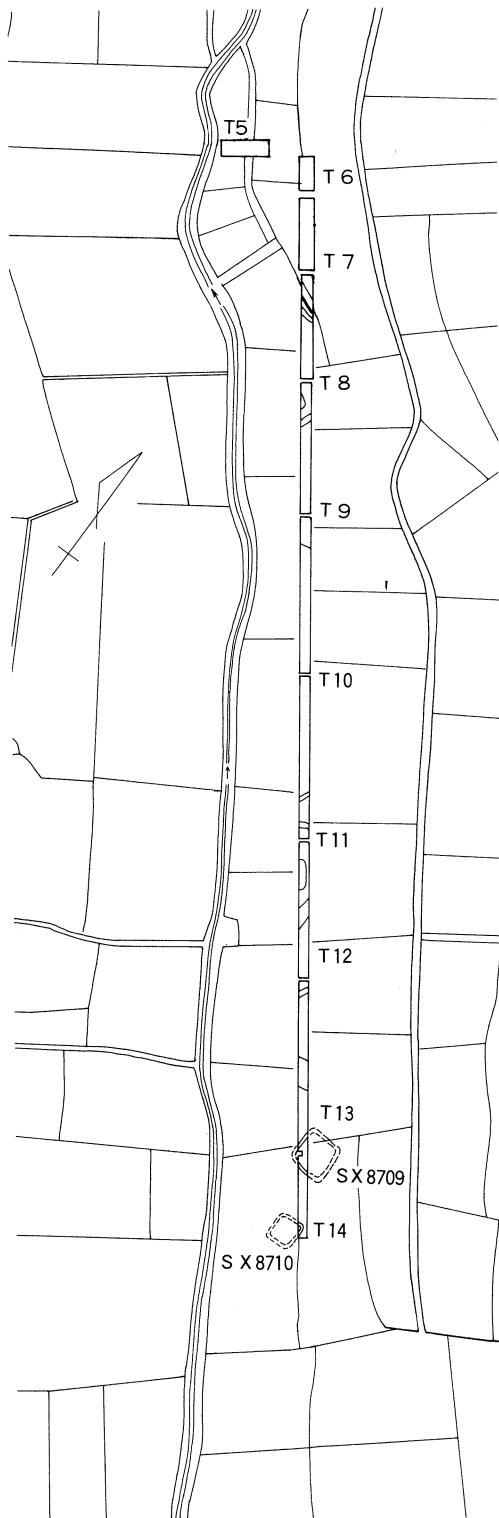
(5) 第5トレンチ～第14トレンチ

第4トレンチの東延長箇所に設定した第5トレンチは、東端で南折して、第6トレンチ～第14トレンチへと続く。

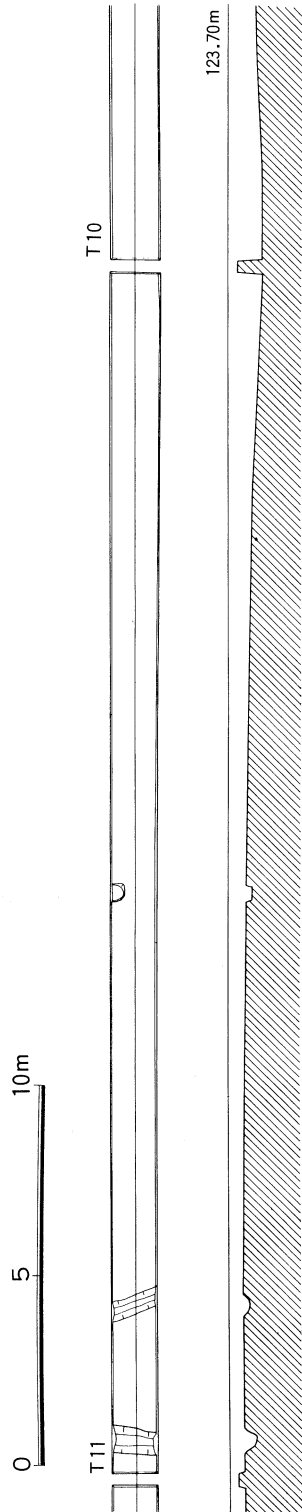
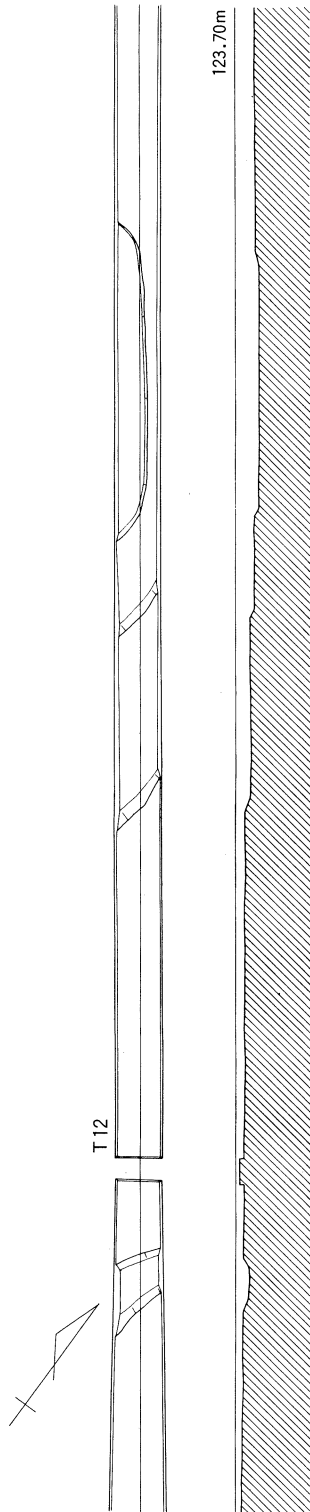
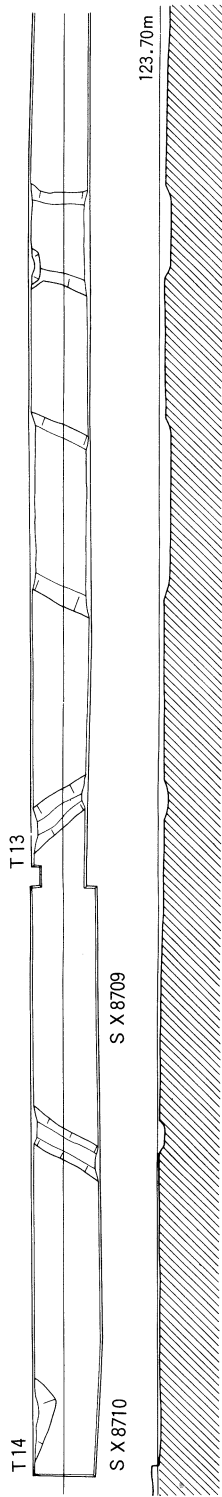
このうち第5トレンチ～第7トレンチでは、顕著な遺構や遺物の出土は認められず、第8トレンチ～第14トレンチにおいてのみ遺構を検出した。

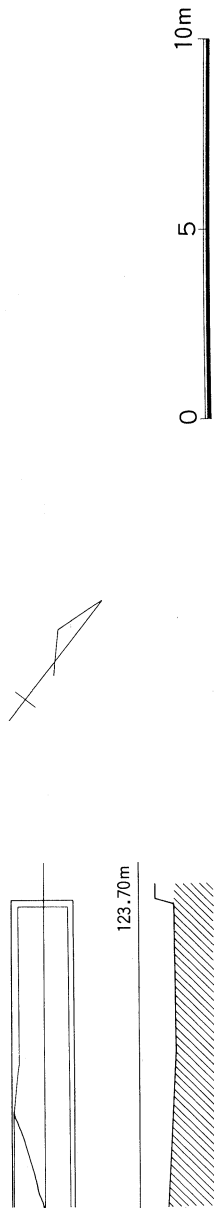
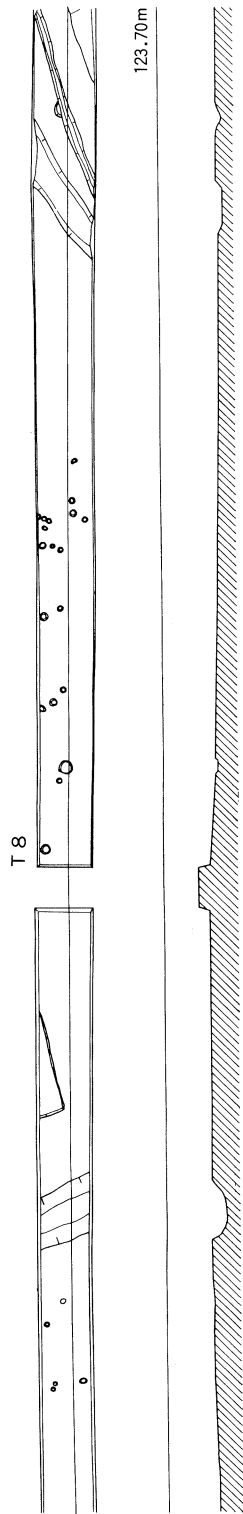
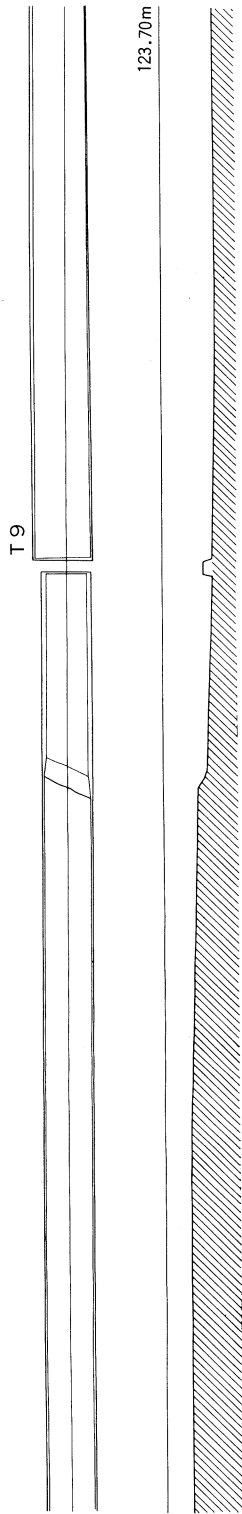
第8トレンチの北半部では、北側へ傾斜する落ち込みを検出した。この落ち込みは第4トレンチの東部で検出した落ち込みに続く遺構と考えられるが、遺構北東部の立ち上がりは、第4トレンチ～第8トレンチ内には認められない。

この落ち込みの埋土内からは、土師器の甕(55)が出土した。(55)は、口縁端部内面が肥厚しており、布留式土器の特徴を

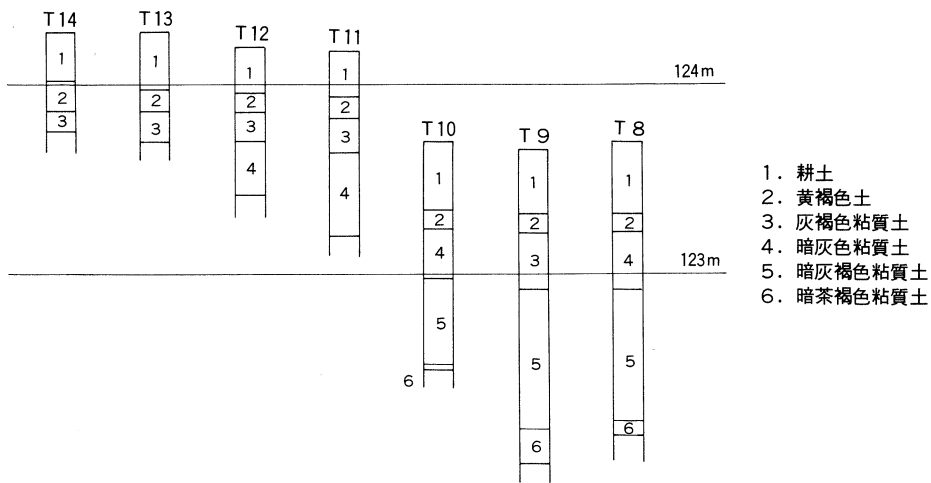


第21図 第5～14トレンチ配置図





第22図 第8～14トレンチ遺構図



第23図 第8～14トレンチ土層柱状図

示している。

第9トレンチ～第12トレンチにおいては、溝・土壇・柱穴等の遺構を検出しているが、性格の明らかなものは無い。また、出土遺物は細片が多く、器形の復元できるものは、包含層より出土した須恵器の鉢(59)のみである。(59)は、屈曲する口縁が受口状を呈しており、短い立ち上りを示す。

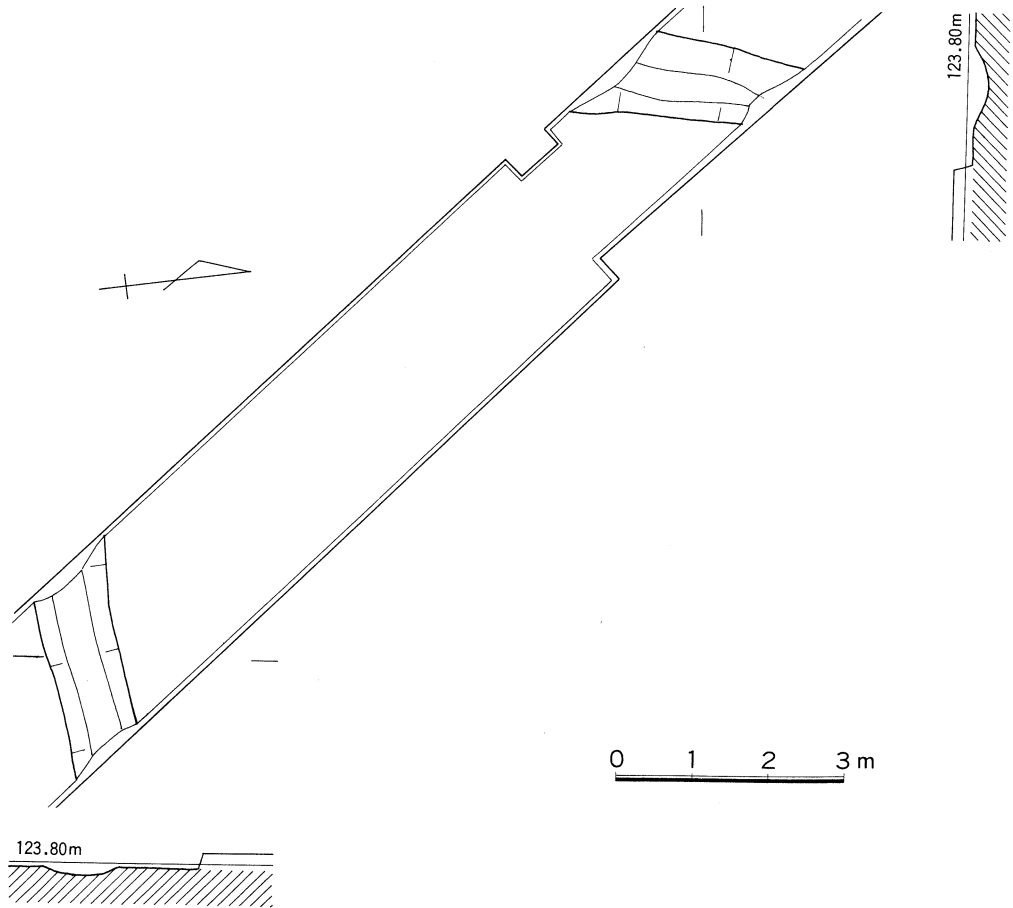
第13トレンチの南半部から第14トレンチにかけて、2基の方形周溝墓(S X 8707・S X 8710)を検出した。

S X 8709

遺構の大部分がトレンチ外部に拡がるため、全容は不明であるが、東西6 m60cm以上・南北7 m20cm以上の規模を測る。S X 8709は、西側と南側の周溝を検出しており、西側の周溝は、幅70～90cm・深さ15cmを測り、南側の周溝は、幅70～80cm・深さ10～15cmを測る。周溝の内部には、弥生式土器が包含されているが、いずれも小破片であり、器形を復元できるものは無い。

S X 8710

S X 8709の南西に隣接する方形周溝墓で、北東コーナーを検出した。遺構の大部分



第24図 S X 8709遺構図

はトレンチ外部に拡がっており、全容は不明である。周溝内部は、S X 8709同様に小破片の弥生式土器が包含されている。

第14トレンチの南方では、蒲生町教育委員会による発掘調査が実施されており、落ち込みと数基の方形周溝墓が確認されており、S X 8709・S X 8710も落ち込みの縁辺に立地する方形周溝墓群の一部と理解される。

(6) 第15トレンチ

第1トレンチの西延長部に設定したトレンチで、南北2m・東西41m50cmを測る。トレンチ設定地の北半部は、既に町道工事の際に、堆積土の削平を受けていたが、遺構の大部分は既存しており、発掘調査を実施した。

第15トレンチでは、トレンチの両端に2基の方形周溝墓（S X 8711・8712）を検出し、その中央に1条の溝（S D 8722）を検出した。

S D 8722

幅1 m 20cm・深さ25cmの規模を持つ溝で、遺構検出時において方形周溝墓とも考えられたが、遺構面削平のためか関係する他の周溝が確認できず、溝として取り扱った。

S D 8722の埋土からは、弥生時代中期の土器（53・54）が出土した。いずれも、脚台を持つ鉢で、（54）は、直立気味の口縁を持ち、外面に4条の凹線文を施す。（53）は、中空の脚部である。

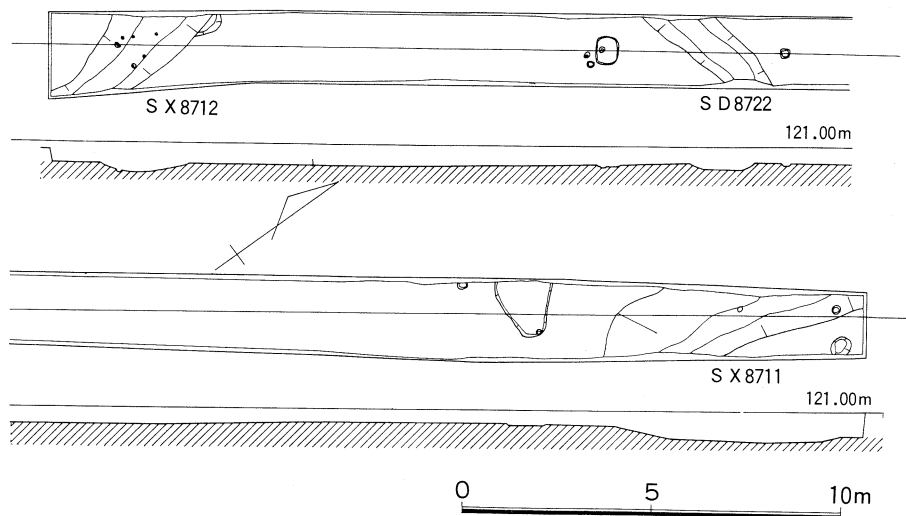
S X 8711

第15トレンチの東部において検出した方形周溝墓で、周溝の北西部のみを検出し、他をトレンチの外部に拡げている。

北側の周溝は、幅2 m 10cm・深さ35cmを測る。埋土中からは、弥生時代中期の土器（46～51）が出土した。土器は、壺2（46・51）・甕4（47～50）がある。

（46）は、周溝の基底部より出土したものでん体部最大径を下半に示しており、受口状口縁を伴う壺と考えられる。体部外面には、櫛描直線文と半截竹管文が巡る他、受口状口縁の甕に多く見られるハケ原体を用いた波状文とハケが下半に残されている。

（51）は、外反する口縁の端部を上方に伸ばす壺で、肥厚する屈折部外面に刻み目が巡る。



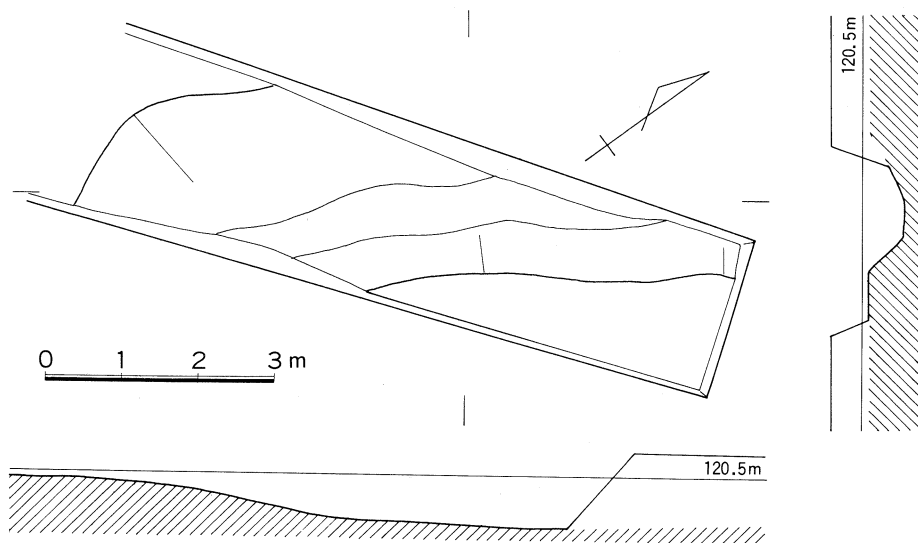
第25図 第15トレンチ遺構図

甕 (47~50) は、全て受口状口縁を呈しており、屈曲して上方に伸びる口縁端部の器壁が薄いもの (47~49) と、内部に肥厚して肉厚のもの (50) がある。(50) は、外面に刺突列点文を巡らせる。

S X 8712

第15トレンチの西部において検出した方形周溝墓で、周溝の南東部のみを検出し、他をトレンチの外部に拡げている。

東側の周溝は、幅 1 m 40cm ~ 2 m 5 cm・深さ 25cm を測る。埋土中からは、弥生式土器の小破片が出土したが、器形を復元できるものは無い。



第26図 S X 8711遺構図

3 ま と め

今回の発掘調査結果から、市子遺跡の復元を試み、この性格について以下に若干の検討を加えてみたい。

最初に、市子遺跡は複合集落跡として周知されているが、このうちの初限期の遺構が、今回の調査で数多く確認された。出土遺物の中に1点の縄文式土器を含むものの、遺構・遺物の最も中心となるものは、弥生時代のものである。

今回の調査では、弥生時代中期後半の方形周溝墓7基と後期の方形周溝墓2基、さらに時期不明の方形周溝墓1基が確認された。各トレンチの遺構説明にみられる「落ち込み」は、佐久良川より分流する小河川と推測され、その中心となるものは、第14トレンチの南側より北西へ進み、第3トレンチ・第2トレンチ・第1トレンチを通り、前回の調査において検出した沼状の遺構へ至る。

この小河川を中心において、北部では左岸縁辺部に方形周溝墓が分布し、南部では右岸縁辺部に方形周溝墓が分布する。この分布は、南北約500mの範囲に認められ、過去の調査を含めて約40基の遺構が確認されているが、発掘調査の面積が限られているため、実存する方形周溝墓の数は、この数倍にあたと予想される。

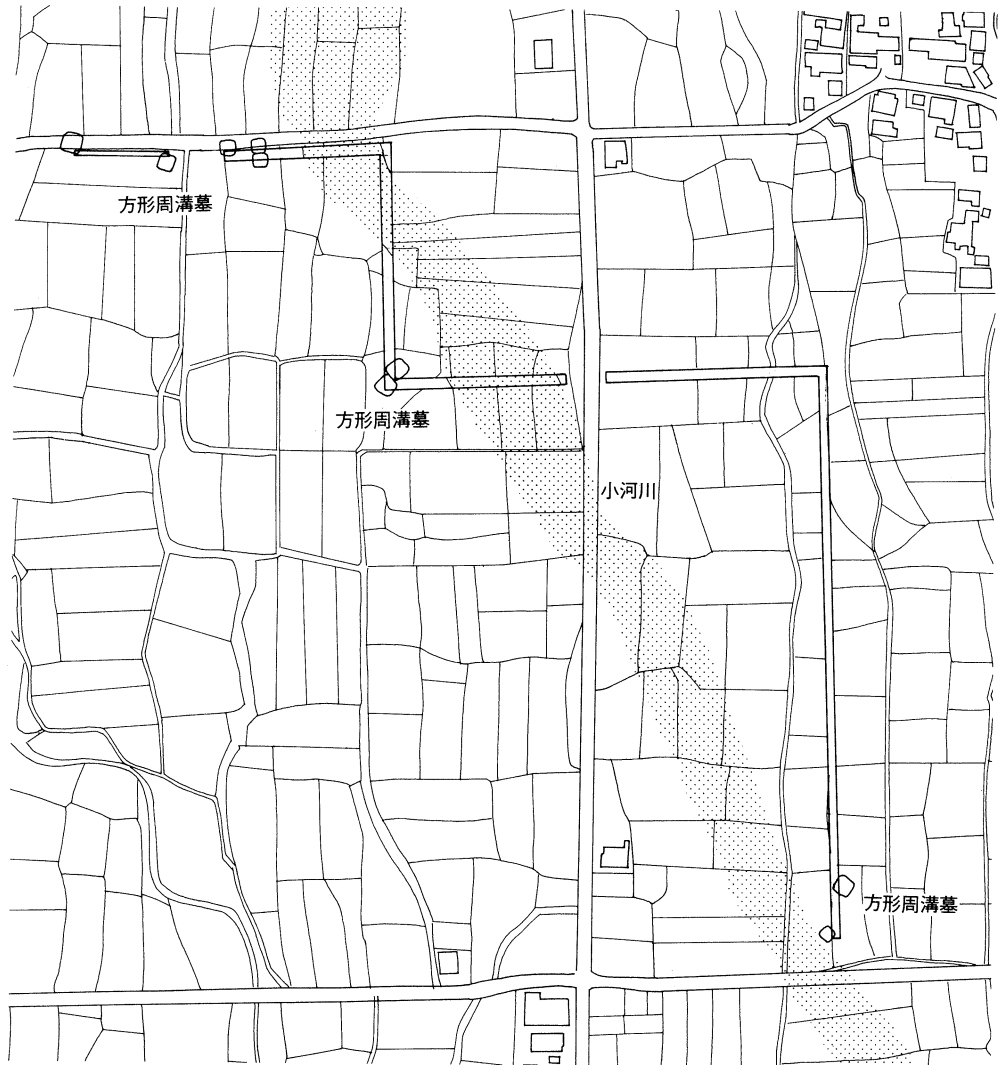
方形周溝墓の構築年代は、各々の遺構の周溝部出土遺物から想定することが可能で、北部のものが畿内第Ⅲ—Ⅳ様式併行期の土器を共出し、弥生時代中期後半に比定される。中部のものは、第2トレンチの調査で検出したS X 8706・S X 8707の2基のみであるが、畿内第Ⅴ様式併行期の土器を共出し、弥生時代後期に比定される。また南部のものは、第13・14トレンチの調査で検出したS X 8709・S X 8710の出土遺物から年代を比定することは不可能であるが、隣接して実施された蒲生町教育委員会の調査で、畿内第Ⅲ—Ⅳ様式併行の土器を共出する方形周溝墓が数基確認されており、弥生時代中期後半に比定される。

次に、この方形周溝墓（墓域）に伴う市子遺跡の居住区域の想定であるが、北部の墓域の西部、現在の市子沖の集落付近に一群があると推測されている。

市子遺跡及び隣接する堂田遺跡においては、佐久良川より分流する小河川が幾条も遺構として確認されており、小河川の水利を活かした集落の形成が想定され、小河川

群の拡がりを追う事で、これによって区分された水田区域・墓域・居住区域を明らかにすることができよう。すなわち、南北 500 m・東西 300 m 以上に及ぶ弥生式土器の散布状況と遺構の検出状況から、数箇所に住居区を持ち、小河川の水利を生かして、各居住区が管理水田を所有したものと考えられる。

続いて出土遺物から、湖東地方における弥生式土器の中期の実態について検討を加えたい。蒲生町内における弥生時代の遺跡には、市子遺跡の他に、アリヲヲジ遺跡(中



第27図 市子遺跡環境復元図

期)・野瀬遺跡(中期)・堂田遺跡(後期)が知られているが、共通して土器の遺存状況が悪い。そのため、ここで取り扱う資料は蒲生町内のみならず、湖東地方一帯のものを対象として行う。

弥生時代中期初頭の資料は、中期後半のものと比較して、その全体量の乏しい事が知られている。彦根市妙楽寺遺跡^⑦・安土町大中の湖南遺跡^⑧・近江八幡市長命寺湖底遺跡^⑨は、いずれも湖岸寄りの低水位地帯に立地している。湖岸部の低水位地帯では、弥生時代中期中葉に琵琶湖の水位に変動が生じるため、畿内第Ⅱ様式併行期以前の土器が集中して出土する。

畿内第Ⅱ様式併行期の土器は、櫛描文の出現をもって前期の土器と区分できる。妙楽寺遺跡では、同期の土器が二層の遺構面によって、古段階と新段階に分れる。このうち古段階の土器では、壺の施文に櫛描文・多条沈線文・貼付突帯文が見られ、畿内第Ⅰ様式と第Ⅱ様式の混在した傾向が示される。また、器種は壺・甕を中心としており、壺の器形には、口縁部の外反するものと、受口状口縁を呈するものが認められる。

第Ⅱ様式の新段階のものは、妙楽寺遺跡S K 303出土の壺と甕を基準とし、壺の施文は櫛描文を主としており、古段階の多様な施文法と区分される。最も一般的に第Ⅱ様式と判断されるものは、この新段階のものであり、第Ⅰ様式の土器と混在して出土している土器群は、先の第Ⅱ様式古段階に含まれる。

続く第Ⅲ—Ⅳ様式併行期になると遺跡数が増大し、土器の出土総量も増える。遺跡の分布は、湖岸部のみならず、内陸部(彦根市馬場遺跡^⑩・肥田西遺跡^⑪・近江八幡市勸学院遺跡^⑫・蛇塚遺跡^⑬)や、丘陵上(竜王町堤ヶ谷遺跡^⑭)にも遺跡の拡がりが見られる。

土器の器種は、第Ⅱ様式のものに比べて豊富になり、壺・甕の他、鉢・高杯の出土量が増大する。

壺は、口縁部の外反するものと、受口状口縁を呈するものがあり、この他に大形の壺が増加する。口縁の外反するものでは、第Ⅱ様式にみられた端部の刻み目が次第に減少する。受口状口縁を呈する壺は、器形が豊富であり、広口壺から細頸壺に至るまで多様であるが、体部の最大径を下半に持つ点において、器形上の共通項が示される。

甕は、主として4つのタイプに分れる。1つは、第Ⅱ様式から継続する口縁部の外反するもので、内外面にハケが残る。2つは、外反する口縁の端部が、わずかに上折

するもので、水平口縁のもと、波状口縁のものが存在する。3つは、くの字口縁を呈するもの。4つは、受口状口縁を呈するもので、2種に細分される。1種は、櫛描直線文・刺突列点文・半截竹管文から構成される施文を体部上半と口縁外面に伴い、小形の甕に多くみられる。2種は、屈曲後の口縁端部の立ち上がりがあり、1種に比べて短く、斜上方にのびるハケを器体外面全域に残し、大形の甕に多くみられる。

鉢は、上端が内弯して立ち上がるものと、腰で屈曲し、内傾しながら立ち上がるものがある。前者は、口縁外面に数条の凹線文が巡るが、その下半にハケが残り、ヘラ磨きを施さない点で、畿内の土器と異なる。後者は、口縁端部外面に段を持つが、その下半に櫛描刺突文・直線文が巡り、簾状文が施されない点で、畿内の土器と異なる。

高杯は、浅い杯部が内弯しながら立ち上がるものと、杯部上端が横に張りだし、端部を垂下させるものがある。いずれもナデ調整によるもので、ヘラ磨き等の技法を認めることは少ない。

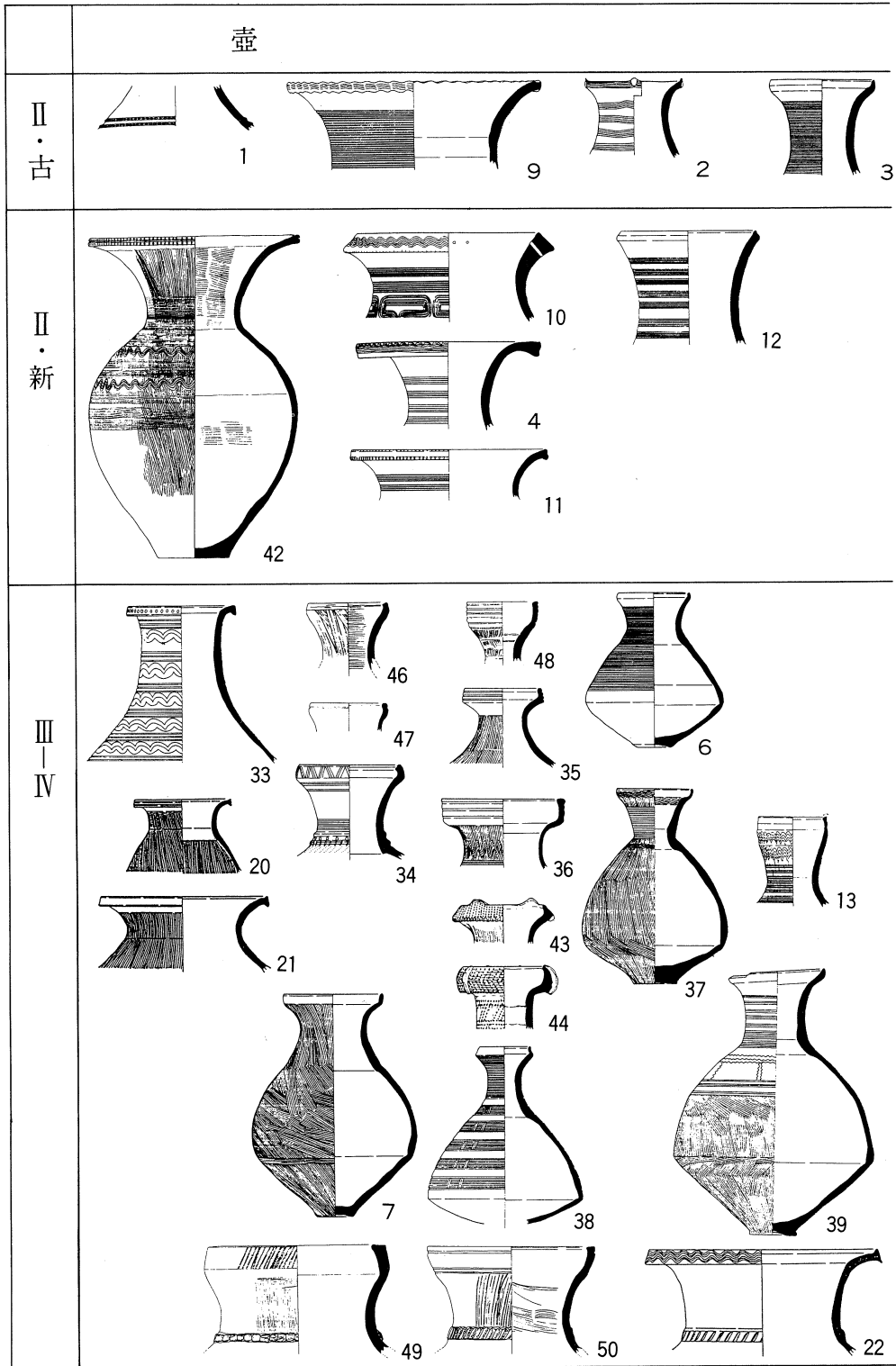
以上が、湖東地方における弥生時代中期の土器の傾向であり、市子遺跡の土器も、このうちの第Ⅲ－Ⅳ様式併行期の土器群と同一の傾向を示すものである。

4 結 語

今回の調査では、湖東地方の平野部における弥生時代中・後期の集落の一端を明らかにすることができた。集落は、沖積低地の開発に伴って発生し、縦横に走る小河川を利用して、水田区・居住区・墓域が形成され、そのうちの、小河川縁辺部に立地する方形周溝墓群を確認した。他の墓域・水田区・居住区の追求については、今後の調査課題である。

また、小河川の埋設、方形周溝墓の削平による、新たな水田開発が実施されており落ち込み埋土の出土遺物より、12世紀を上限とする耕地整理と理解される。調査地に普及する現存蒲生郡条里（N33° W）も、この耕地整理を上限年代としており、同地域における条理普及年代を12世紀以降のものと理解することができる。

今回の調査結果は、弥生時代の集落の在り方と、現存条理の普及過程を示す良好な事例であると考えられる。

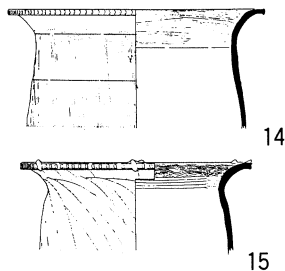
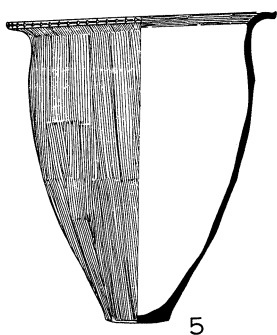


第28図 湖東地方の弥生式土器

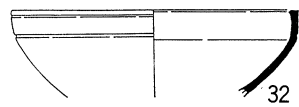
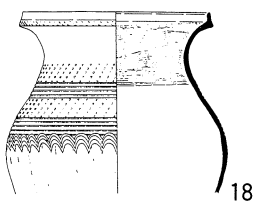
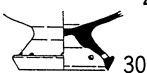
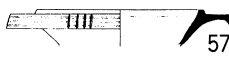
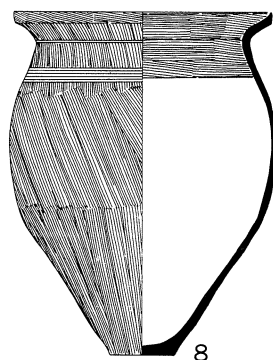
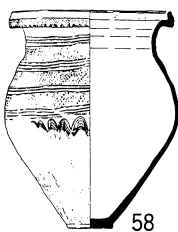
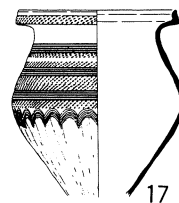
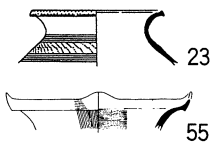
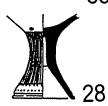
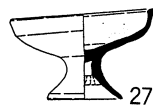
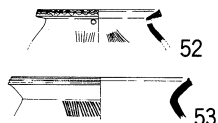
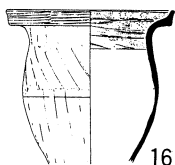
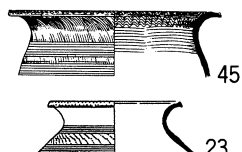
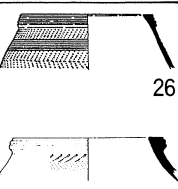
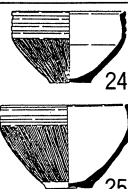
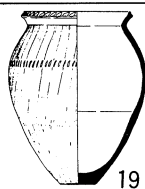
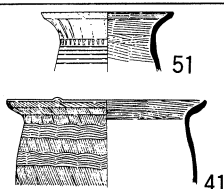
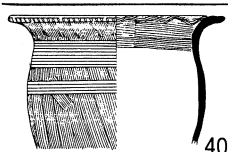
甕

鉢・高杯

縮尺 約8分の1



- 1~8 彦根市妙楽寺遺跡
- 9~19 近江八幡市長命寺湖底遺跡
- 20~32 同 蛇塚遺跡
- 33~44 同 浅小井遺跡
- 42 安土町新開遺跡
- 43~45 竜王町堤ヶ谷遺跡
- 46~54 彦根市馬場遺跡
- 55~57 蒲生町市子遺跡
- 58 安土町鳥打峠遺跡



註

- ① 岡本武憲『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅣ-5』（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会（以下、「滋賀県・協会」と略す。）1987年）
- ② 同上 「蒲生郡蒲生町外広・呉媛塚遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅢ-3』 滋賀県・協会 1986年）
田路正幸他「蒲生郡蒲生町外広遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅡ-4 滋賀県・協会 1985年）
- ③ 葛野泰樹・日永伊久男・中川正人「蒲生郡日野町宮ノ前遺跡」（『同上』 滋賀県・協会 1985年）
稲垣正宏「蒲生郡日野町宮ノ前遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅣ-4 1987年）
- ④ 吉田秀則・森格也「蒲生郡日野町田寺・下森遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅢ-3』 1986年）
- ⑤ 蒲生町内の遺跡については、調査を担当された北川浩・斉藤博史（蒲生町教育委員会）両氏の御教示を得た。記して謝意を表する。
- ⑥ 昭和61年度に蒲生町教育委員会によって調査された。
- ⑦ 宮崎幹也『妙楽寺遺跡Ⅰ』（滋賀県・協会 1986年）
- ⑧ 水野正好『大中の湖南遺跡発掘調査概要』（滋賀県教育委員会 1967年）
- ⑨ 宮崎幹也『長命寺湖底遺跡発掘調査概要』（滋賀県・協会 1984年）
- ⑩ 葛野泰樹『馬場遺跡発掘調査報告書』（滋賀県・協会 1984年）
- ⑪ 本田修平『彦根市内遺跡分布調査報告書』（彦根市教育委員会 1986年）
- ⑫ 仲川靖「近江八幡市勸学院遺跡・田中堂遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅢ-2』 滋賀県・協会・1986年）
- ⑬ 宮崎幹也『蛇塚遺跡発掘調査報告書』（滋賀県・協会 1985年）
同上 『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅡ-2』（滋賀県・協会 1985年）
- ⑭ 岩崎直也「湖東における高地性集落の調査」（『滋賀文化財だより』No.69 滋賀県文化財保護協会 1982年）

第2章

犬上郡甲良町下之郷遺跡・法養寺遺跡

1. はじめに

本報告書は、昭和62年度県営かんがい排水事業（犬上地区第3送水路第2工区）に伴う犬上郡甲良町下之郷遺跡および法養寺遺跡の発掘調査の成果である。

調査にあたっては、地元である甲良町下之郷の方々や関係諸機関の御協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

2. 遺跡の位置と環境

下之郷遺跡は、滋賀県犬上郡甲良町下之郷地先に、法養寺遺跡は同町長寺・法養寺地先に所在する。甲良町は、犬上川の形成した沖積扇状地上、犬上川南岸に位置し、調査地である両遺跡は扇状地形のほぼ扇中部に立地する。現在、犬上川はその流路を扇状地上のやや北にかたよった位置に定めているが、扇中部の地形から犬上川の旧河道が扇状地上のほぼ全域に認められており、扇状地の形成期における犬上川の溢流氾濫の繰り返し^①が偲ばれる。現状において、両遺跡は一部集落に重なるがその大半は水田地帯となっている。

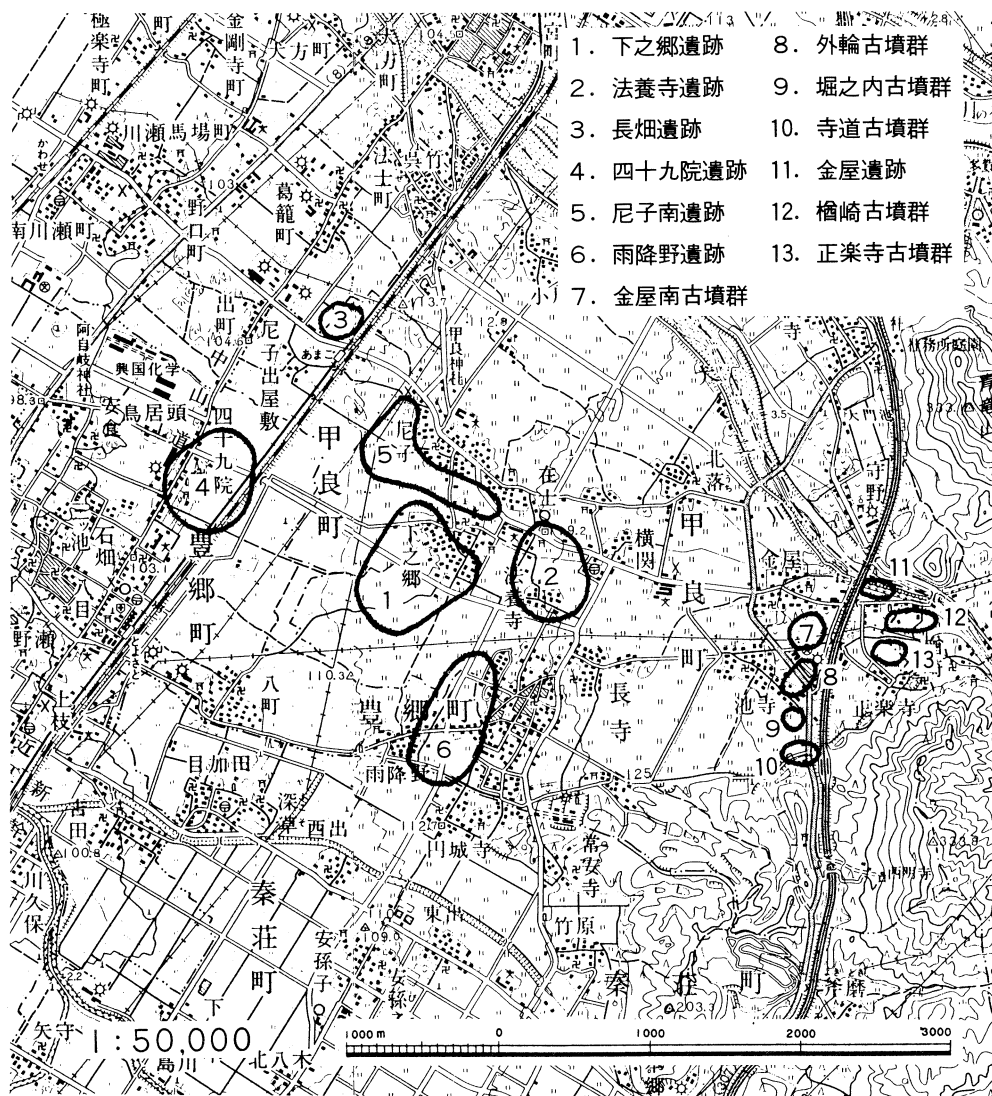
この両遺跡の周辺において、犬上川左岸扇状地の扇中部ないし扇端部という同じような立地条件にある遺跡として、甲良町長畑遺跡^②、尼子南遺跡^③、豊郷町四十九院遺跡^④、雨降野遺跡^⑤が存在する。いずれも7・8世紀代に中心を置く集落遺跡であり、これら6つの遺跡の動向に、犬上川左岸扇状地の開発過程を見ることができるとされている^⑥。

この地域において、これらの遺跡群に先行するものとしては、縄文時代の遺跡とされる金屋遺跡や、古墳時代後期の古墳群が知られているが、集落遺跡としてその内容が明らかになっているものは確認されていない。したがって、現在の知見としては、7世紀中葉における下之郷遺跡を中心とした、尼子南遺跡、法養寺遺跡、四十九院遺跡、雨降野遺跡における竪穴住居によって構成される集落遺跡の突然の出現により、この地域の開発が扇状地の南端部を中心に開始されたと考えられている。

その後、集落構成が、竪穴住居と掘立柱建物が共存するものから、掘立柱建物のみからなるものへと変遷すると共に、8世紀後葉に扇状地南部での「古地割」とされる

南北地割（N 5° E）に規制された集落の成立や、12世紀後葉に扇状地北部での方格地割（N27~28° E）に規制された集落の成立するという展開をみせる。これらのことから、この地域は7世紀の中葉に南部を中心に開発が始まり、徐々に北部へ開発が進展し、9世紀以降本格的な開発が扇状地全域に広がったと考えられている。

扇状地上という立地条件の不安定な地域での、統一条理の普及とは別個に進展した開発過程の在り方を知る一例とされる。



第1図 調査地周辺遺跡分布図

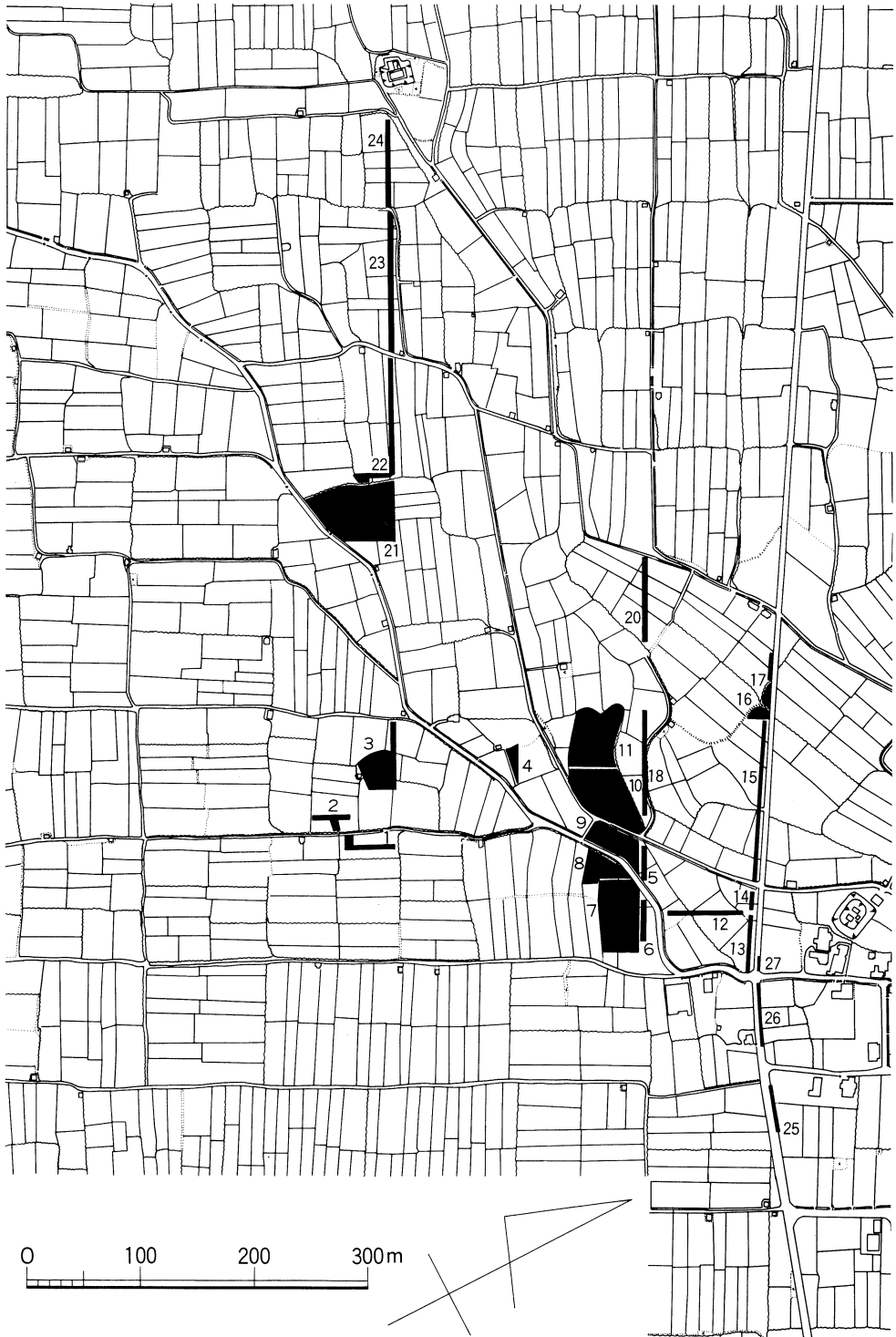
3. 調査の経過

今回行った発掘調査は、県営かんがい排水事業犬上地区第3送水路第2工区工事に伴うものである。工事が計画された犬上郡甲良町下之郷および長寺、法養寺地先は、それぞれ下之郷遺跡、法養寺遺跡という周知の遺跡の範囲内にある。下之郷遺跡においては、県営ほ場整備事業に伴う発掘調査^⑦が、法養寺遺跡においては、県営ほ場整備事業および県道彦根八日市甲西線新設工事に伴う発掘調査^⑧がそれぞれ行われており、およそ古墳時代から平安時代にかけての集落遺跡の存在が確認されている。

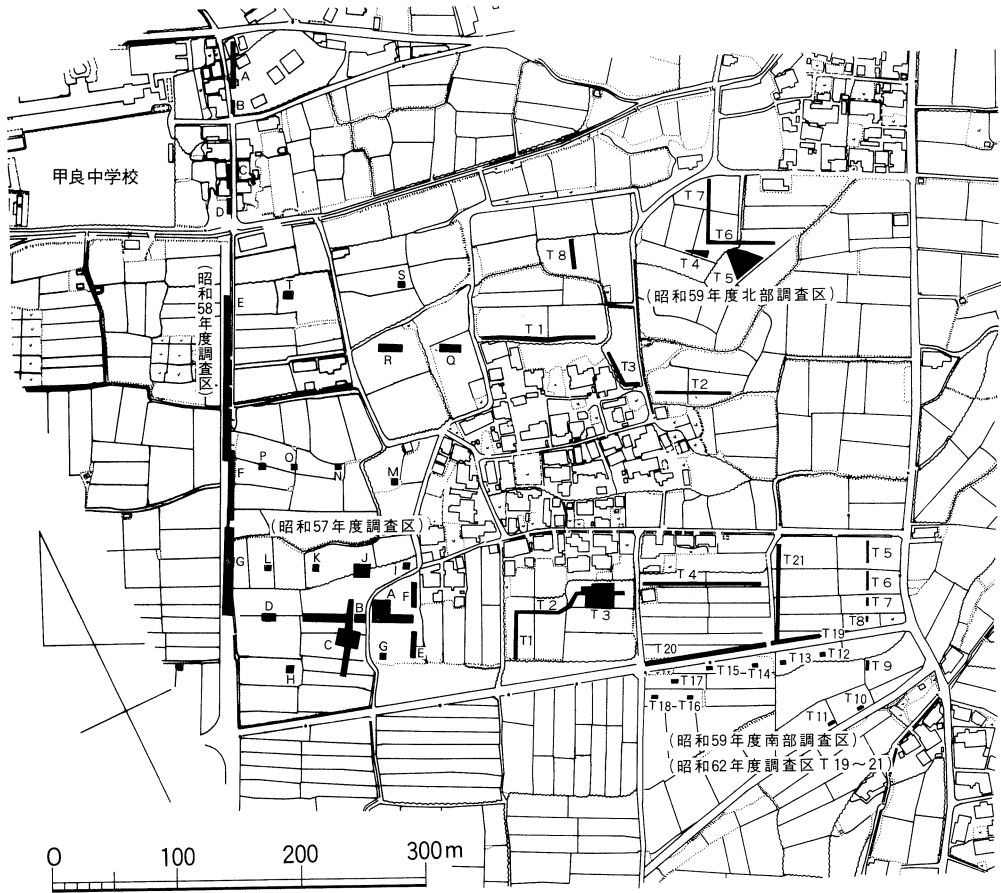
発掘調査は、滋賀県教育委員会によって行われた試掘調査、および過去の発掘調査の成果をうけて実施した。下之郷遺跡においては、県営ほ場整備事業において確認されている7世紀中葉から8世紀後葉にかけての集落遺構の存在が予想され、南西方向から広がってきた遺跡の東端部の様相を明らかにすることが調査前の課題として挙げられた。また、法養寺遺跡においては、7世紀中葉から12世紀後半にかけての集落遺構の存在が予想された。

調査は、発掘調査に先立って滋賀県教育委員会によって行われた試掘調査において遺跡が確認された区間を対象範囲とし、幅2～3mのトレンチを下之郷遺跡で3ヶ所、法養寺遺跡で3ヶ所、それぞれ設定した。設定したトレンチ番号は、過去に設定されたトレンチに続けて、下之郷遺跡においては第25・26・27トレンチ、法養寺遺跡においては南部第19・20・21トレンチとした。また、遺構番号についても同様に、過去の調査報告書における遺構番号に継続するものとした。

調査は、調査対象地がアスファルト敷きの農免道路下にあたるため、アスファルトから旧耕作土直上に至るまでの除去を滋賀県農林部耕地課・彦根県事務所土地改良課によって重機を用いて行った後に開始し、あらためて重機による表土除去を行い、その後人力によって調査を進行した。現地における発掘調査は、昭和62年8月24日より開始し、法養寺遺跡、下之郷遺跡の順に行い、後述する幾つかの成果を得て昭和62年12月11日をもって終了した。整理調査は、現地での調査終了後から昭和63年3月31日まで実施し、本報告書に掲載したごとくの成果を得た。



第2図 下之郷遺跡トレンチ配置図



第3図 法養寺遺跡トレンチ配置図

4. 下之郷遺跡の調査

(1) 層 位

調査地は、アスファルト敷きの農免道路下にあたるが、農免道路が建設される以前は水田として利用されていた。農免道路は、旧耕作土上に直接灰色系の砂礫土を約40cmから1mの厚さで盛土することで基盤が構築されており、アスファルト舗装されている。

したがって、厚さ約10cmのアスファルト以下、盛土された砂礫土を除去するとかつての水田面、旧耕作土の上面にいたる。この面より下の基本層序としては、耕作土層（約10～35cm）、床土層（約5～10cm）、茶褐色砂礫土層（約15cm）とつづき、黄褐色粘質土もしくは暗褐色粘質砂礫土の遺構面（地山）にいたる。

旧耕作土上面から遺構面にいたるまでの土層堆積は、第25・27トレンチにおいては約50cm、第26トレンチにおいては約25cmを測る。

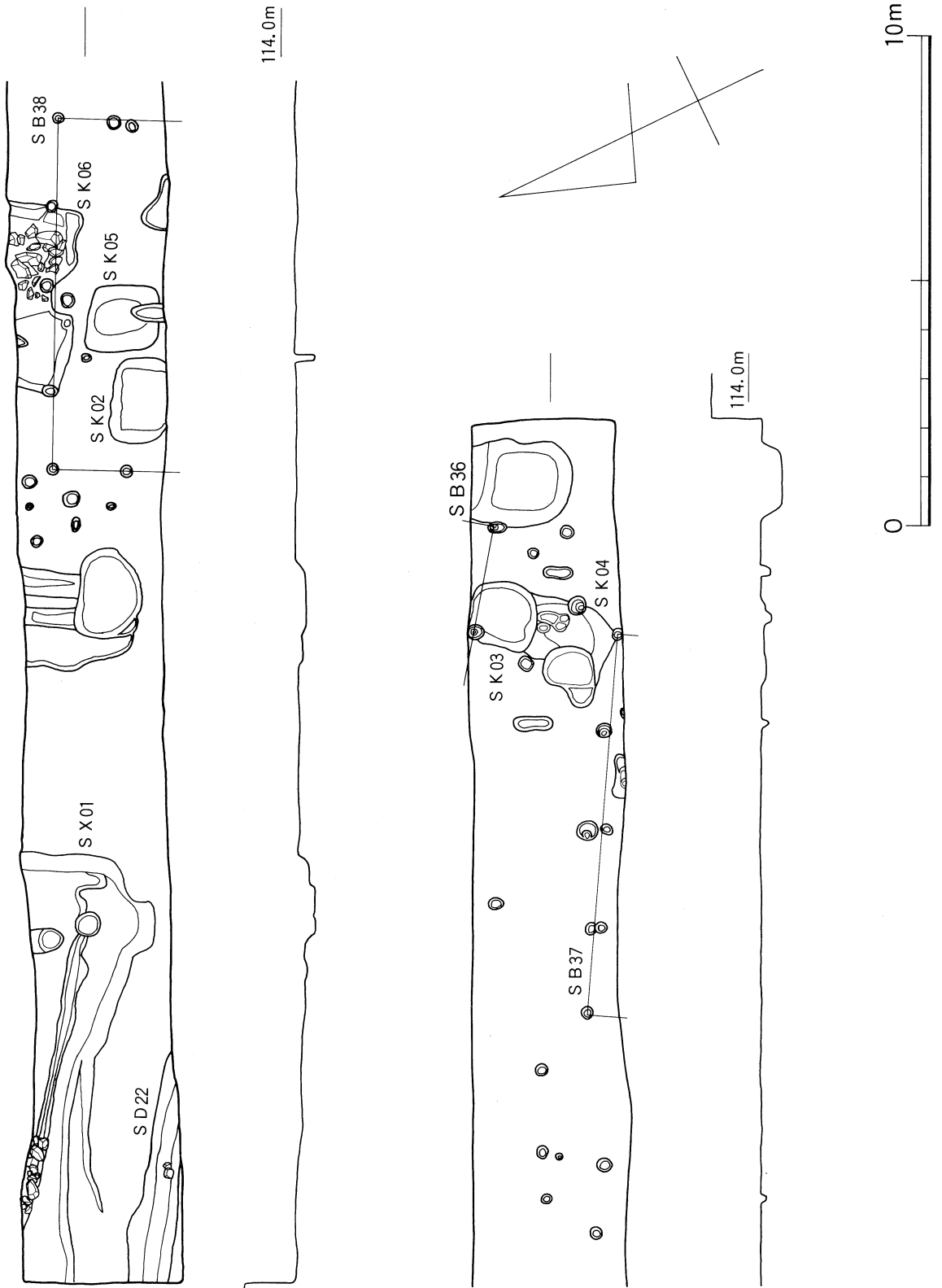
(2) 遺 構

(1) 第25トレンチ

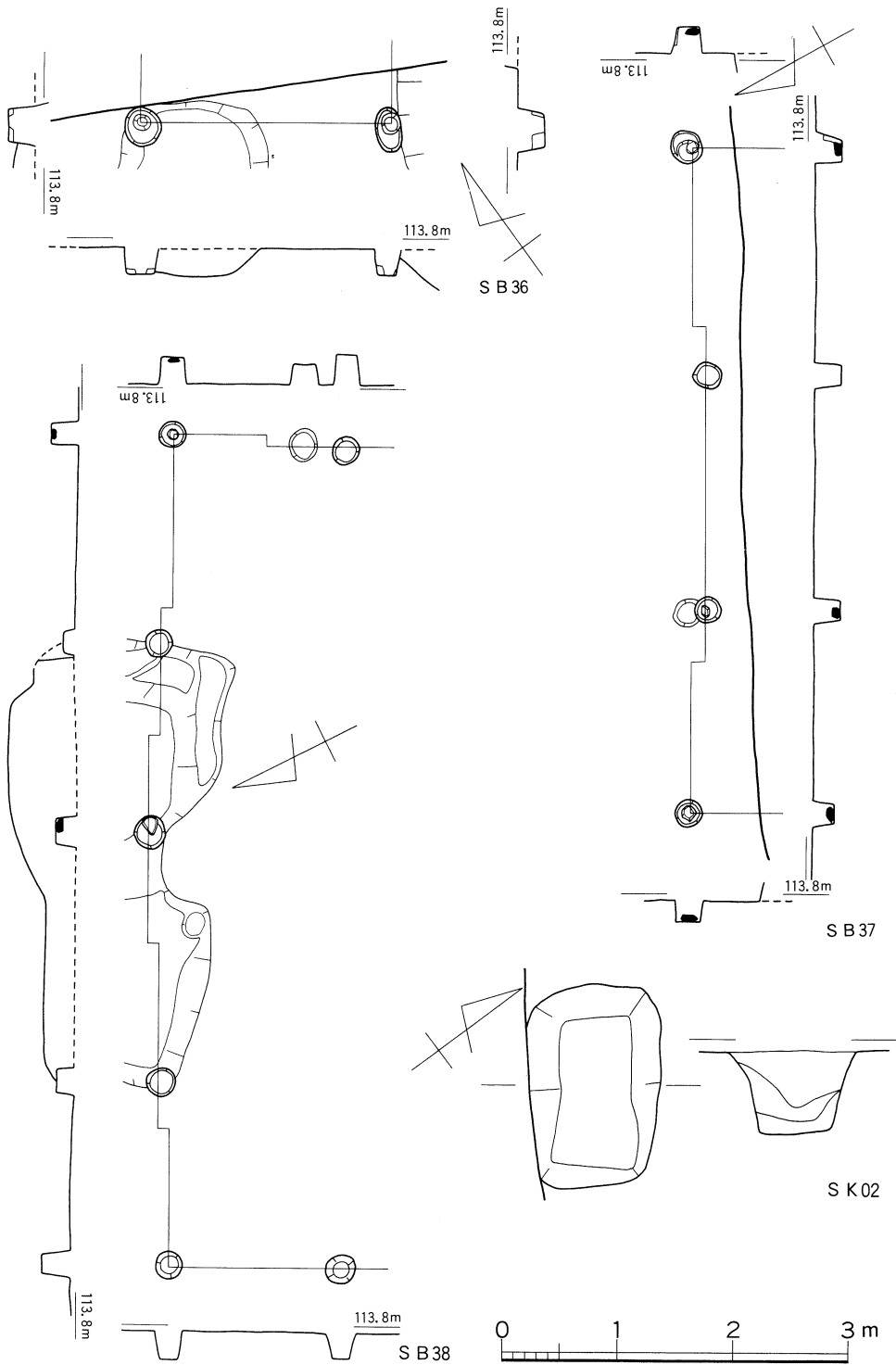
全長約53.5m、幅約3.0mで設定したトレンチで、今回の調査範囲においてもっとも東に位置する。下之郷遺跡の東端部付近の様相を知りうるものである。検出した主な遺構は、掘立柱建物3棟（SB36～38）、溝1条（SD22）、土坑5基（SK02～06）、SD22に並行する溝を伴う落ち込み（SX01）である。

SB36

トレンチ東端付近に位置する。2基の柱穴を検出し、埋土の状況が同質であることより1棟の掘立柱建物に伴うものと判断した。柱穴はN54°Wの方位を測り、これに直交するものを建物の主軸とするとN36°Eとなる。柱穴の掘形は円形で直径20～30cm、柱穴は15～20cm、柱間は2.16mを測る。



第4図 下之郷遺跡第25トレンチ遺構全体図



第5図 下之郷遺跡遺構実測図(1) S B 36・37・38、S K 02

SB37

SB36の西南に位置する。およそN61°Wの方位をとって並ぶ4基の柱穴を検出し、北側に柱列がのびないことからトレンチの南側に広がる東西4間(5.75m)×南北1間以上の掘立柱建物と判断した。南北の柱通りを建物の主軸とするとN29°Eとなる。柱穴の掘形は円形で直径22~28cm、柱穴は約20cmを測り、10~15cm大のやや扁平な石材を礎石として据えている。柱間は1.75m・2.00m・2.00mを測る。

SB38

トレンチのほぼ中央に位置する。東西2間(7.20m)×南北1間(1.50m)以上の掘立柱建物で、トレンチの南側へ広がるものと判断した。建物の主軸をN27°Eにとる。柱穴は円形で直径24~28cmを測り、東西に並ぶ5基の柱穴のうち中央のものと東端のものは10~16cm大の石材を礎石として据える。柱間は北辺東西が1.60m・2.20m・1.60m・1.80m、東辺南北が1.48m、西辺南北が1.50mを測る。

SD22

幅0.6~0.9m、深さ約0.6m、N55°W。U字状に掘り込まれる。

SK02

東西約1.75m、南北約1.15mの隅丸方形、深さ約0.72mの土坑である。底部は平坦で、壁面はほぼ垂直に立ち上がる。

SK03・SK04

共に深さ約0.2mほどの皿状の浅い土坑である。非常に良く壁面が焼き絞まっており、鉄分が多く融着している。埋土中にも鉄分を多く含んでいた。

SK05

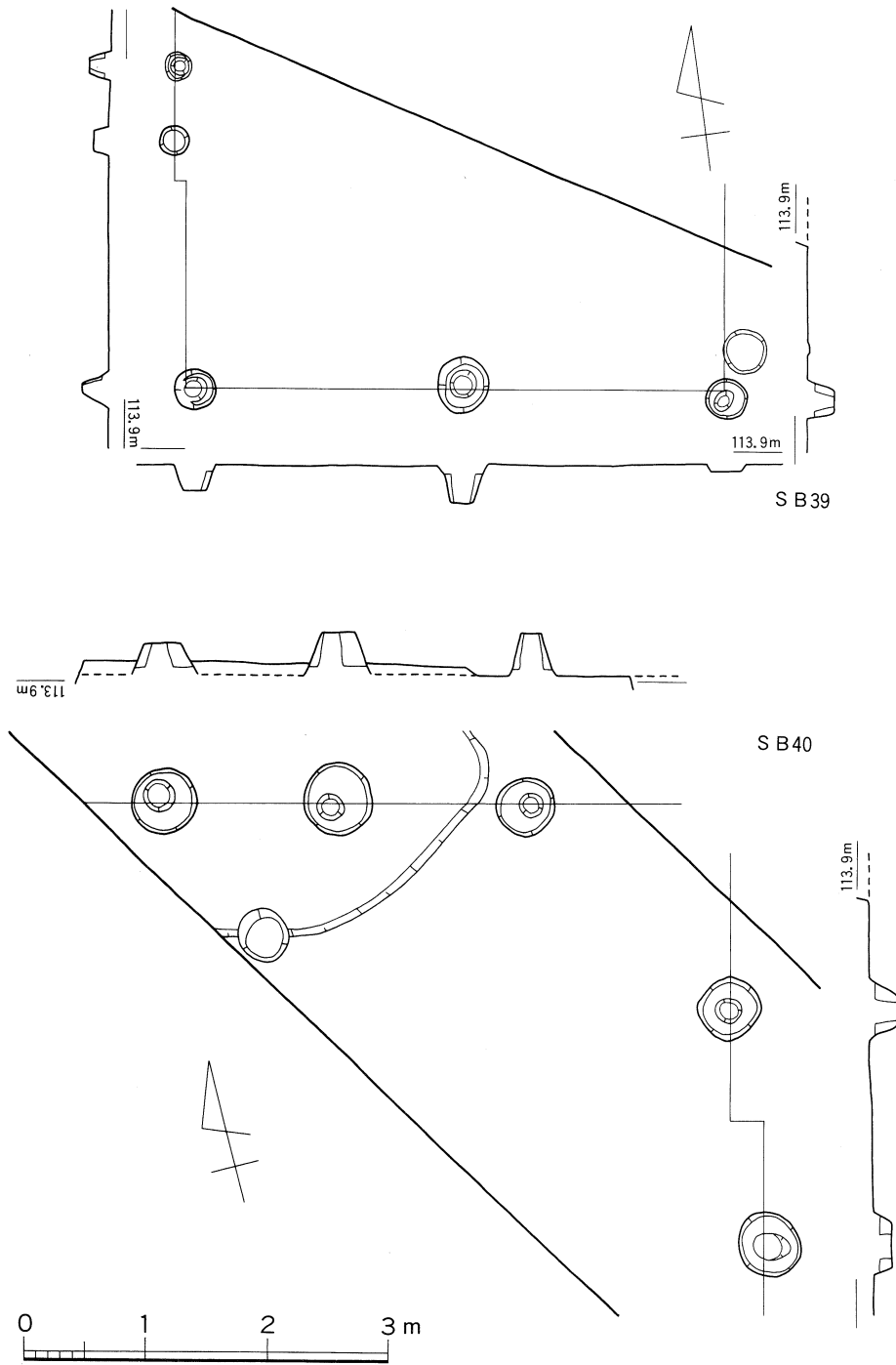
東西約1.35m、南北約1.40m、深さ約0.15m。擂鉢状の浅い土坑である。

SK06

東西約3.90m、南北約1.25m以上。東側の深く掘り込まれた部分に30~40cm大の石材が多量に入れられていた。

SX01

トレンチの西半に位置し、約0.4mの深さで掘り込まれており、更にSD22に並行する幅約0.3mの溝が認められる。この溝の西側には20~30cm大の石材が並べられていた。



第6図 下之郷遺跡遺構実測図(2) SB39・40

(2) 第26トレンチ

全長約53.7m、幅約3.0mで設定したトレンチで、今回の調査範囲において中央に位置する。検出した主な遺構は、掘立柱建物4棟（SB39～42）、竪穴住居1棟（SH78）、溝2条（SD23・24）、土坑4基（SK07～10）等である。

SB39

トレンチの中央やや東寄りに位置する。東西2間（2.18m）×南北1間（1.32m）以上の掘立柱建物で、建物の主軸はおよそN2°Eである。柱穴の掘形は円形で直径12～22cm、柱穴は8～11cm、柱間は南辺東西が1.08m・1.10m、西辺南北が1.32mを測る。

SB40

SB39の西側に位置する。東西3間（2.35m）以上×南北3間（2.02m）以上の掘立柱建物で、建物の主軸はおよそN14°Wである。柱穴の掘形は円形で直径約25cm、柱穴は約12cm、柱間は確認されたもので北辺東西が0.73m・0.84m、東辺南北が0.97mを測る。

SB41

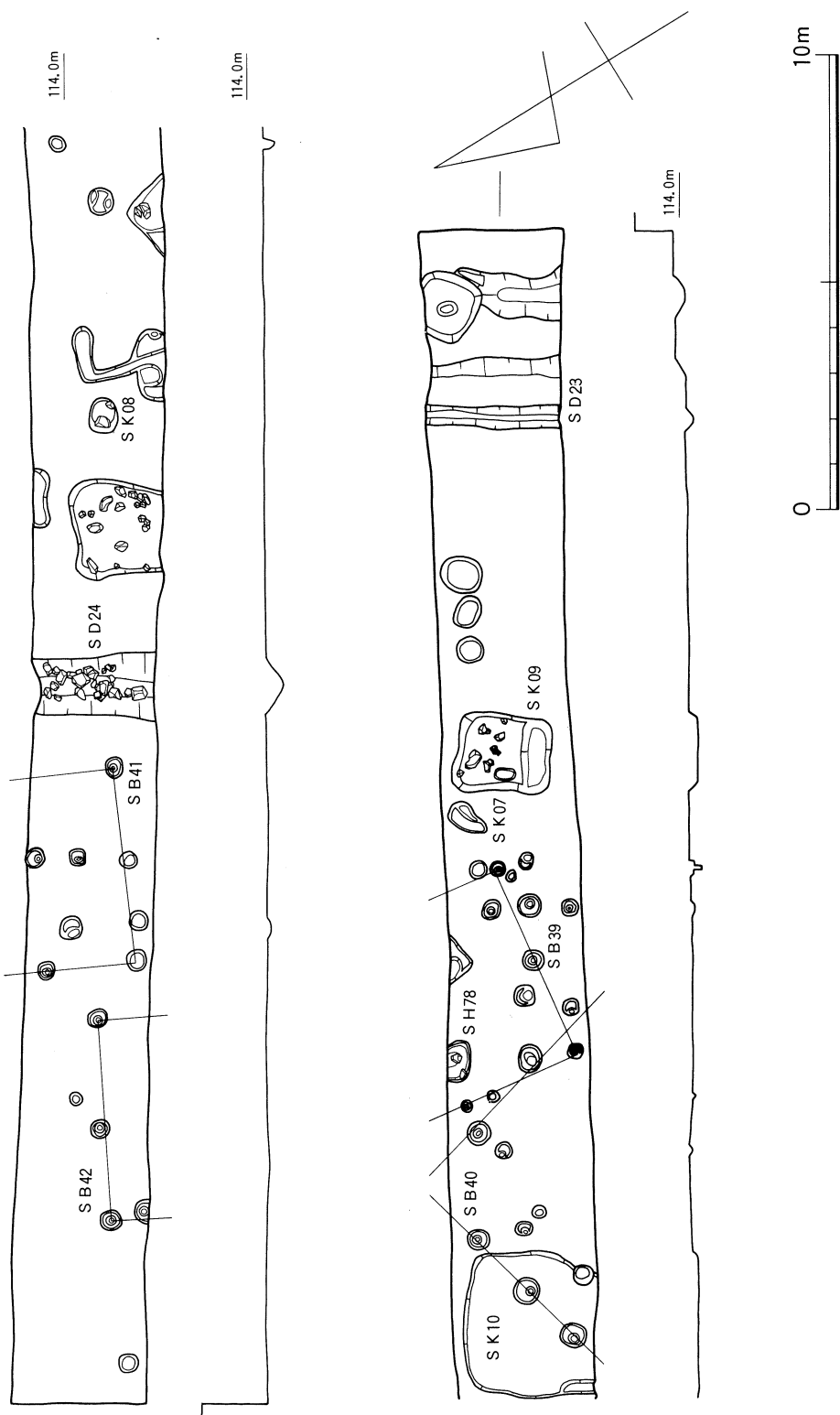
トレンチの西半部に位置する。東西2間（2.14m）×南北1間（0.99m）以上の掘立柱建物で、建物の主軸はおよそN24°Eである。柱穴の掘形は円形で直径約20cm、柱穴は約11cm、柱間は南辺東西が1.10m・1.05m、西辺南北が0.99mを測る。

SB42

SB41の西側に位置する。東西2間（2.20m）×南北1間以上の掘立柱建物で、建物の主軸はおよそN27°Eである。柱穴の掘形は円形で直径19～23cm、柱穴は約10cm、柱間は北辺東西が1.03m・1.17mを測る。

SH78

トレンチのほぼ中央に位置し、竪穴住居に伴うカマドと思われる遺構をトレンチの北壁ぞいに検出した。幅約0.4m、奥行約0.26m、深さ約0.12mで北側に向けて下がっていく。掘り込みのほぼ中央に支石と思われる石材が置かれており、周囲に炭混じりの焼土、焼土層が床面付近に堆積する。壁面は内側から火を受けたように焼土化している。この掘り込みの北側に竪穴住居が広がるものと推定される。



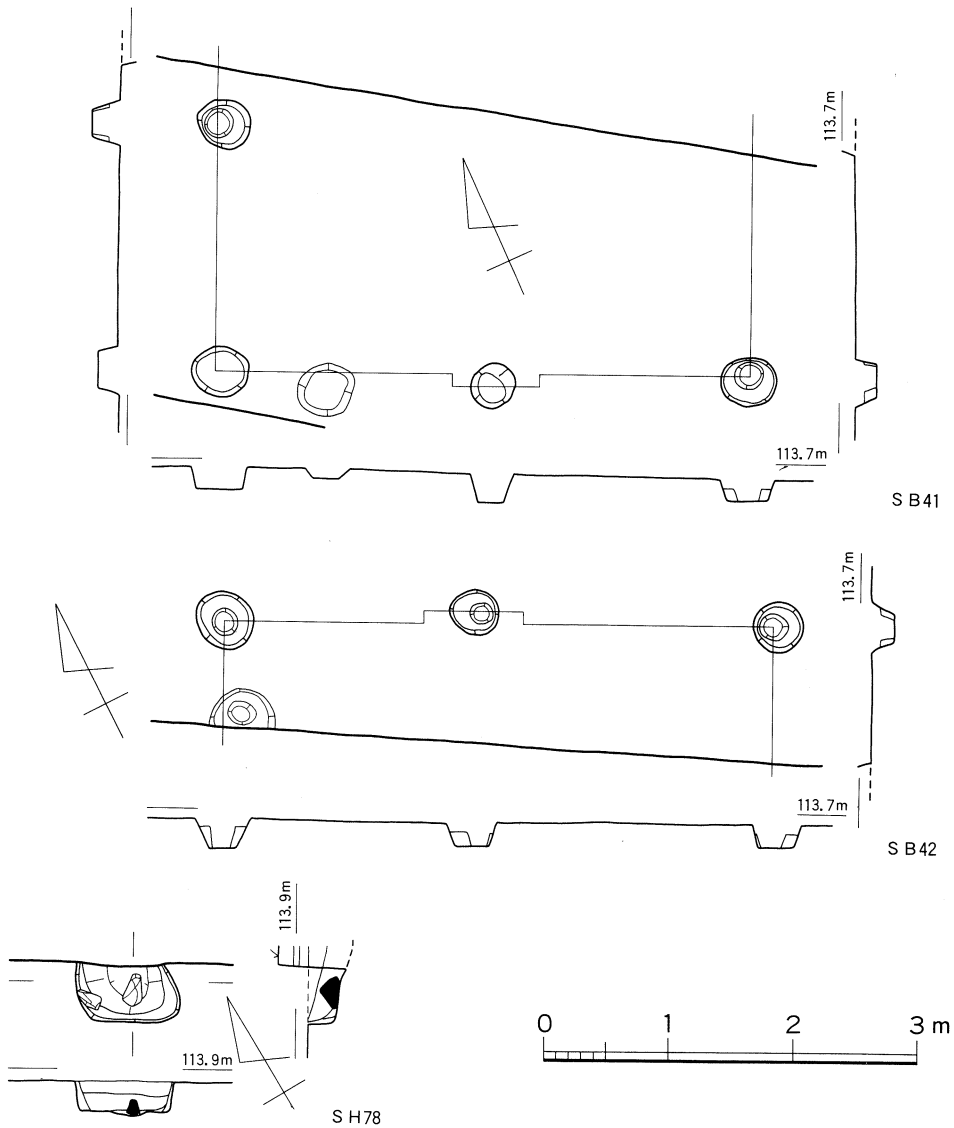
第7図 下之郷遺跡第26トレンチ遺構全体図

SD 23

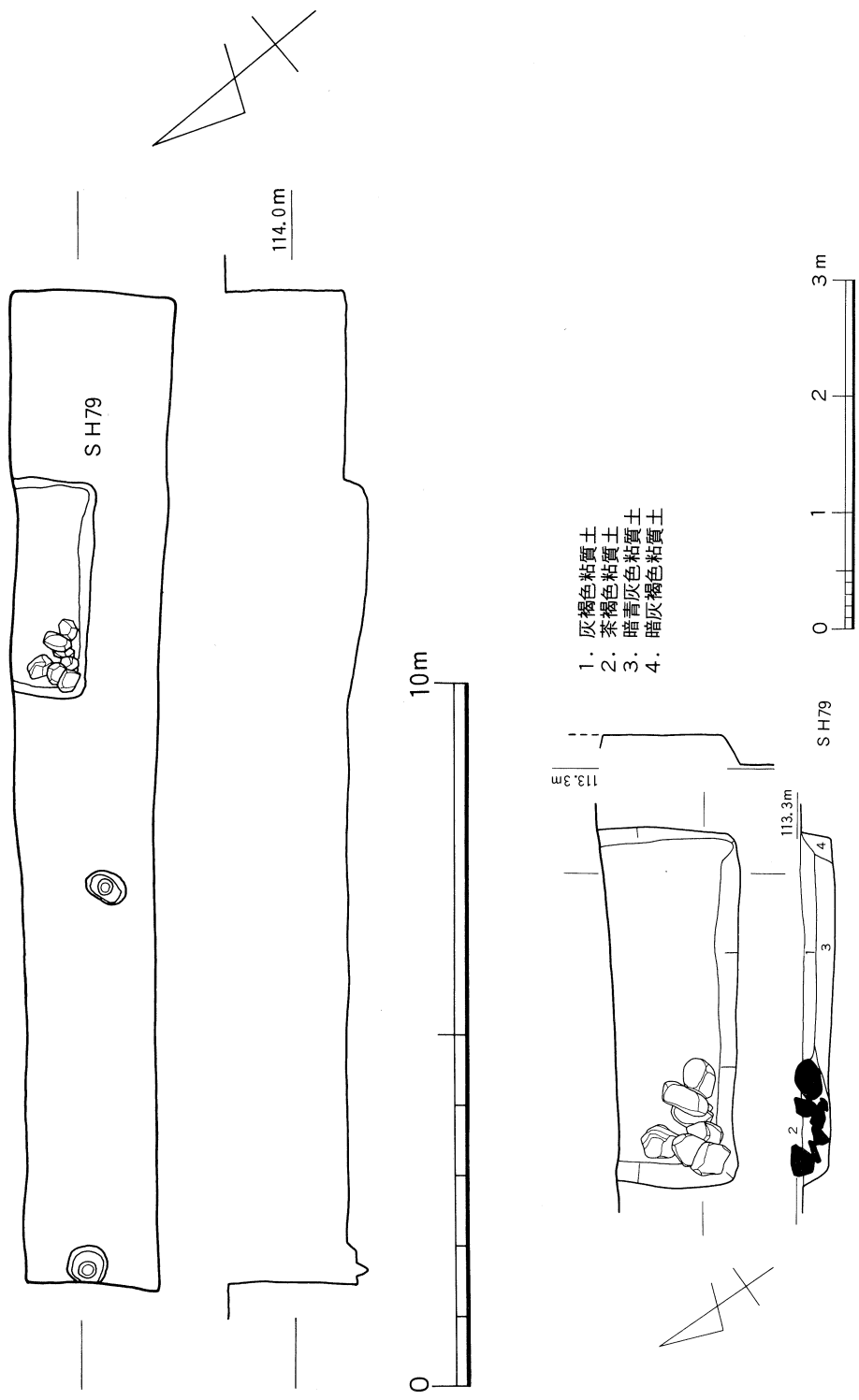
幅約0.5m、深さ約0.2m、N27°E。遺構面が一段下がった位置に、U字状に掘り込まれている。

SD 24

幅約1.20~1.50m、深さ約0.35m、N26°E。V字状に掘り込まれており、埋土中に多量の石材が入っている。



第8図 下之郷遺跡遺構実測図(3) SB41・42、SH78



第9図 下之郷遺跡第27トレンチ遺構全体図および遺構実測図(4)

(3) 第27トレンチ

全長約14.0m、幅約2.0mで設定したトレンチで、今回の調査範囲において最も西側に位置し、昭和61年度分調査範囲に隣接するものである。検出した主な遺構は竪穴住居（SH79）である。

SH79

トレンチの東半部に位置する竪穴住居である。東西1.55m、南北0.61m以上、深さ0.21mの規模をもつ。支柱穴やカマドは検出されなかった。南西隅に10～30cm大の石材が集中して置かれていた。

(3) 遺物

下之郷遺跡の今回の調査において出土した遺物について、各遺構ごとにその内容を述べる。

(1) 第25トレンチ

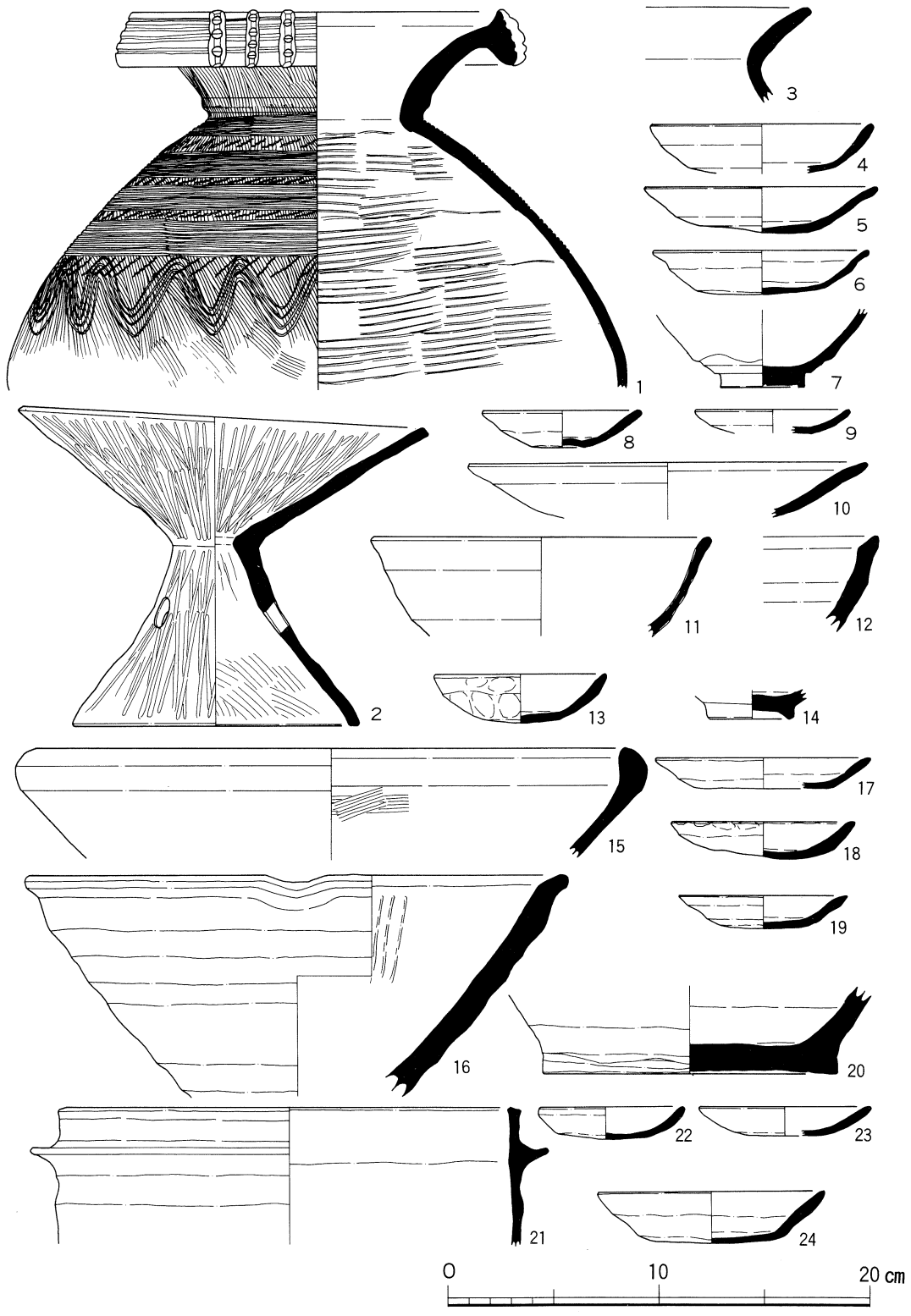
SK02 1は、装飾された壺である。口縁部は外反して開き、端部は粘土帯を垂下させて面を作り、沈線を施して棒状浮文を貼り付けている。頸部に突帯をもち、頸部以下を直線文、貝殻文、波状文で飾る。体部内面は、粗い横方向のハケメを施す。2は、直線的に開く受部をもつ器台である。口縁端部に外傾する面をもつ。脚部は下半をやや内弯気味に納め、三方に円孔を穿つ。受部の内外面および脚部の外面にミガキを施す。3は、壺の小片で、外反して開き端部を丸く納める。淡褐色を呈する。

SK03 4は、口径10.2cmの土師質小皿である。口縁部はやや直線的に開き、端部に押しナデはみられず丸く納める。

SK04 ふいごと思われる土師質製品の細片が出土している。

SK05 5は、口径10.9cmの土師質小皿である。口縁部は外反気味に開き、端部は弱い押しナデがみられる。

SX01 8・9・10は、土師質小皿である。このうち、8はあまり顕著ではないが底部の突出したへそ皿である。9は口縁部が緩やかに立ち上がり、端部を丸く納めるもので、口径7.2cmを測る。10は大皿で口径18.8cmを測る。16は、信楽産の播鉢で口



第10图 下之郷遺跡遺物実測図

縁部に緩い片口をもつ。口径25.4cmで、内面の摩滅が著しい。15は、土師質の焙烙で口縁部は内傾して丸く納める。体部の外面はヘラケズリ、内面はハケメを施す。11は、中国製の青磁碗である。口縁部は外反気味に開き、端部は丸く納める。灰緑色の釉を施す。

SD22 21は、土師質の羽釜で、口径20.3cmを測る。口縁部は直立し、端部は外傾する面をもつ。鏝部はやや上向きに貼り付けられる。

(2) 第26トレンチ

SK07 6は、土師質小皿で、口径10.1cmを測る。口縁部に強いヨコナデを施し、やや外反気味に開く。

SK08 7は、瀬戸産の天目茶碗、高台径4.0cmを測る。高台内部のヘラグリは平らな形状をとる。全体に二次焼成を受けており、胎土はあずき色を呈する。

SK09 19は、土師質小皿で、口径7.9cmを測る。口縁端部にヨコナデを施してやや鋭く納める。

SD23 27は、黄瀬戸の鉢かと思われ、二次焼成を受けており器表がかなり剝落している。14は、灰釉陶器の碗の底部である。高台径4.0cmを測り、隅丸方形の形状をとる。このほか、26の、瀬戸産の施釉陶器片などが出土している。

SD24 17は、土師質皿で、口径10.0cmを測る。口縁部はほぼ直線的に開き、端部は丸く納める。

包含層 22～24の土師質小皿、29の常滑産の甕、20の信楽産の播鉢、瀬戸産天目茶碗、中国産青磁片、銅銭『紹聖元宝』（鑄造1094～1097年）などが出土している。

(3) 第27トレンチ

SH79直上の包含層より、須恵器、土師器の細片が出土している。

(4) 小 結

下之郷遺跡の今回の調査において検出した遺構・遺物の年代観および遺跡の在り方についてまとめ、それらを過去の調査によって明らかにされている下之郷遺跡の変遷の中に位置づけて小結とする。

検出した主な遺構は、掘立柱建物7棟、竪穴住居2棟、溝3条、土坑数基である。これらは、出土した遺物や遺構の在り方から幾つかの時期に区分して捉えることができる。

第1期は、SK02のみが該当しており、出土した壺・器台・甕の土器相より、古墳時代初頭の時期を与えることができる。下之郷遺跡は、昨年度までの調査によって、遺物においては6世紀代のものが確認されているが、遺構が確認されることにより集落の景観が復元できるのは7世紀の後半からであり、この7世紀の後半をもって当遺跡における集落の形成が開始されるとされている。ここでSK02が検出されたことをもって当遺跡における集落の形成開始を古墳時代初頭にまで遡らすには、未だ十分^⑨ではない。しかし、今年度実施したほ場整備事業に関連しての当遺跡の発掘調査において古墳時代中期の遺構が確認されていることなどから、今後この地域における開発の開始時期を従来よりも早い段階に考えることができることをSK02の存在は示唆するものといえよう。

第2期は、竪穴住居によって集落が構成される段階にあたる。SH78・79が該当する。年代を決定する遺物は出土していない。下之郷遺跡においては、7世紀後半には竪穴住居によって構成される集落が、8世紀前半には竪穴住居と掘立柱建物によって構成される集落が形成されており、SH78・79もいずれかの時期に比定できる^⑩のものであろう。(下之郷遺跡Ⅰ期・Ⅱ期)下之郷遺跡の東端付近にあたる今回の調査地点において竪穴住居が確認されたことは、遺跡の中央部を中心としたこの時期の集落が、東側への広がりをもつものであることが確認されたといえる。

第3期は、掘立柱建物によって集落が構成される段階にあたる。検出した掘立柱建物は、建物の主軸の方位により幾つかに分類することができ、同じ方位をもつ溝からの出土遺物の年代観や、過去の調査によって明らかにされている掘立柱建物の主軸方

位毎の年代観から、その変遷を追うことができる。

下之郷遺跡においては、前段階に次いで8世紀中葉にいたって掘立柱建物によって構成される集落が形成される。この時期の建物は、主軸をN14° Wにとっており、同じ方位をもつSB40が柱穴の形状などからも、この時期に比定することができるものと思われる。(下之郷遺跡Ⅲ期)

8世紀後葉にいたると、集落はN5° Wの方位をとる南北地割に規制されたものとなる。(下之郷Ⅳ期) この地割は、この地域に認められる方格地割N27~28° Eに先行するものとして理解され、犬上川左岸扇状地における水田開発の進展を考える上において、一画期として位置づけられる。今回の調査においては、この時期にあたる建物は確認されなかった。

12世紀後半にいたると、集落はN27~28° Eの方位をとる方格地割に規制されたものとなる。(下之郷遺跡Ⅴ期) 今回検出したSB37・38・42などが、およそこの時期のものに該当すると思われる。

下之郷遺跡における、最も新しい段階の遺構として、今回の調査においてSB36、SD22、SX01が確認された。N35~36° Eの方位をとり、15世紀後半から16世紀中葉にかけての時期が出土している遺物より比定される。この時期の遺物・遺構は、遺跡の中央部周辺においては確認されていないが、今回の調査地点においては表土直下においてもこの時期の遺物が多く認められる。このことは、16世紀代にいたっては、下之郷遺跡の集落はその中心を東に移し、ほぼ現在の集落に近い地点に位置するものとなることを示していると思われる。

以上、今回の調査において検出した遺構・遺物の年代観と在り方について、下之郷遺跡の変遷の中に位置づけながら述べた。

5. 法養寺遺跡の調査

(1) 層 位

調査地は、アスファルト敷きの農免道路下にあたり、下之郷遺跡とほぼ同じ状況にある。旧耕作土上に約40～60cmの厚さで盛土をしてアスファルト舗装にいたる。

旧耕作土以下の基本層序は、耕作土層（約15～20cm）、床土層（約9～14cm）、暗茶褐色土層（約5cm）とつづき、黄褐色粘質土（地山）の遺構面にいたる。ただし、第21トレンチは北側の水田に延びていくトレンチであり、耕作土上面から遺構面にいたるまでの土層堆積は約20cmを測る。

(2) 遺 構

(1) 第19トレンチ

全長約40.1m、幅約2.7mで設定したトレンチで、調査範囲において東に位置する。法養寺遺跡の東南部に位置する。検出した主な遺構は、掘立柱建物5棟（SB08～12）、溝1条（SD02）である。

SB08

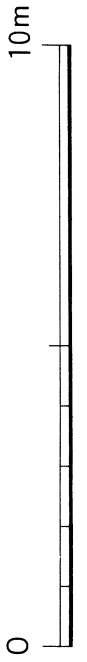
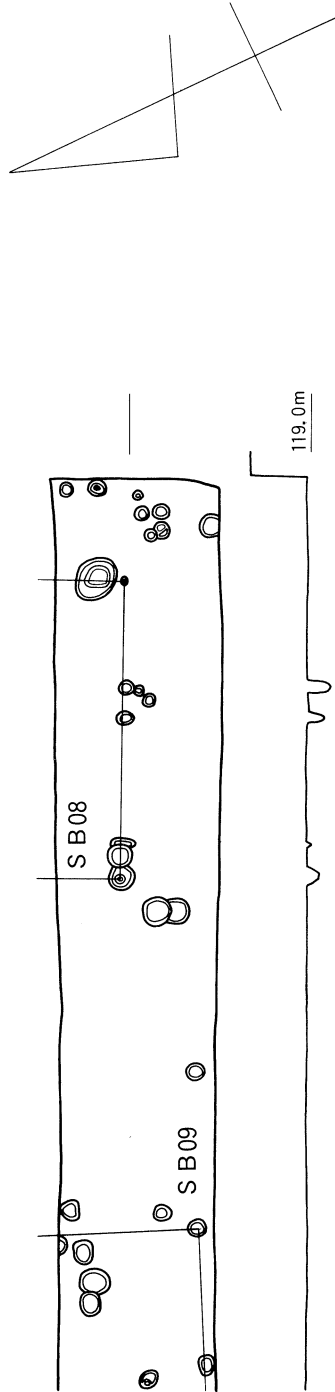
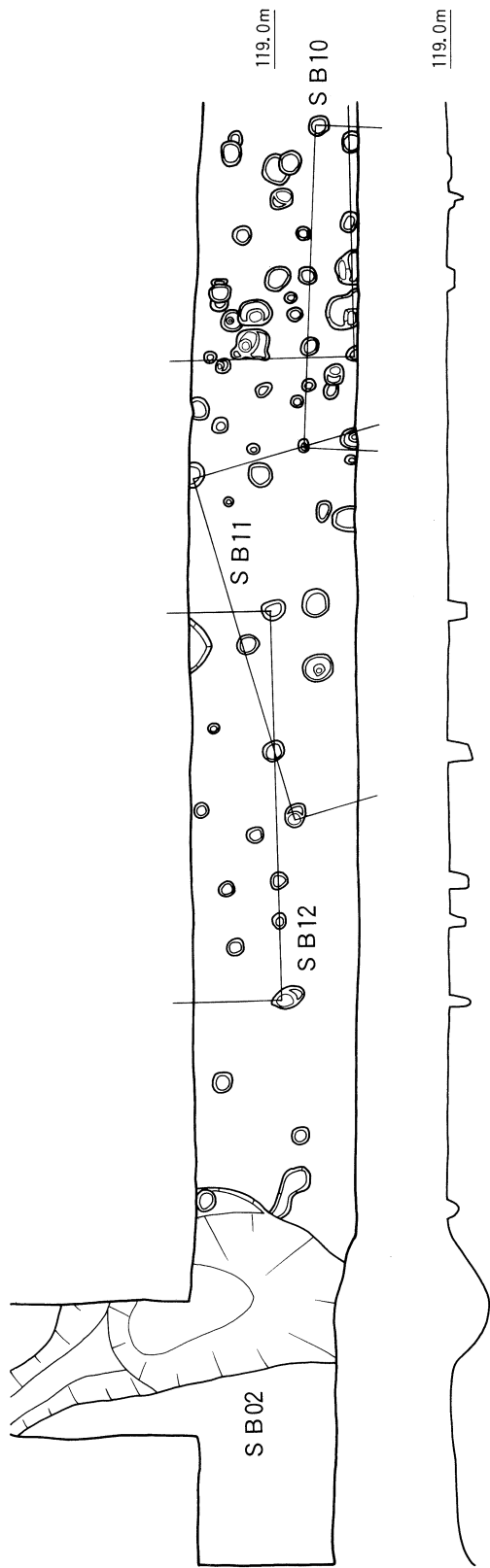
トレンチ東端付近に位置する。東西2間（2.46m）×南北1間以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN27°Eである。柱穴は円形で直径14～16cm、柱間は南辺東西が1.32m・1.14mを測る。

SB09

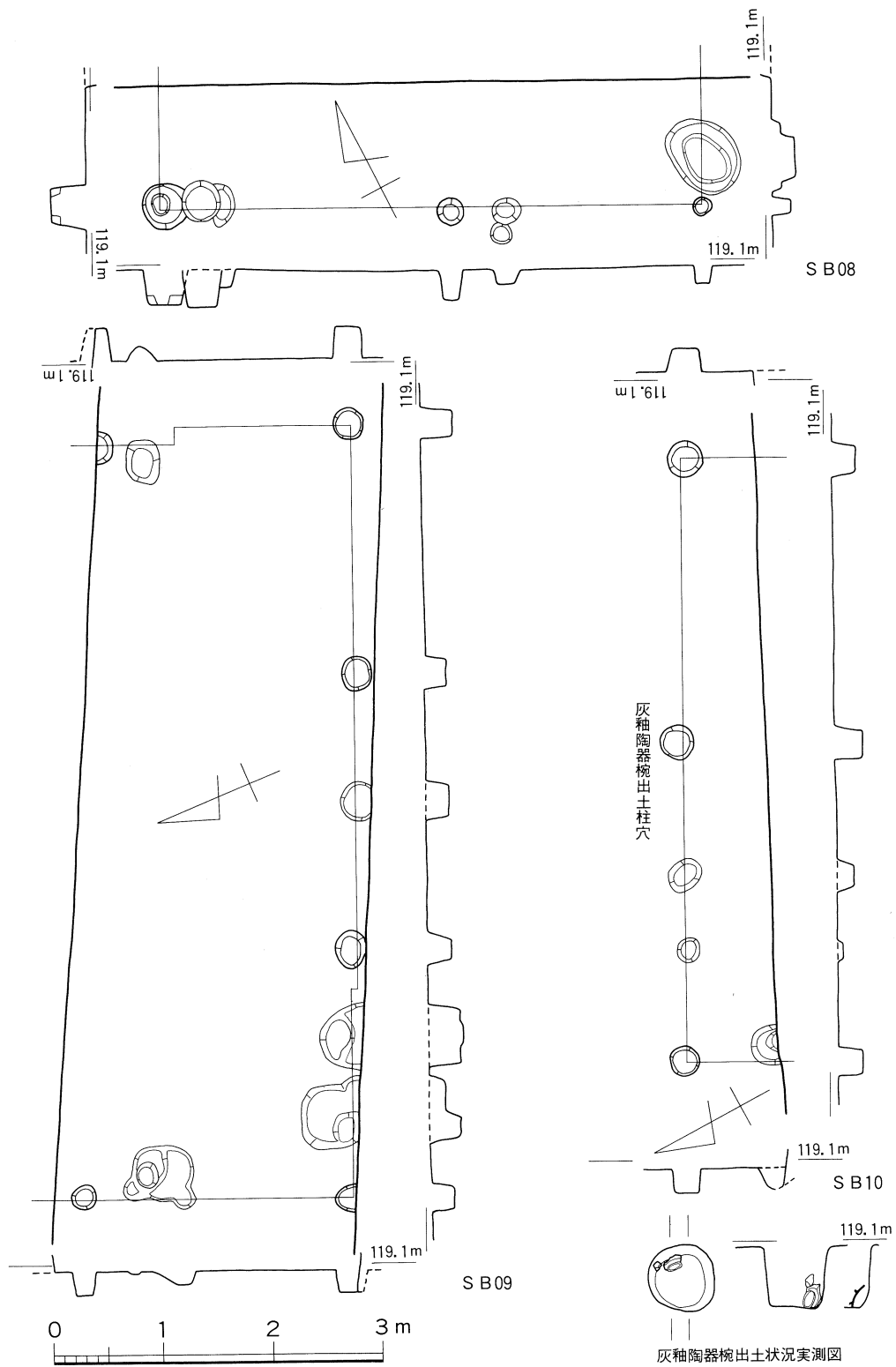
トレンチ中央付近に位置する。東西3間（3.51m）×南北1間（1.22m）以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN22°Eである。柱穴は円形で直径13～18cm、柱間は南辺東西が1.12m・1.25m・1.14m、西辺南北が1.22m、東辺南北が1.15mを測る。

SB10

SB09の西南に位置する。東西2間（2.75m）×南北1間以上の掘立柱建物で、



第11図 法養寺遺跡第19トレンチ遺構全体図

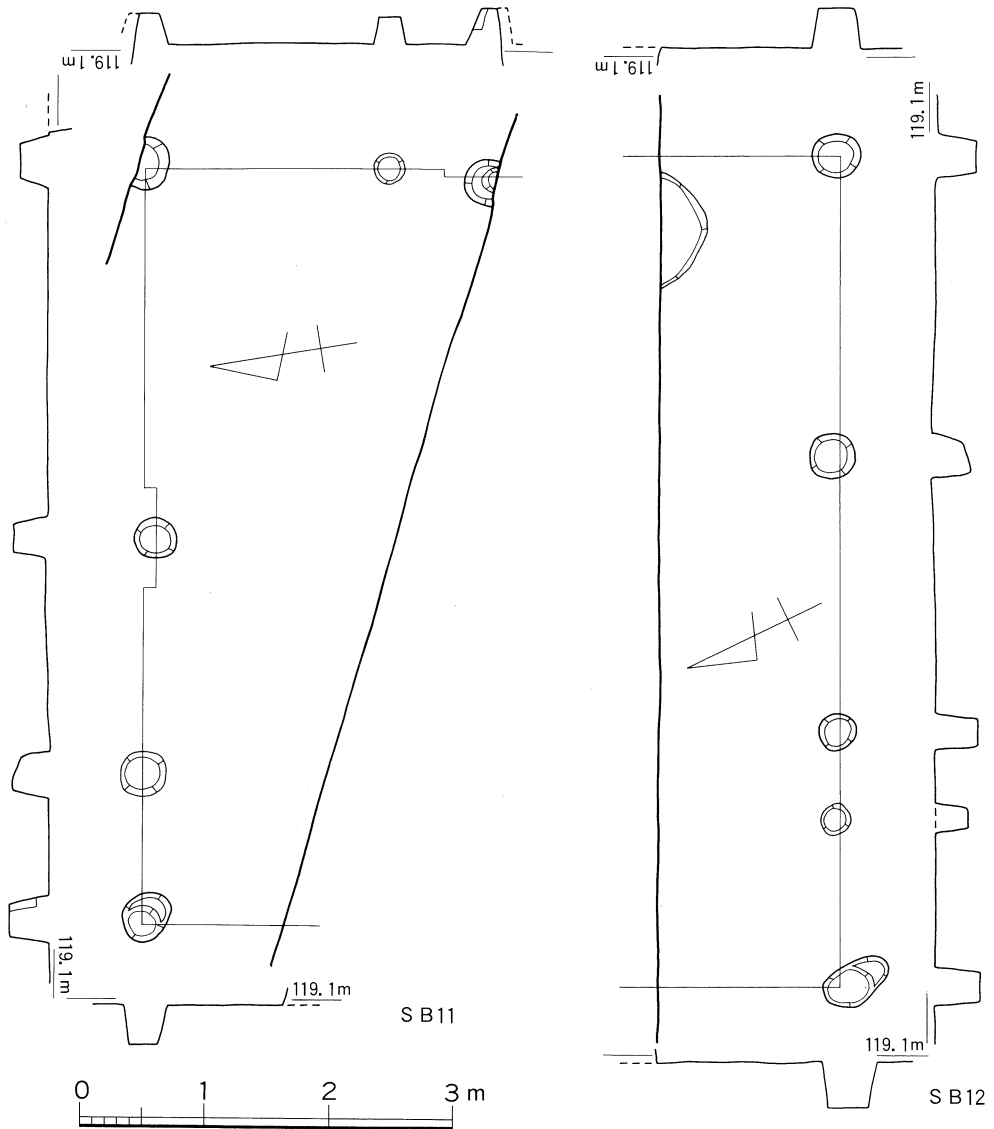


第12図 法養寺遺跡遺構実測図(1) SB08・09・10

建物の主軸はN28° Eである。柱穴は円形で直径14~17cm、柱間は北辺東西が1.45m・1.30mを測る。北辺中央の柱穴より灰釉陶器碗が出土している。

SB11

トレンチの西半部に位置する。東西2間(3.03m)×南北1間(1.40m)以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN9° Eである。柱穴の掘形は円形で直径15~20cm、柱穴は10~14cm、柱間は北辺東西が1.55m・1.48m、東辺南北が1.40mを測る。



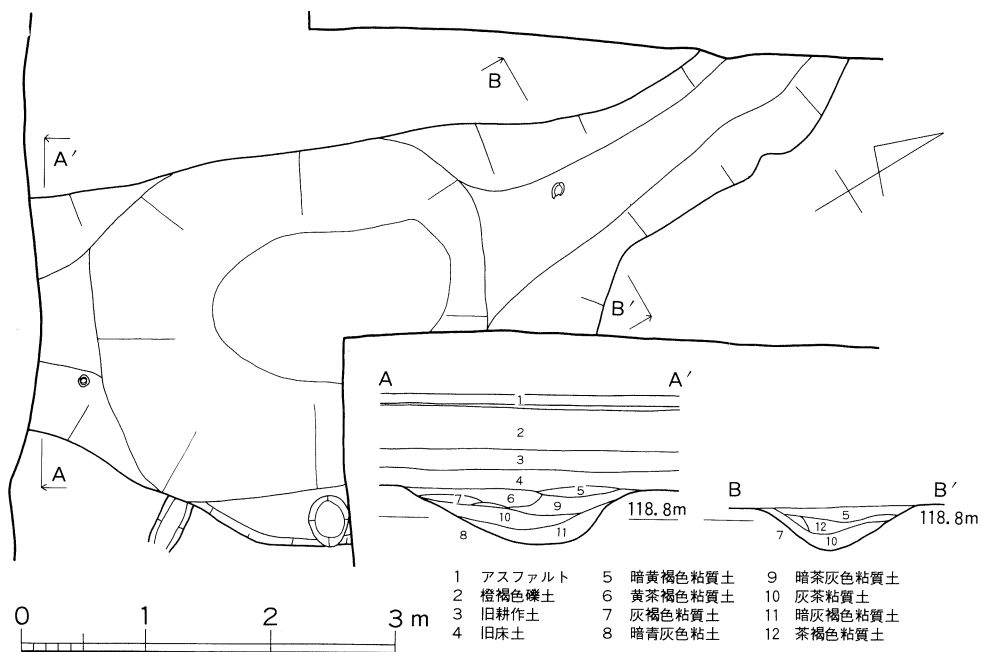
第13図 法養寺遺跡遺構実測図(2) SB11・12

SB12

SB11の西側に位置する。東西3間(3.33m)×南北1間以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN26°Eである。柱穴は円形で直径約18cm、柱間は南辺東西が1.03m・1.10m・1.20mを測る。

SD02

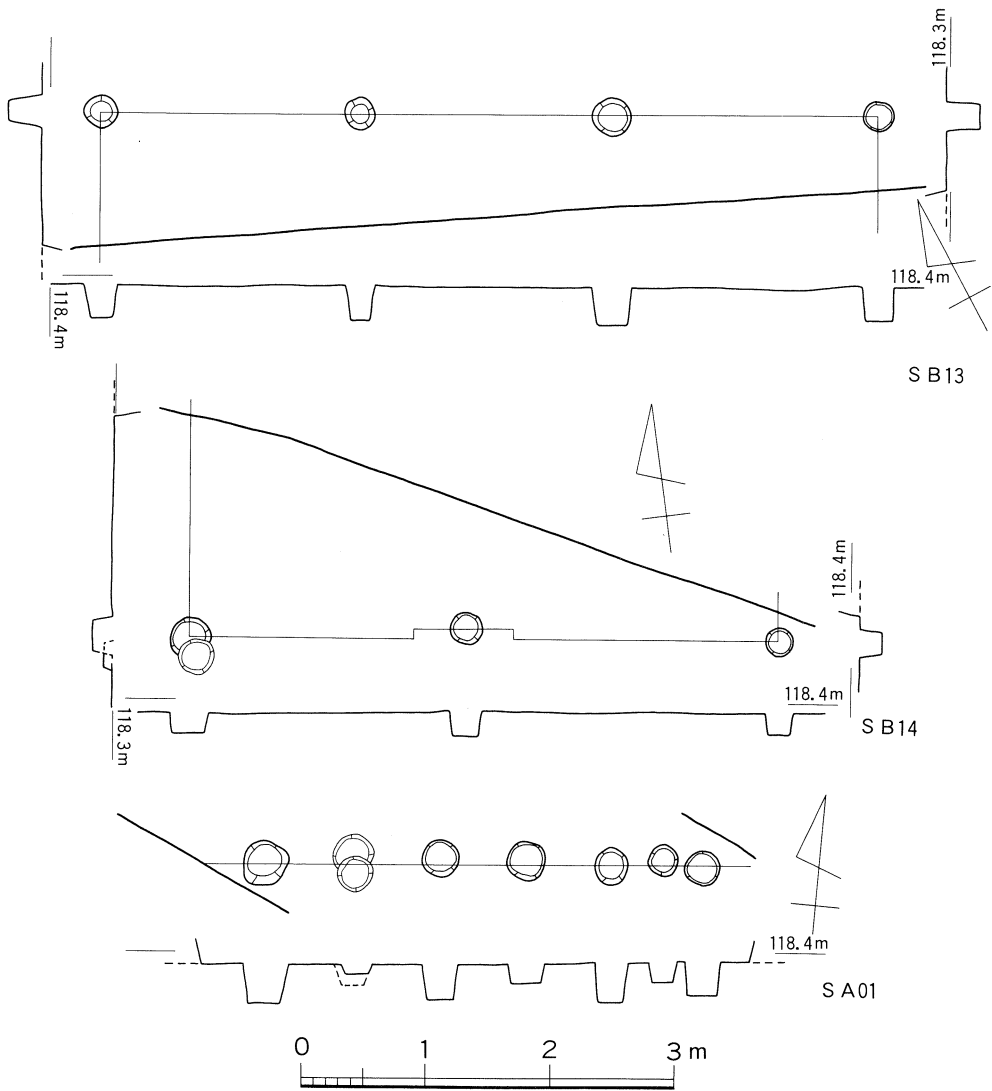
南へ流れる水路と考えられ、第21トレンチにおいては幅約1.0m、深さ約35cm、U字状に掘り込まれる状況にあるが、第19トレンチに至って、幅約2.75m、深さ約1.15mに大きく掘り込まれ、水溜めの機能を持つものかと思われる。



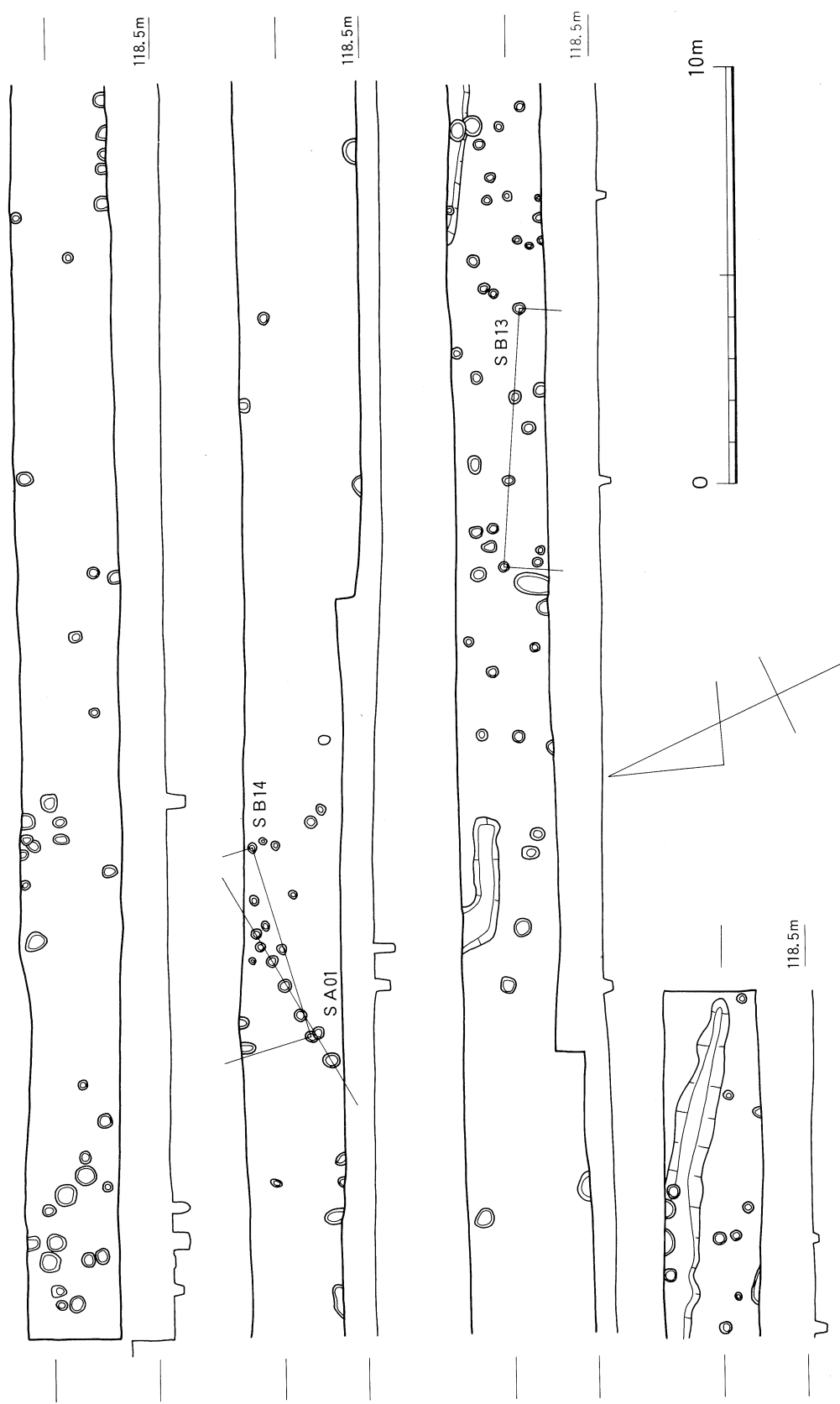
第14図 法養寺遺跡遺構実測図(3) SD02

(2) 第20トレンチ

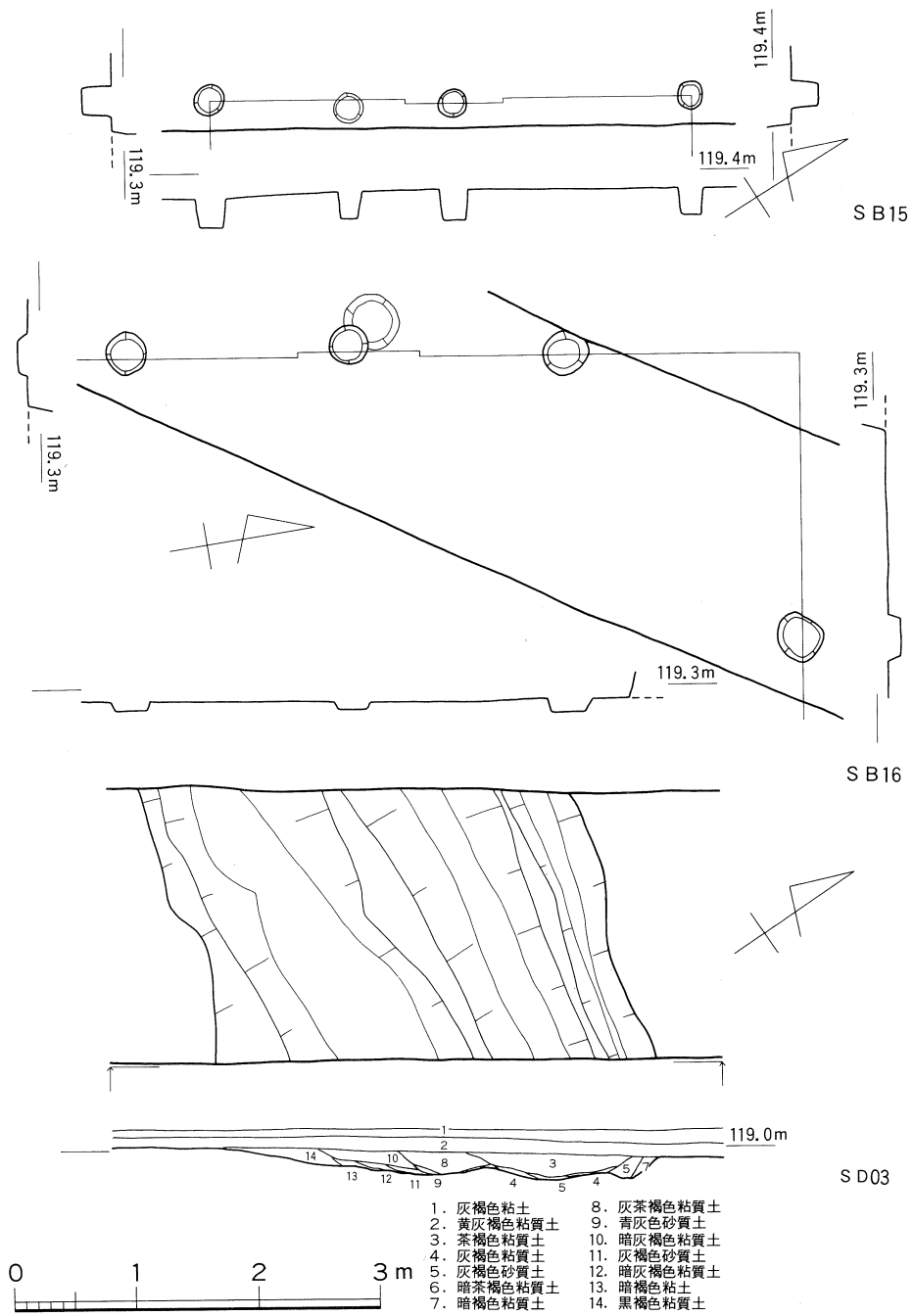
全長約98.2m、幅 2.2～3.0mで設定したトレンチで、第19トレンチに農免道路を横切る送水路による攪乱部を隔てて西側に続く位置にある。検出した主な遺構は掘立柱建物2棟（SB13・14）、柵列1条（SA01）である。第19・21トレンチに比して遺構面が安定しておらずやや軟弱な状態にある。



第15図 法養寺遺跡遺構実測図(4) SB13・14、SA01



第16図 法養寺遺跡第20トレンチ遺構全体図



第17図 法養寺遺跡遺構実測図(5) SB15・16、SD03

S B 1 3

トレンチの東寄りに位置する。東西3間(3.11m)×南北1間以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN29° Eである。柱穴は円形で12~15cm、柱間は北辺東西が1.04m・1.01m・1.06mを測る。

S B 1 4

トレンチ中央やや西よりに位置する。東西2間(2.36m)×南北1間以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN8° Eである。柱穴は円形で直径11~16cm、柱間は南辺東西が1.11m・1.25mを測る。

S A 0 1

N87° E (N3° W) の方位をとり、約1.5m間隔で並ぶ柱穴6基を確認した。柱穴は円形で直径15~20cmを測る。

(3) 第21トレンチ

全長約80.3m、幅約2.0mで設定したトレンチで、第19トレンチの西端から北側に延びる位置にある。検出した主な遺構は、掘立柱建物2棟(S B 1 5・1 6)、溝2条(S D 0 3・0 4)である。

S B 1 5

トレンチのほぼ中央に位置する。東西1間以上×南北2間(1.97m)の掘立柱建物で、建物の主軸はN31° Eである。柱穴は円形で直径10~12cm、柱間は西辺南北が0.99m・0.98mを測る。

S B 1 6

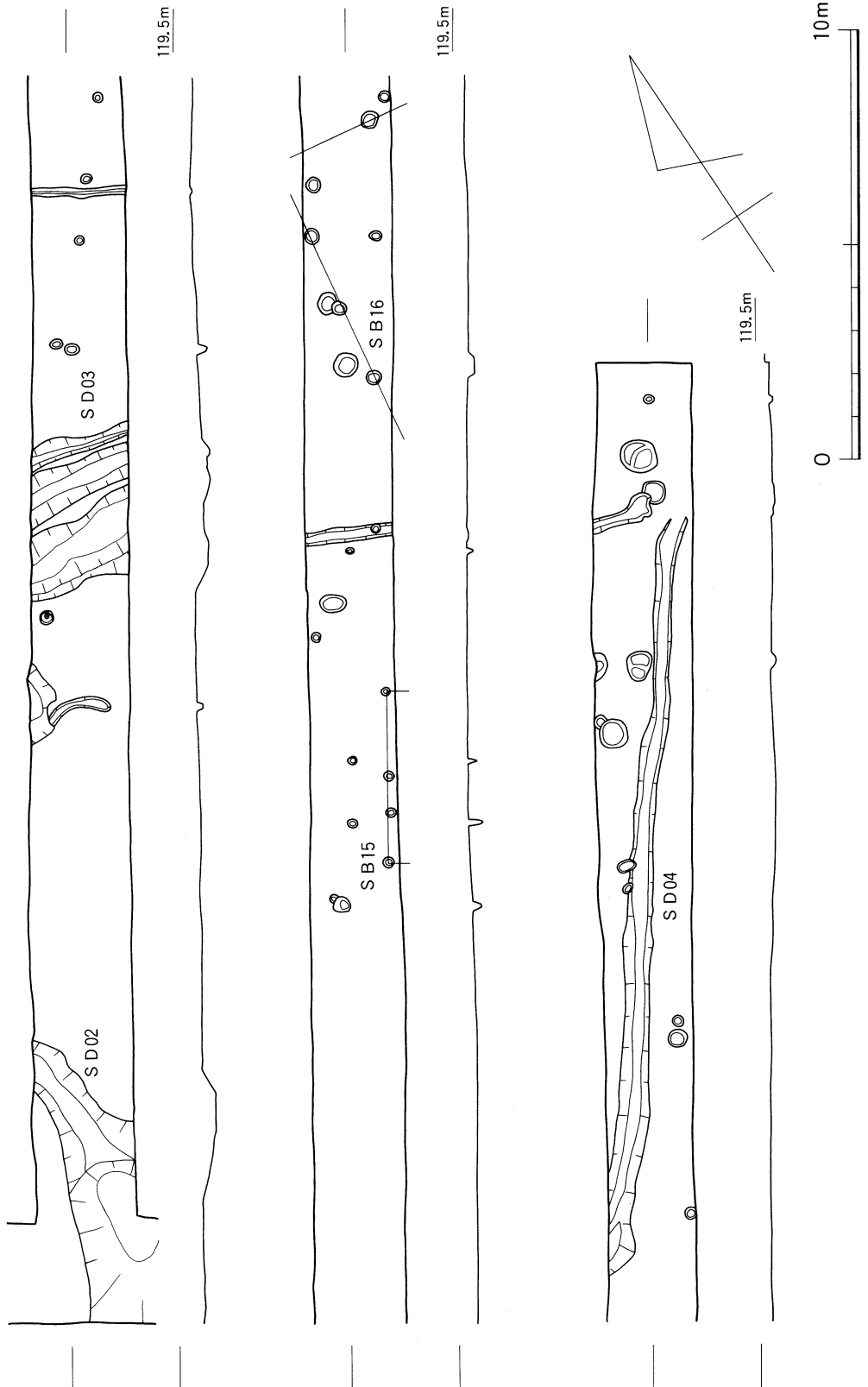
S B 1 5の北側に位置する。東西2間以上×南北3間以上の掘立柱建物で、建物の主軸はN9° Eである。柱穴は円形で直径16~20cm、柱間は西辺南北が(0.96m)・0.89m・0.90mを測る。

S D 0 3

幅約3.30m、深さ約35cm、N82° W (N8° E)。水量を変えつつ機能していた状況が認められる。

S D 0 4

幅約0.60m、深さ約10cm、N38° E。U字状の浅い掘り込みである。



第18図 法養寺遺跡第21トレンチ遺構全体図

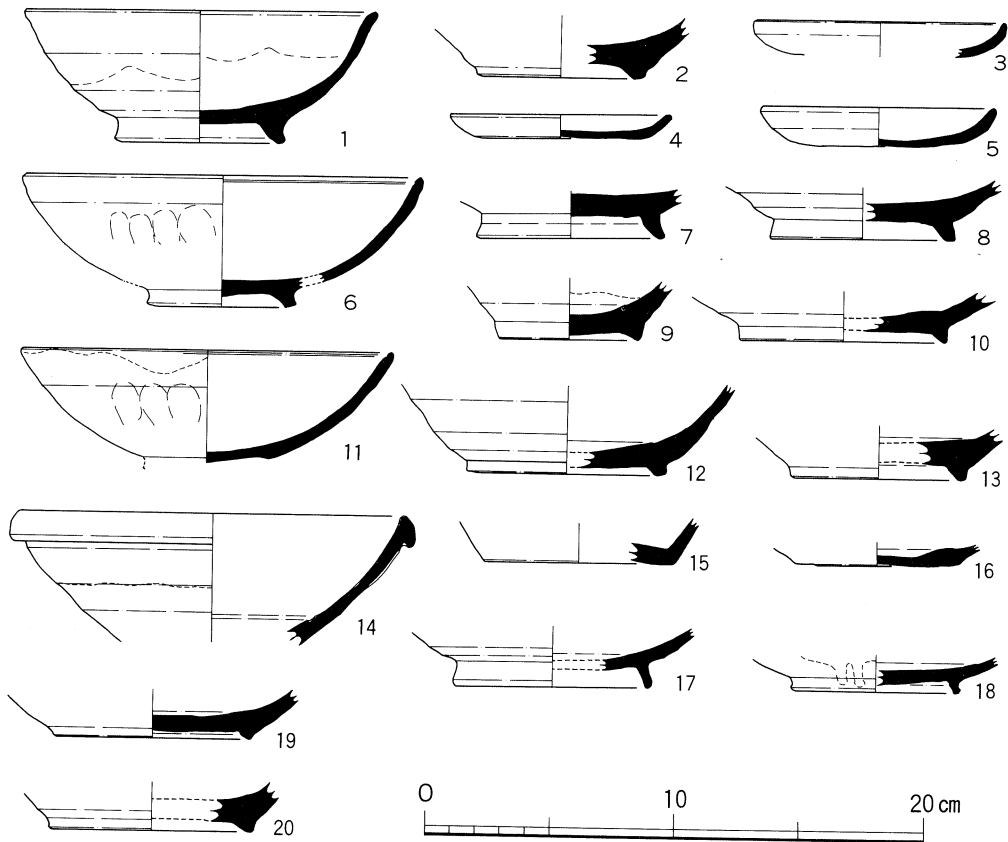
(3) 遺 物

法養寺遺跡の今回の調査において出土した遺物について、各遺構ごとにその内容について述べる。

(1) 第19トレンチ

SB08 2は、台形に近い三角高台をもち、端部に靱殻痕、外面底部に糸切り痕の認められる山茶碗である。

SB10 1は、灰釉陶器の椀で、器高 5.3cm、口径13.9cm、高台径 6.3cmを測る。体部は内弯気味に立ち上がり口縁部は緩く外反し、端部は丸く納める。三角高台は外開きで端部は丸みを帯びる。底部外面はヘラケズリを施す。灰釉は口縁周辺に漬け掛けする。



第19図 法養寺遺跡遺物実測図

SB12 3は、土師質小皿である。口径 9.9cmを測る。体部は内弯気味に立ち上がり、端部は丸く納める。

P1 6は、黒色土器の椀である。器高 5.3cm、口径15.8cm、高台径 5.0cmを測る。体部は内弯気味に立ち上がり、口縁端部に浅い沈線を施す。高台は外開きの台形のしっかりしたものである。体部外面の上半まで炭素を吸着させた、いわゆる内黒の黒色土器A類である。

SD02 4・5は土師質小皿である。4は口径 8.6cm、5は口径 9.2cmを測る。体部は内弯気味に立ち上がり、端部は丸く納める。4は平らな底部をもつ。11は、黒色土器の椀である。口径14.8cmを測る。体部はやや内弯気味に開き、口縁端部に沈線を施す。内黒の黒色土器A類である。7～10・12・13は、山茶碗である。高台が三角高台のものと、台形のものがあり、いずれも底部外面に糸切り痕を残す。9・13は、高台の端部に靱殻痕が認められる。14は、中国製の白磁碗である。口径15.2cmを測り、玉縁状の口縁をもち、底部内面に沈線を巡らす。釉は淡緑灰色を呈する。

(2) 第21トレンチ

遺物は全く出土していない。

(3) 第22トレンチ

SD03 17・18は、灰釉陶器の椀である。細長い方形の高台をもち、底部外面の糸切り痕はナデ消している。22は、須恵質の平瓶かと思われる。底部はヘラ削りを施している。

SD04 19・20は、山茶碗である。低い三角高台をもち、端部には靱殻痕が認められる。底径は共に 7.8cmを測る。

(4) 小 結

法養寺遺跡の今回の調査において検出した遺構・遺物の、年代観および遺跡の在り方について、過去の調査成果とも関連づけながら述べて小結とする。

検出した主な遺構は、掘立柱建物9棟、溝3条である。これらの遺構は各々の主軸

方位により、およそ2群に分類することができる。N8°E方位前後の一群、N27～28°E方位前後の一群の2群である。これら2群の前後関係は、遺構の切り合いからは確認できなかったが、溝からの出土遺物や掘立柱建物の柱穴からの出土遺物によって推定することができ、N8°E方位→N27～28°E方位の順に変遷するものと考えられる。

N8°E前後の方位をとる一群は、SB11・14・16、SD03の各遺構である。SD03から出土している灰釉陶器より、10世紀中葉の時期を比定することができる。この一群と同じ方位をとる掘立柱建物は、昭和59年度に行われた県営ほ場整備事業に伴う当遺跡の発掘調査において、南部第3トレンチで3棟確認されており、9世紀後半の時期に比定されている。このことより、法養寺遺跡においては9世紀後半から10世紀中葉にかけて、N8°Eの主軸方位をとる掘立柱建物によって構成された集落が形成されていたと考えることができる。この段階の集落は、次のN27～28°E方位の方格地割に規制された集落に先行するものとして理解することができる。

N27～28°E前後の方位をとる一群は、SB08・10・12・13・14の各遺構である。掘立柱建物の柱穴から出土している遺物には、若干の時間的な幅が見られ、SB10の柱穴出土の灰釉陶器は10世紀末から11世紀初頭にかけての時期を示すものであり、SB08・12においては12世紀後半の山茶碗や土師質小皿を出土している。このことより、この一群は10世紀末から12世紀後半にかけての時期のものと比定することができる。SD02も12世紀後半の時期を比定することができ、この段階の集落を構成する一水路と考えられる。昭和59年度の発掘調査において、この一群と同じ方位をとる、2棟を一単位としての建物配置をとっている掘立柱建物が4棟確認されており、10世紀後半前後の時期が比定されている。この一群がとる方位は、この地域に認められる方格地割の方位に一致しており、法養寺遺跡における10世紀後半から12世紀後半にかけての集落は、この方格地割に規制されたものであり、この地域において方格地割を伴っての水田開発が10世紀後半に開始されたと理解することができるといえる。

以上、今回の調査において検出した遺構・遺物の年代観と在り方について、法養寺遺跡の変遷の中に位置づけながら述べた。

ところで、法養寺遺跡における集落の在り方と、この地域に認められるN27～28°

E方位をとる方格地割との関係についての考えを示したものに田中勝弘氏の論考がある^①。氏は、法養寺遺跡の掘立柱建物群を、9世紀以前の条里地割の施行されない時期の建物群、施行後その中に包括される建物群、施行後条里地割の及ばない箇所^②の建物群の3群に分類してとらえ、その変遷過程に条里水田の開発過程とそれに伴う集落(農村)の在り方を見てとっている。さらに、他の地域においての残存条里と集落遺跡の事例を検証し、条里地割の施行時期について従来の地理学的調査方法による施行時期との相違を指摘し、考古学的調査方法によると条里地割の施行時期の多くが平安時代後期であるとしている。法養寺遺跡においては、10世紀後半前後をさほど遡らない時期を条里地割の施行時期に想定している。今回の調査において、10世紀の中葉までN8°Eの方位をとる方格地割施行以前の建物群が存在し、10世紀末には方格地割に規制された建物群が出現することが確認されたことは、この地域における条里地割の施行時期が、まさしく10世紀後半であることを示すものであるといえる。

5. お わ り に

下之郷遺跡は、昭和60年度以来、県営ほ場整備事業に伴う発掘調査が行われており、7世紀中葉以来形成された広範な規模をもつ集落遺跡である。本年度に行われた発掘調査および試掘調査によって、遺跡の範囲はさらに西側と北側に広がることも明らかになった。今回行った調査は、幅約3mという限られた範囲を対象としたものであったが、古墳時代初頭に遡る遺物の出土や、竪穴住居が構成する集落範囲の遺跡の東側への広がり確認、16世紀代の集落の確認など幾つかの成果を得ることができたといえる。

法養寺遺跡は、昭和57・59年度に県営ほ場整備事業に伴う発掘調査、昭和58年度に県道新設事業に伴う発掘調査が行われており、条里水田の開発過程と、それに伴う村の在り方を見ることができ7世紀中葉から12世紀後半にかけての集落遺跡である。今回の調査においては、方格地割の施行時期を10世紀後半とするに足る。10世紀中葉の方格地割施行前の掘立柱建物から、10世紀末葉の方格地割施行後の掘立柱建物への変遷を確認するという成果を得ることができた。

本報告書において発掘調査の成果をまとめた犬上郡甲良町所在の下之郷遺跡、および法養寺遺跡は、共に犬上川左岸扇状地における古代の水田開発過程を伺うことのできる集落遺跡の好例である。そこには、犬上川の恵みと溢流の恐怖と向かい合いながらこの地域において生活を続けてきた人びとの歴史の一側面を見てとることができよう。今後の調査成果をも含めて、古代から今日に至る時代時代の人びとの生活が復元され、その移り変わりが明らかにされていくことを期待したい。

〈註〉

1. 水山高幸・池田碩・大橋建「琵琶湖周辺の地形」（『琵琶湖国定公園学術調査報告書』 滋賀県 1971年）
2. 葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」（『日本考古学年報36』 日本考古学協会 1986年）
3. 葛野泰樹『尼子南遺跡発掘調査概要Ⅰ』（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年）
4. 宮崎幹也「犬上郡豊郷町四十九院遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅣ—2』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年）
5. 葛野泰樹「犬上郡豊郷町雨降野遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅡ—1』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年）
6. 宮崎幹也「犬上川左岸扇状地における律令期集落の発生と展開」（『滋賀県埋蔵文化財センター紀要2』 滋賀県埋蔵文化財センター 1988年）
7. 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅢ—2』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1986年）
宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅣ—2』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年）
8. 葛野泰樹「犬上郡甲良町法養寺遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書Ⅹ—1』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年）
田中勝弘「犬上郡甲良町法養寺遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅡ—1』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年）
葛野泰樹『法養寺遺跡発掘調査報告書』（滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1984年）
9. 大崎哲人「犬上郡甲良町下之郷遺跡」（『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書ⅩⅤ—2』 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1988年）
10. 括弧内に示した時期区分は、註7文献における宮崎幹也氏の時期区分に従うものである。
11. 田中勝弘（註8文献）
田中勝弘「残存条里と集落遺跡」（『滋賀考古学論叢第2集』 滋賀考古学論叢刊行会 1985年）

版 圖



調査前風景（北東より）



第1トレンチ（西より）



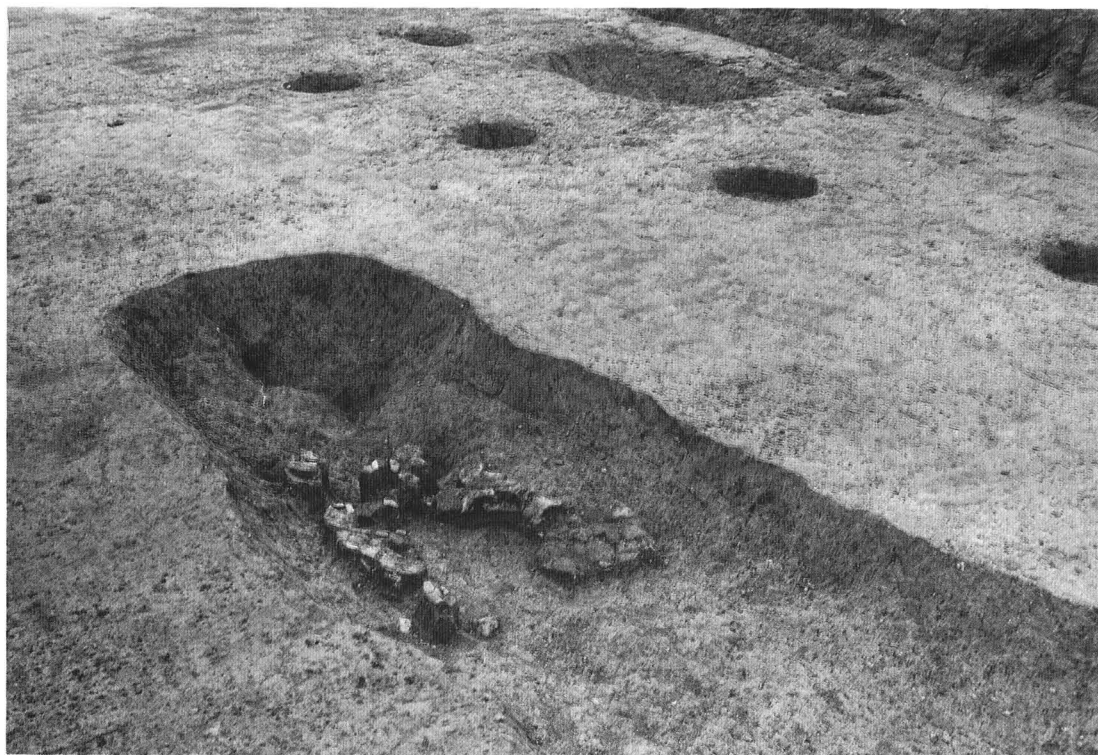
S X8703 (南より)



S X8703 (東より)



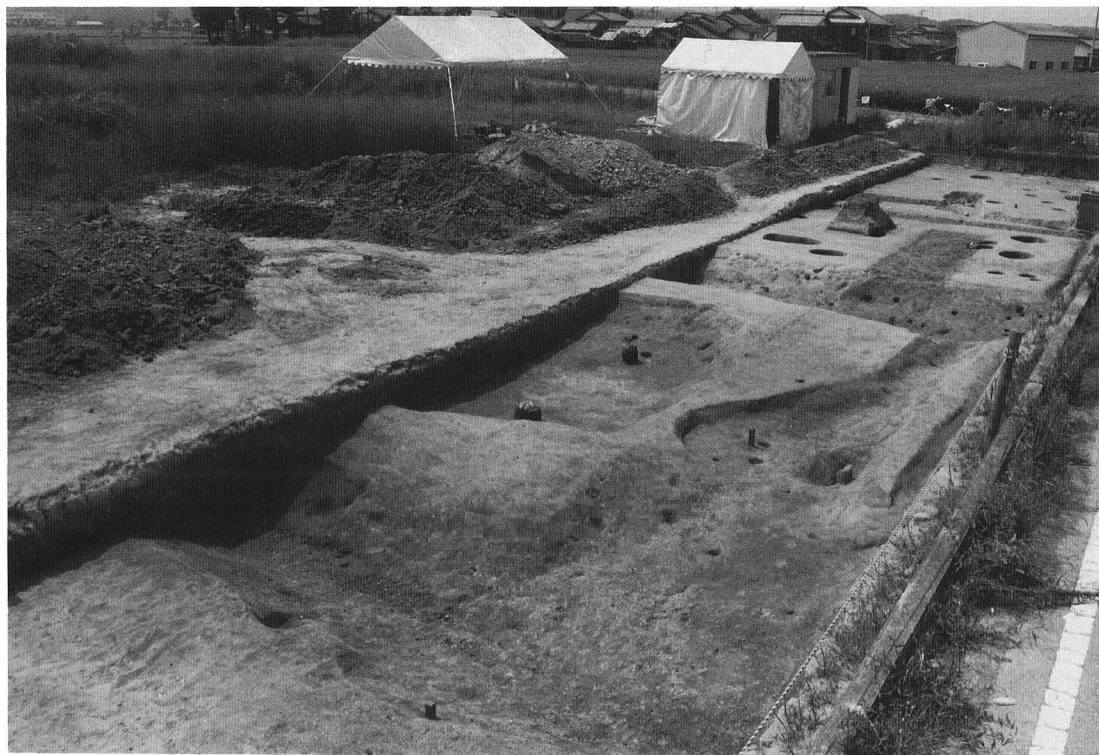
S X8703 (北東より)



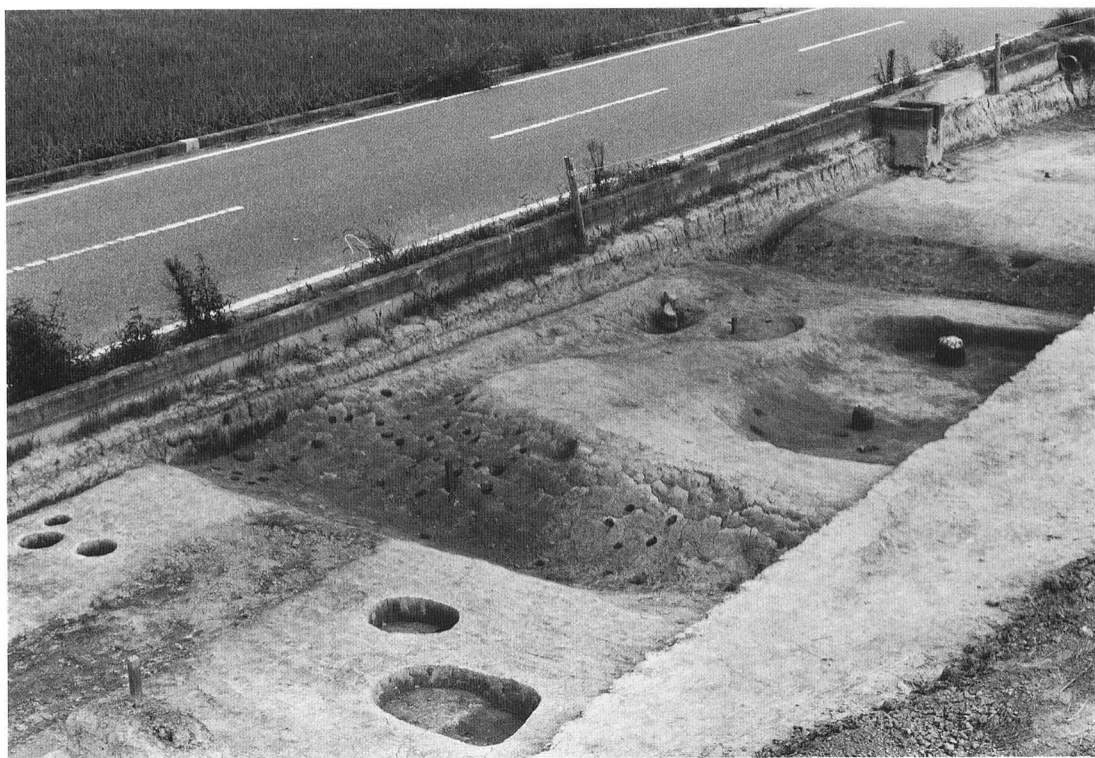
S X8703 (南東より)



S X8704 · S X8705 (東より)



S X8704 · S X8705 (北東より)



S X8705・S X8704 (南西より)



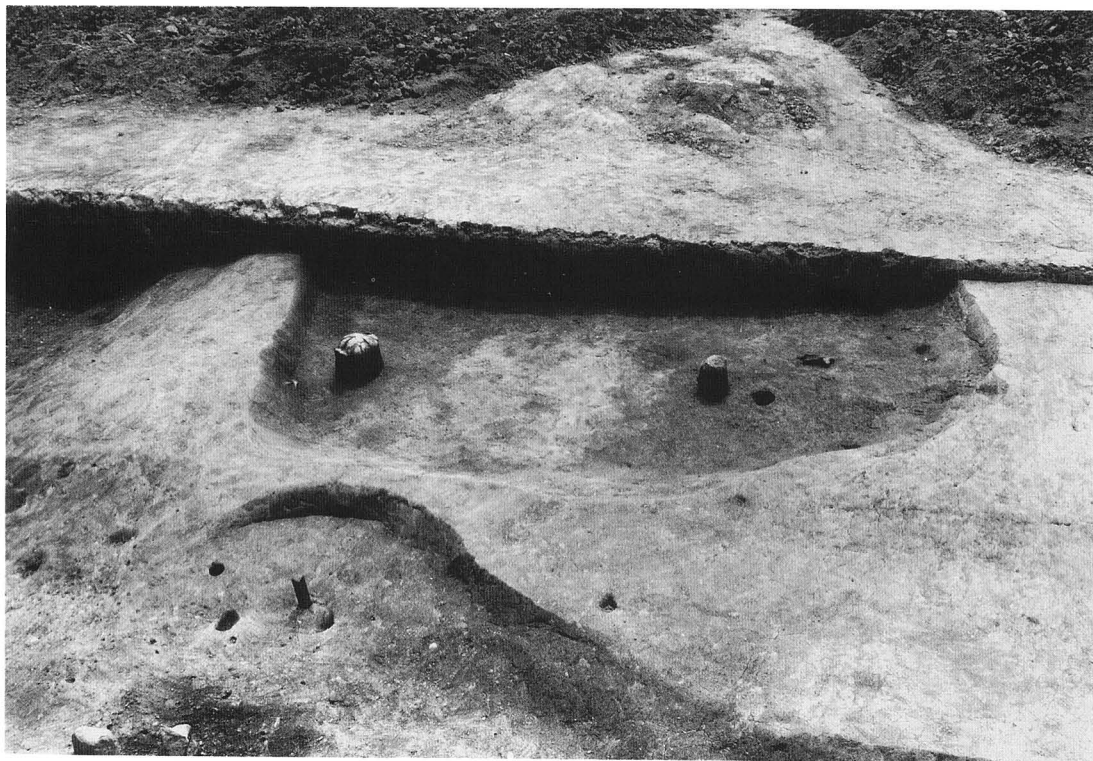
S X8704 (北西より)



S X8704 (北東より)



S X8704 (北東より)



S K8703 (北より)



S K8703 (南東より)



第2トレンチ (北より)



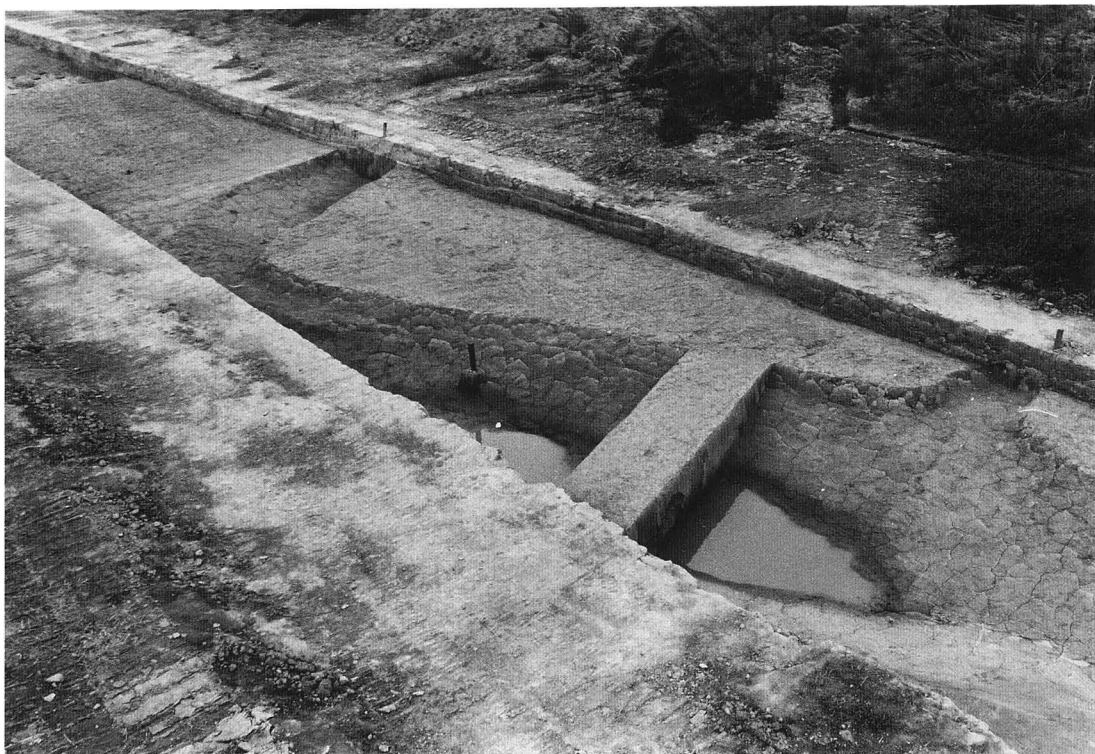
第2トレンチ (南西より)



第2トレンチ (北より)



S K8705 (北より)



S X8706 (南西より)



S X8706 (南より)



S X 8706周溝部 (東より)



S X 8706周溝部 (南東より)



第3トレンチ (東より)



柱列遺構 (西より)



第4トレンチ (東より)



第4トレンチ (西より)



第4トレンチ (南東より)



S X8708 (南より)



S X8708 (南東より)



S X8708 (北西より)



第4トレンチ落ち込み（東より）



第4トレンチ落ち込み（南より）



落ち込み (南西より)



S D8717 (南西より)



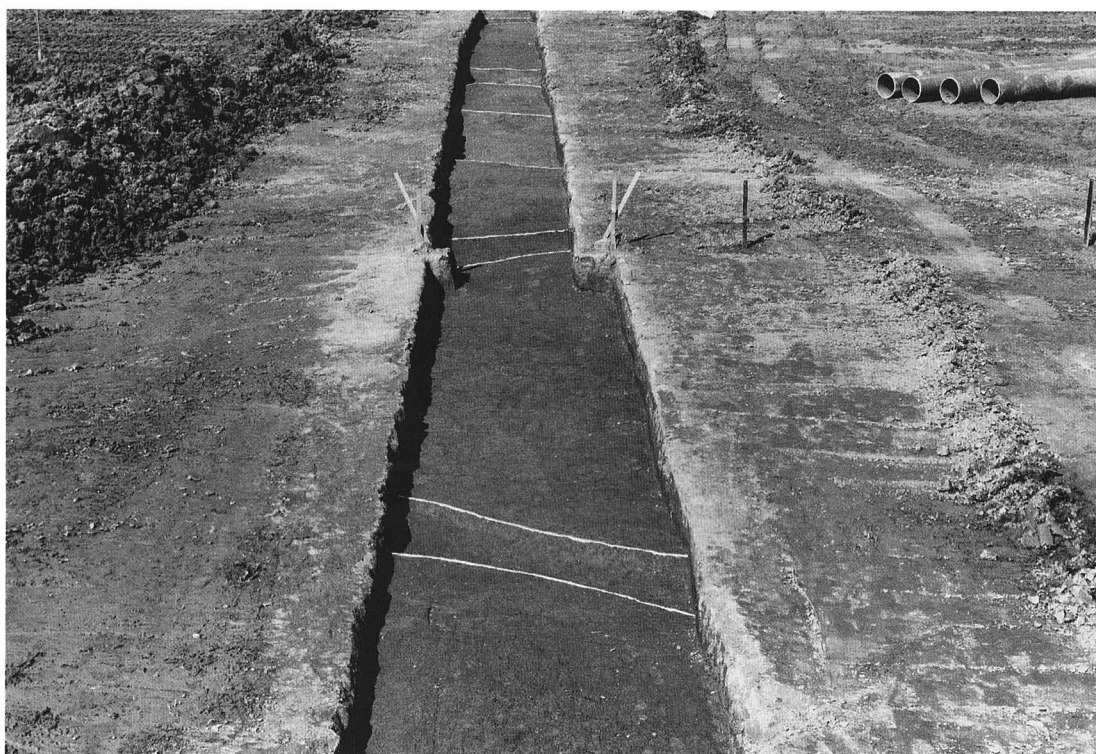
第13・14トレンチ (北より)



第13・14トレンチ (南より)



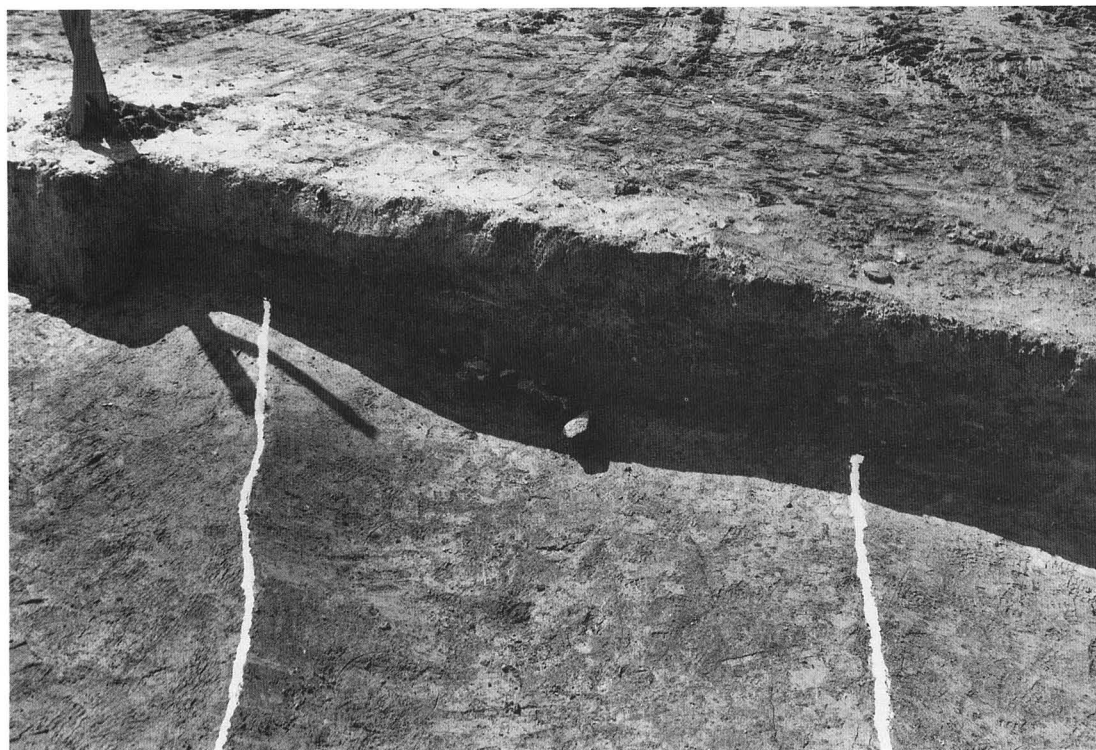
S X8709 (南西より)



S X8709 (南より)



S X8709 (北西より)



S X8709周溝部 (東より)



第15トレンチ (東より)



S X8711 (北西より)



S X8711 (南東より)



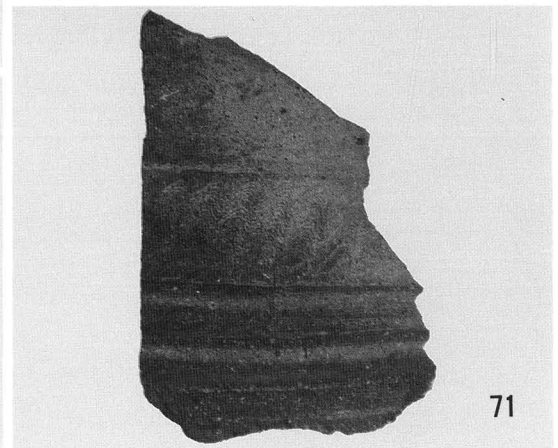
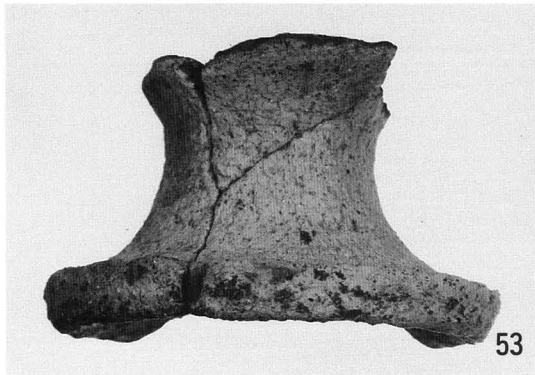
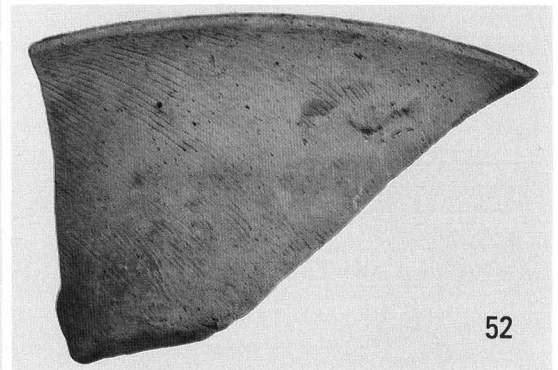
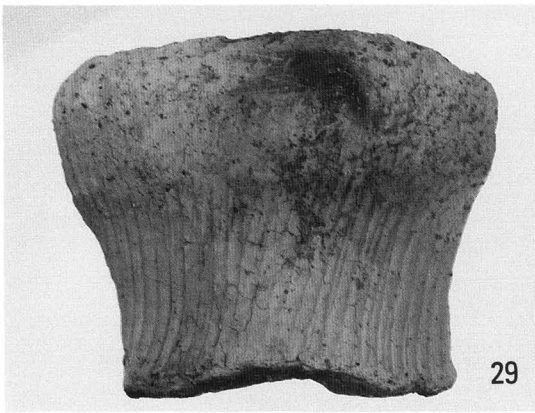
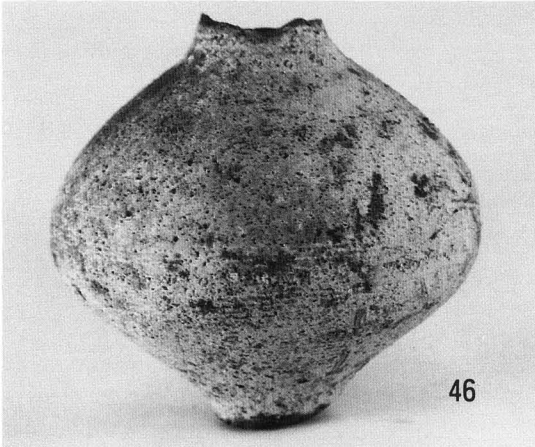
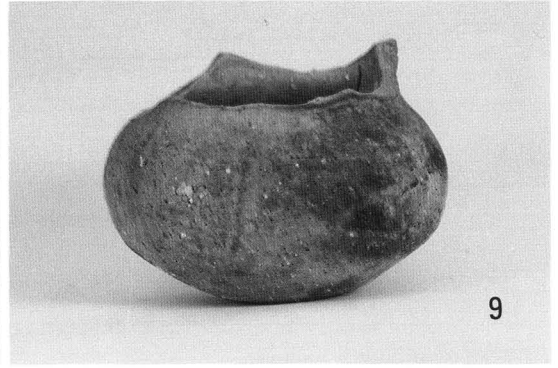
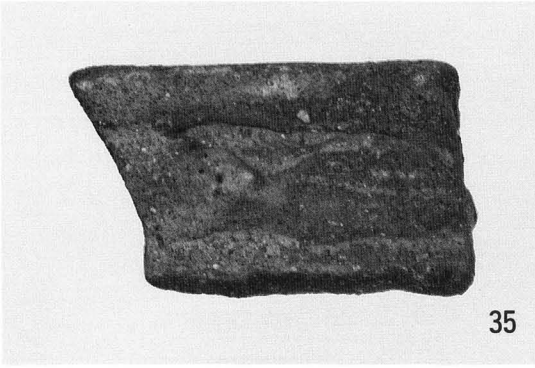
S X8711周溝部 (南東より)

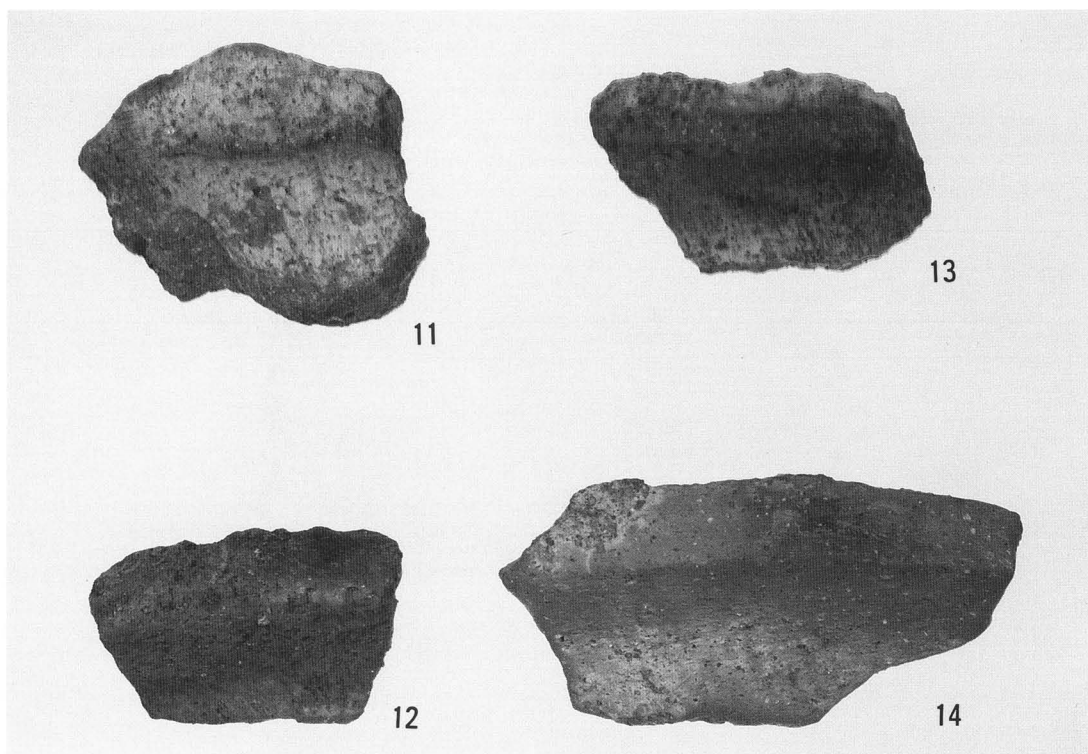


S D8722 (西より)

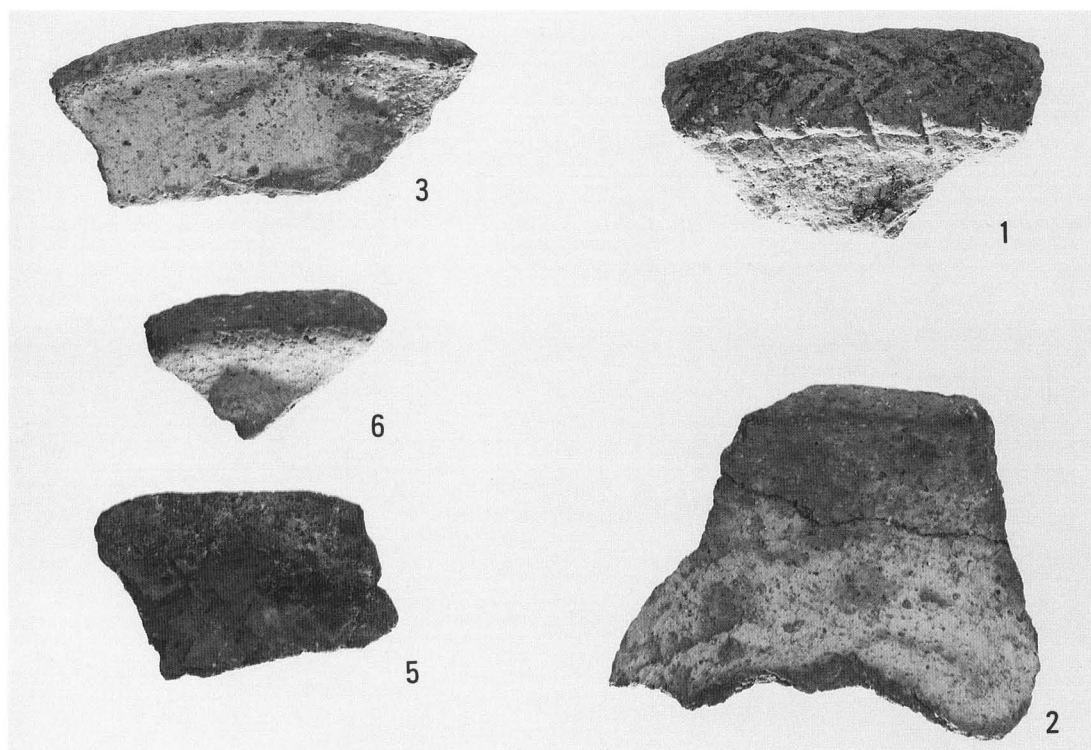


S D8722 (北西より)

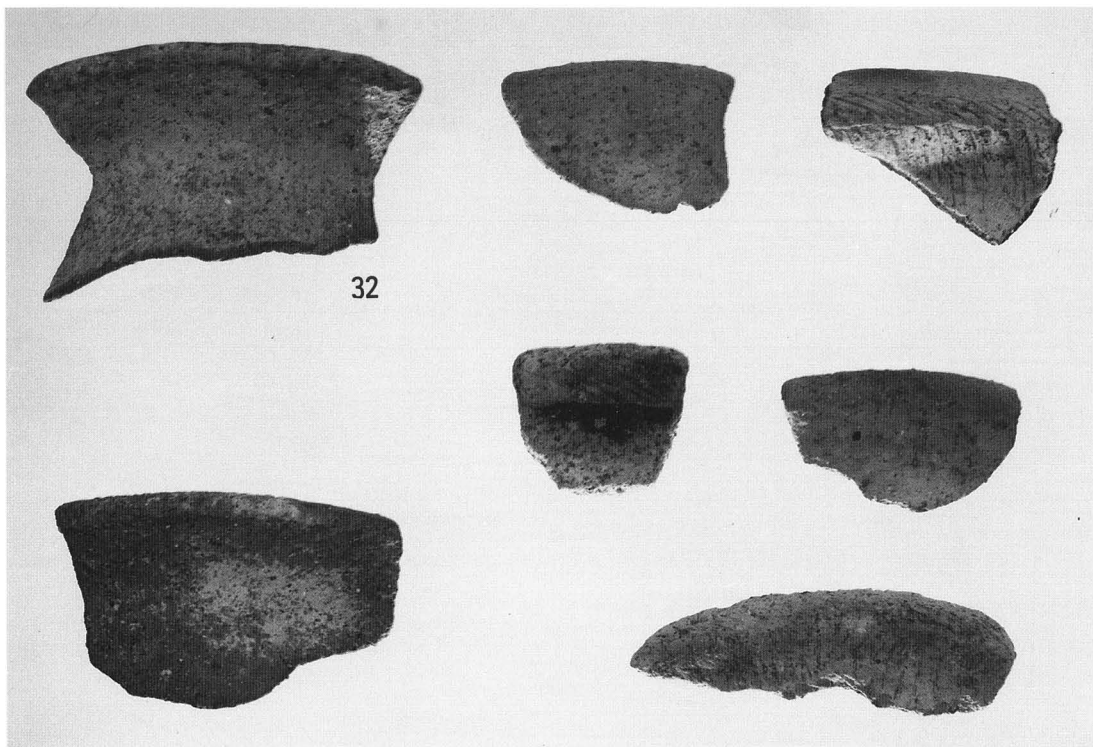




出土遺物 (S X 8703)

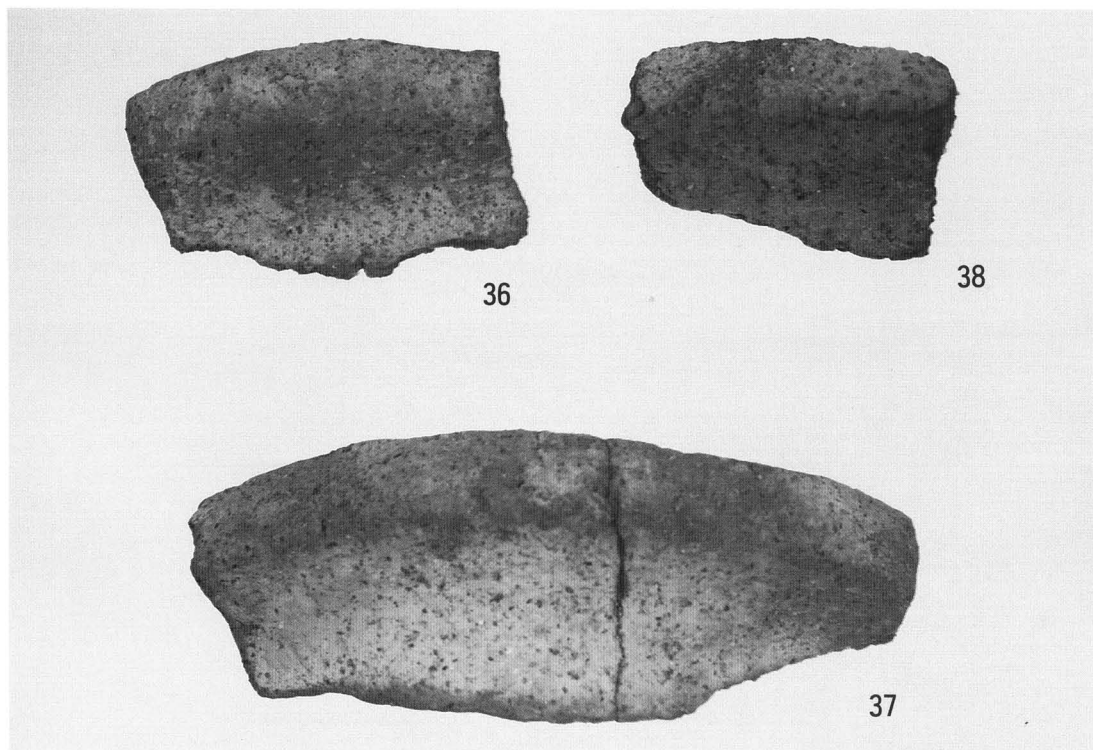


出土遺物 (S K 8703)



32

出土遺物 (S X8704)



36

38

37

出土遺物 (S X8705)



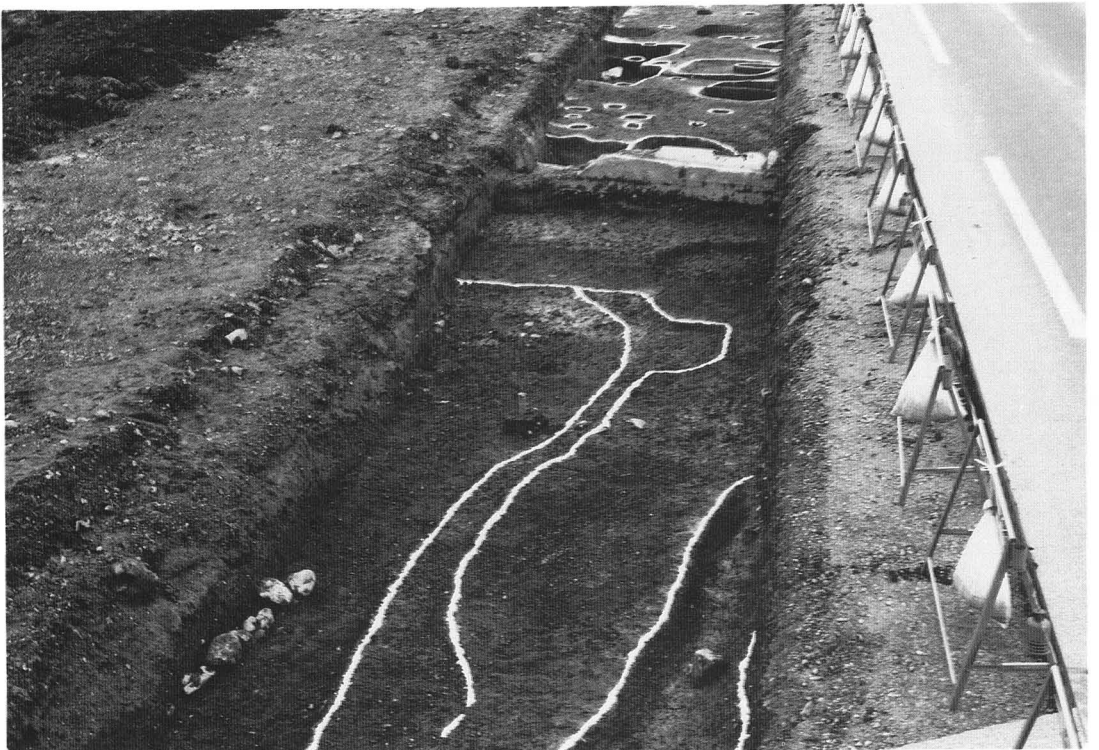
調査前状況（西より）



作業状況（第25トレンチ）



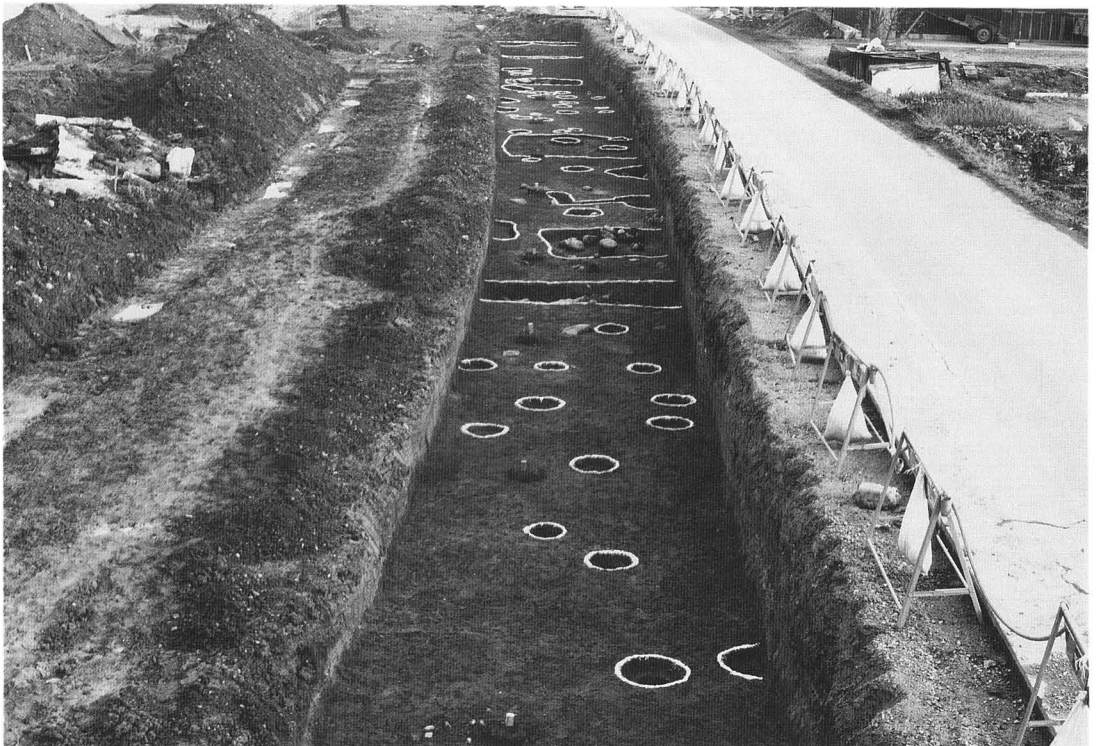
第25トレンチ東半部（東より）



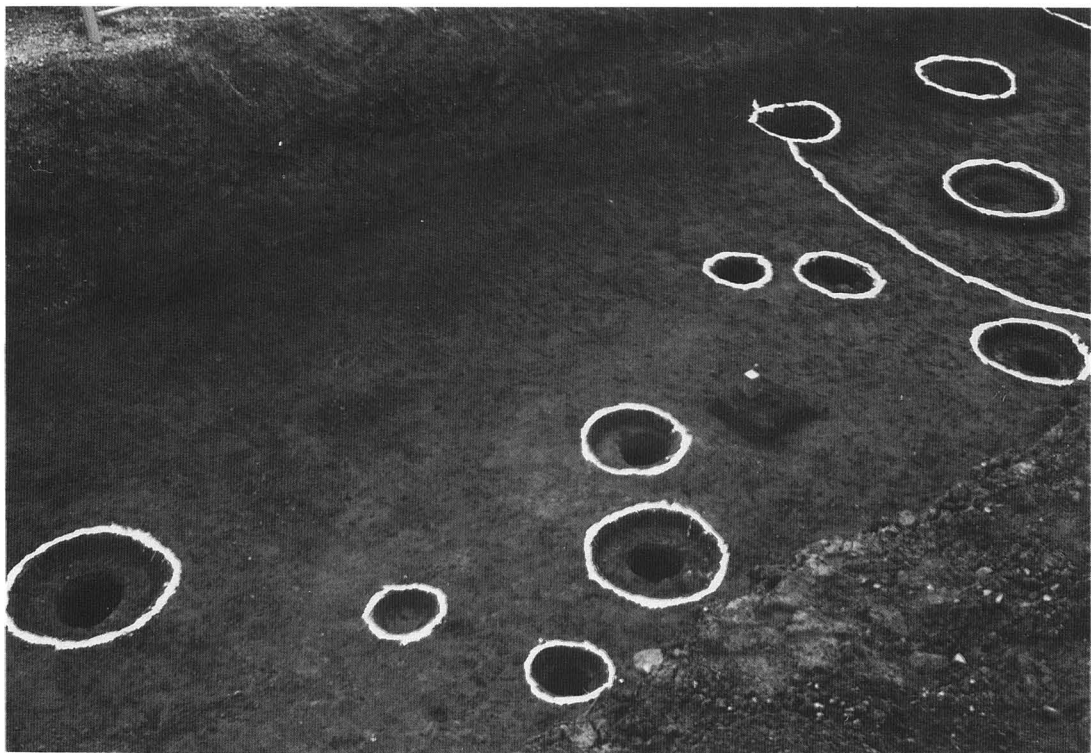
第25トレンチ西半部（西より）



第25トレンチ S K02周辺遺構



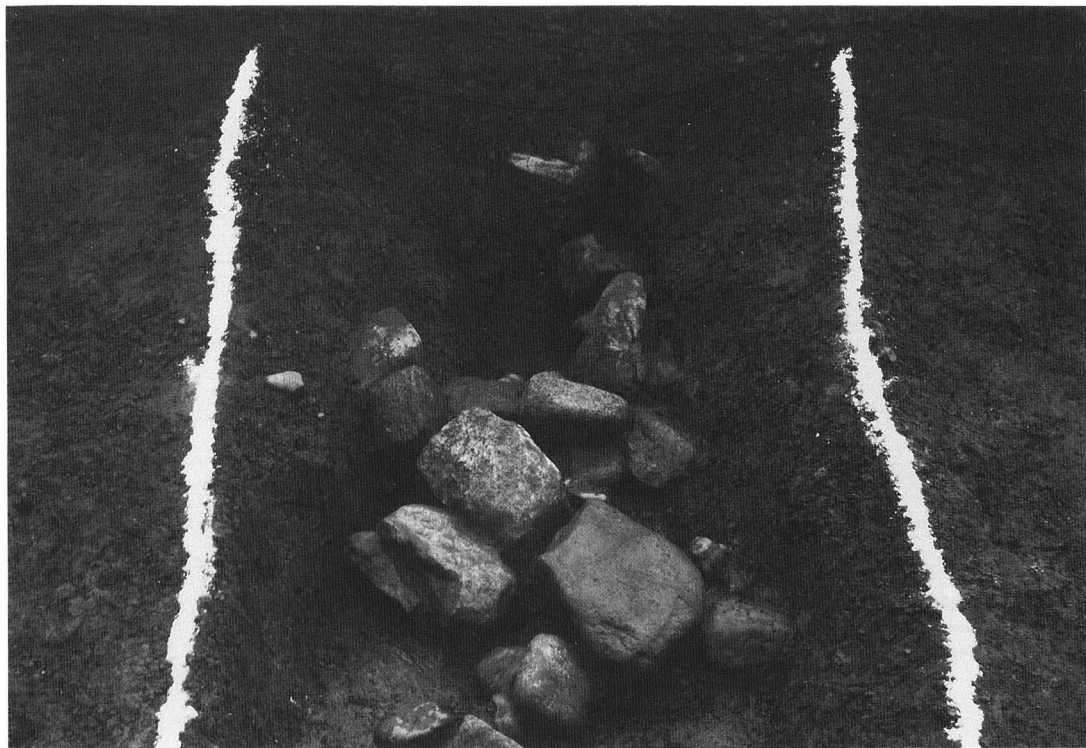
第26トレンチ全景 (西より)



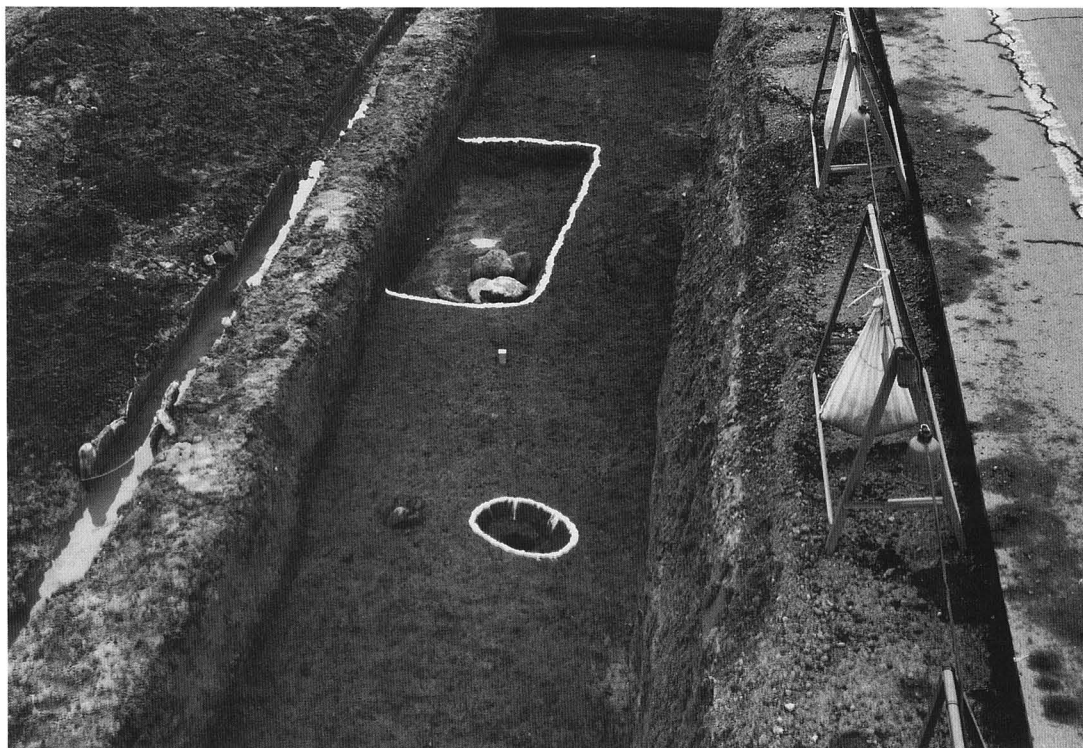
第26トレンチ S B40 (北東より)



第26トレンチ S H78 (南東より)



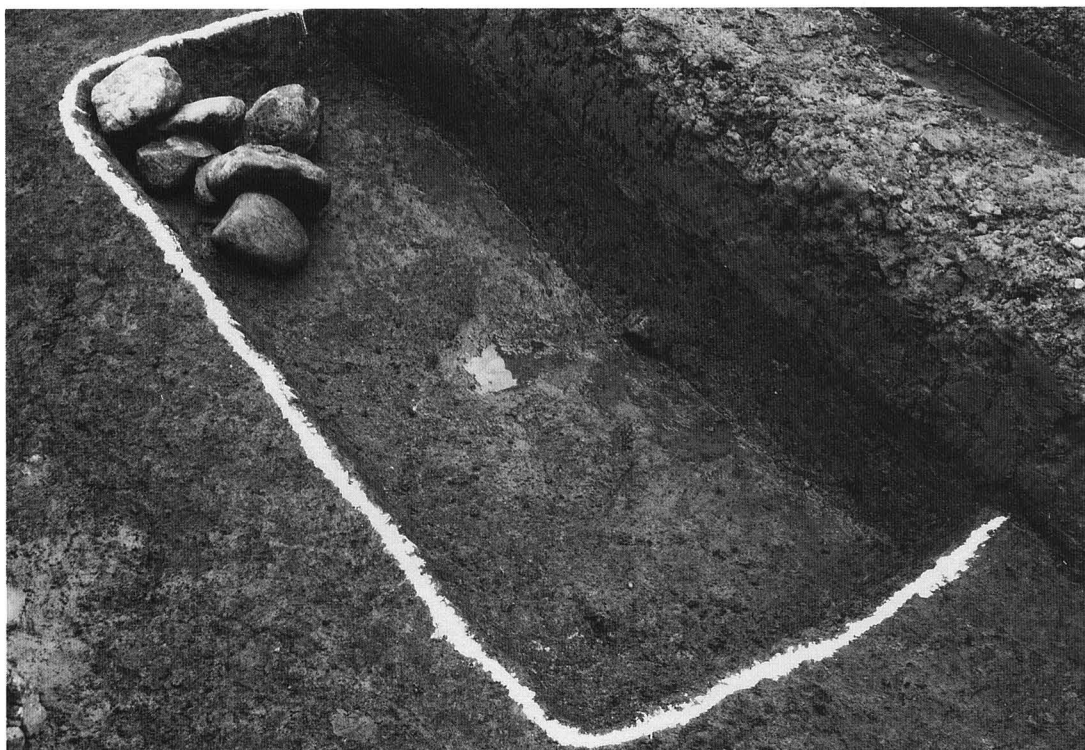
第26トレンチ S D24 (北東より)



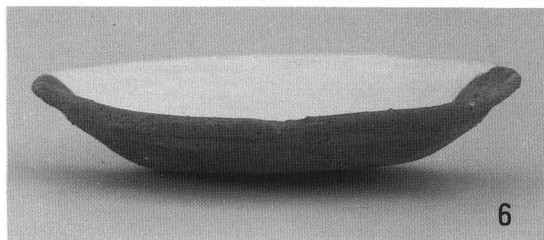
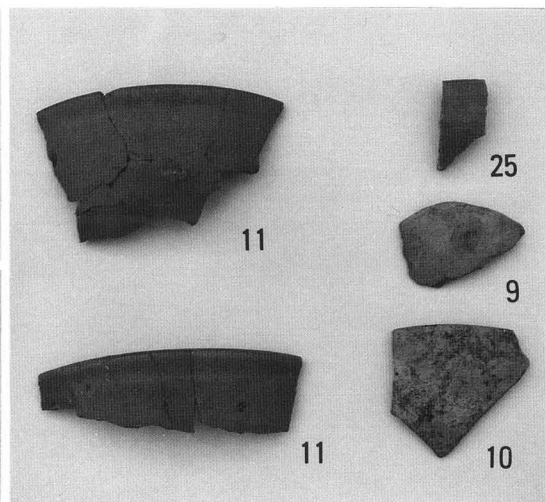
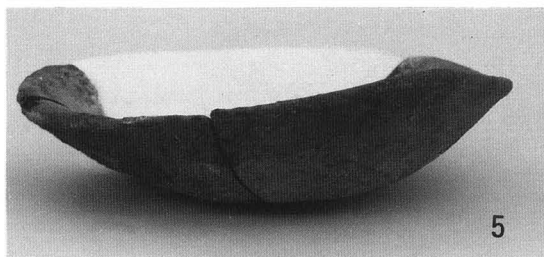
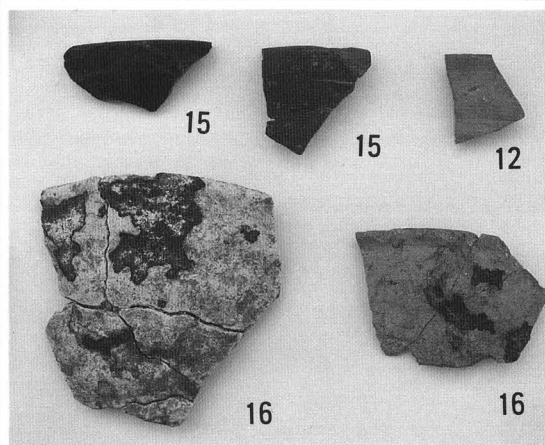
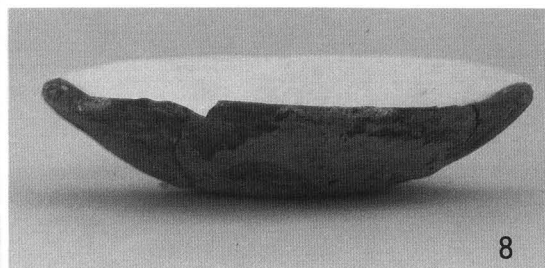
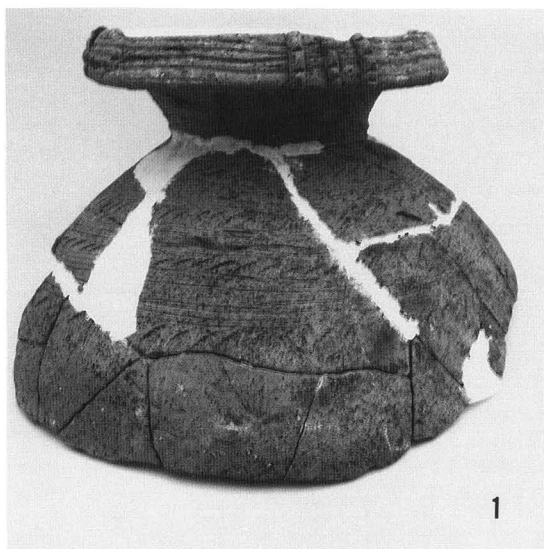
第27トレンチ全景 (西より)

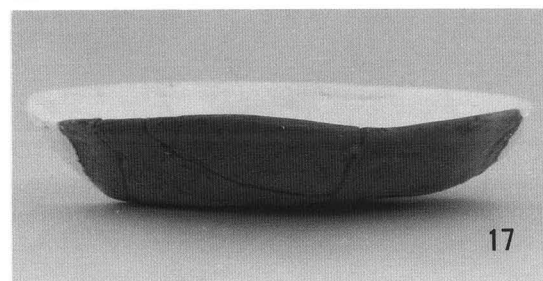
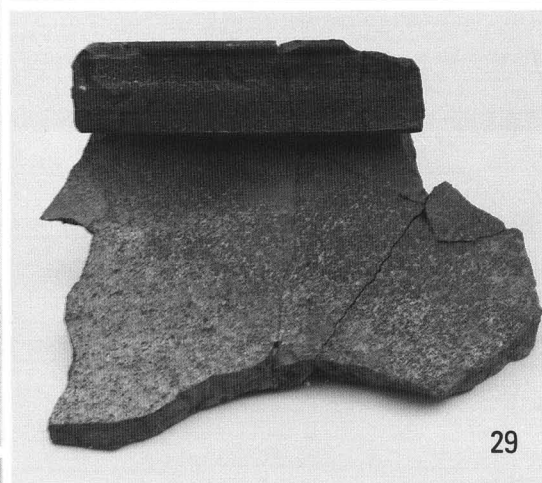
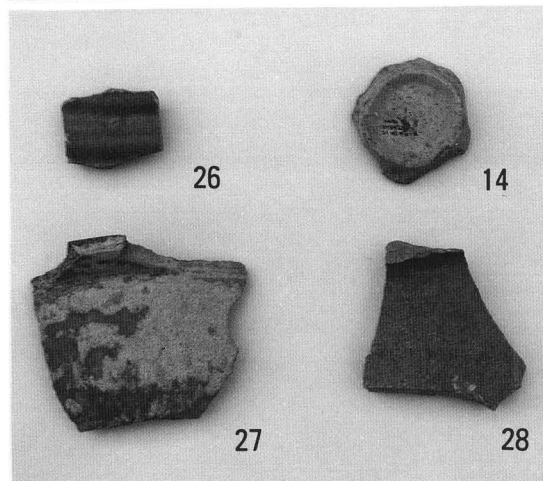
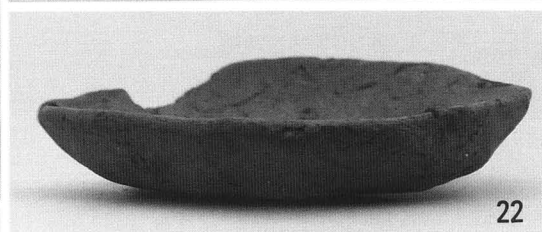
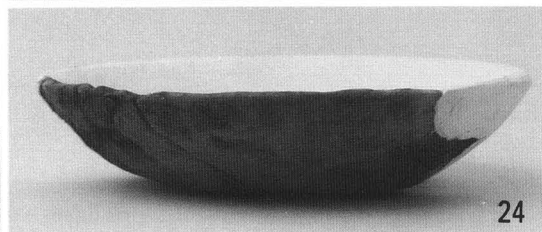
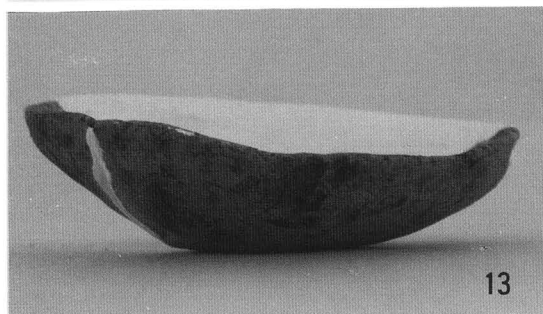
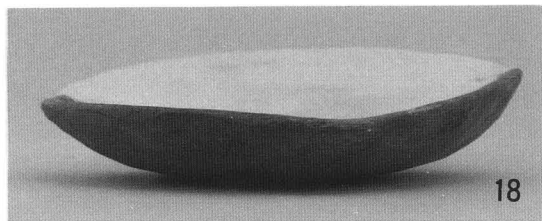
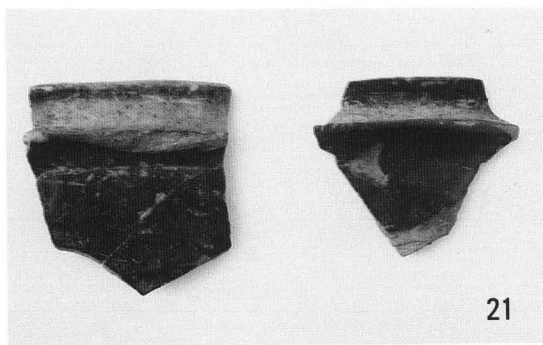


第27トレンチ全景（東より）



第27トレンチS H79（南より）







調査前状況（西南より）



作業状況（第21トレンチ）



第19トレンチ全景（東より）



第19トレンチS B10柱穴内遺物



第19・21トレンチ S D02 (北より)



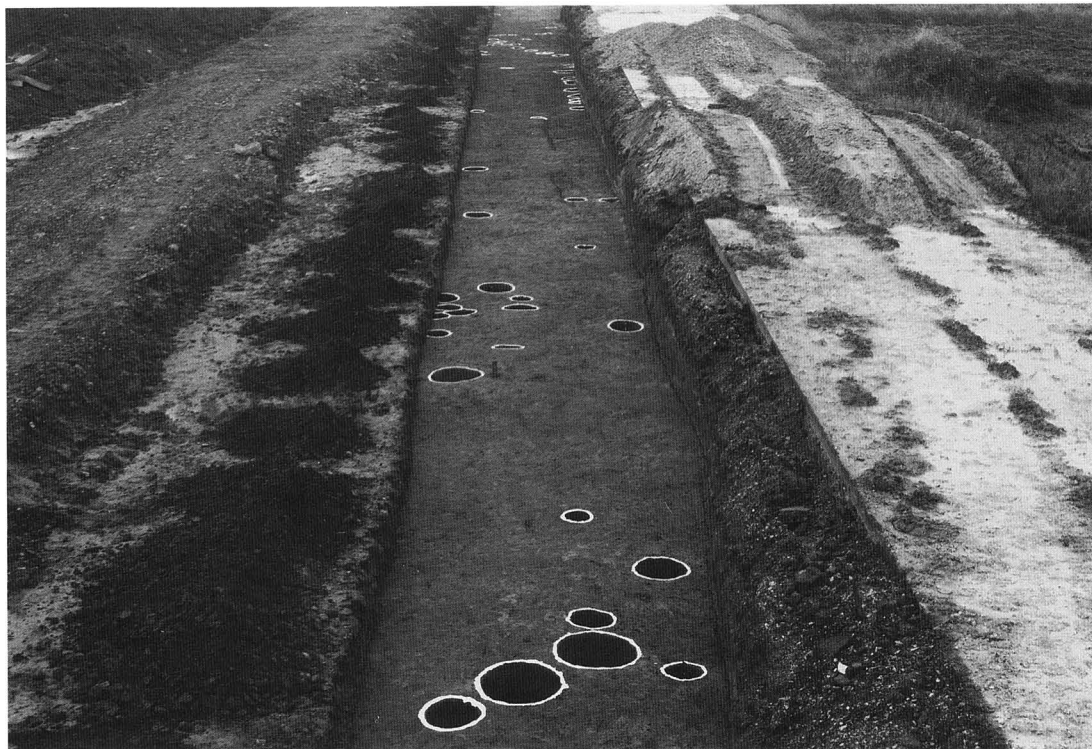
第19・21トレンチ S D02 (南より)



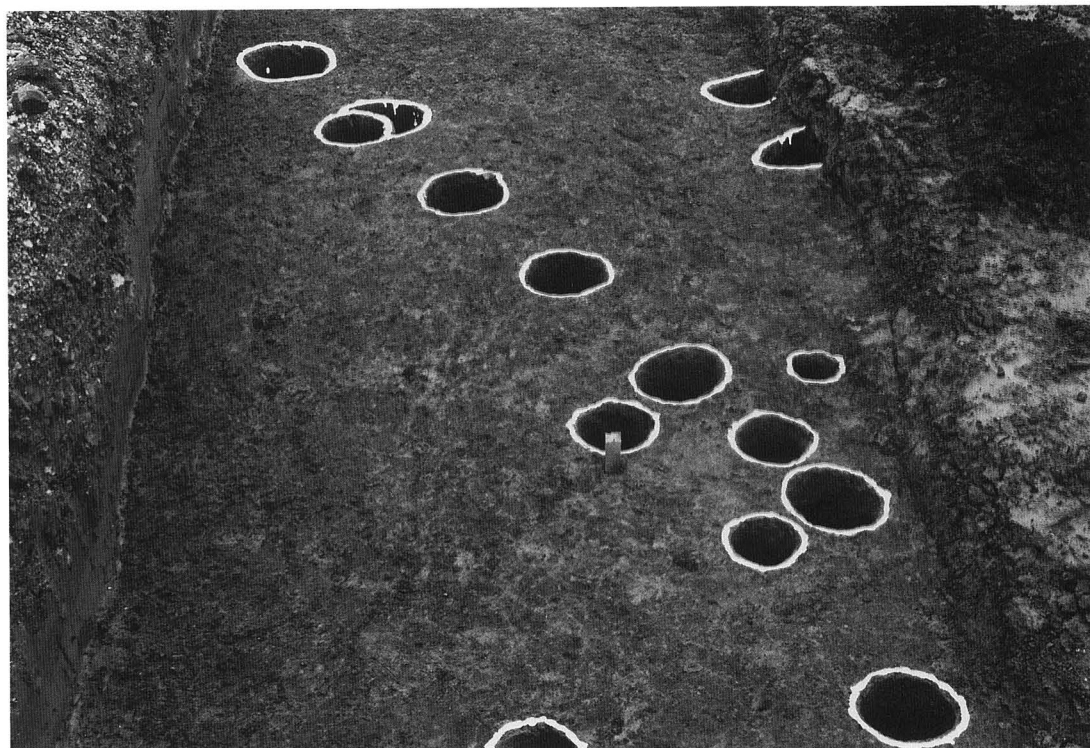
第21トレンチ S D02 埋土堆積状況



第20トレンチ全景（東より）



第20トレンチ全景 (西より)



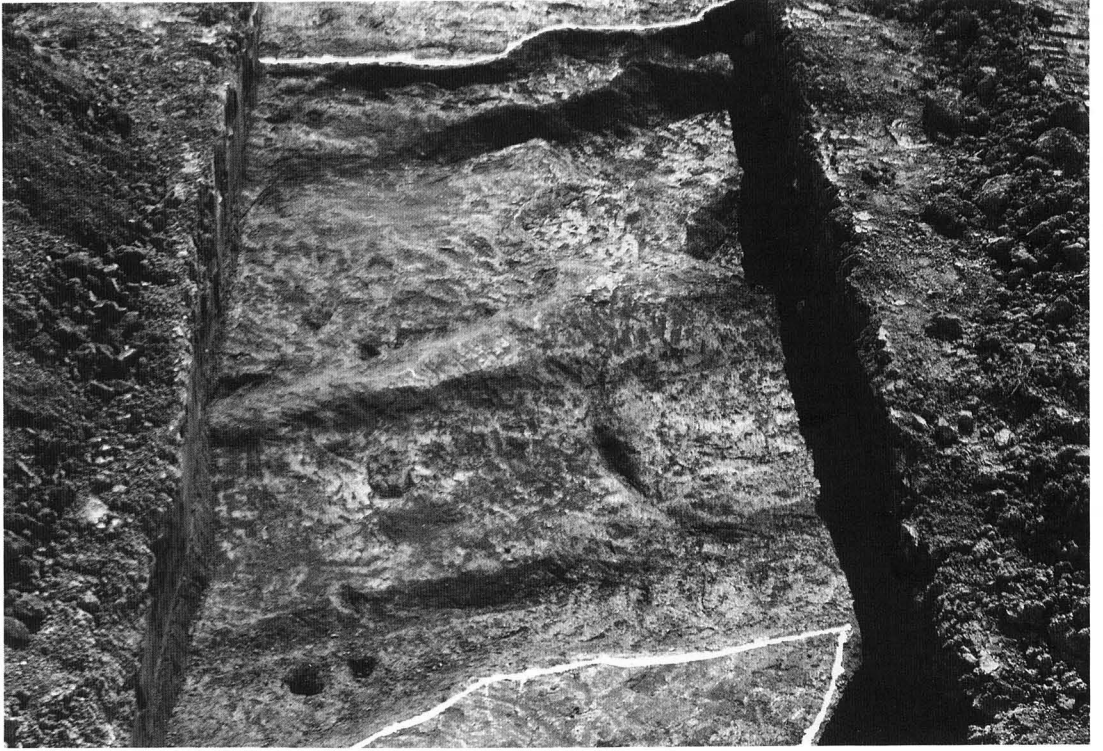
第20トレンチS B14、S A01 (東より)



第21トレンチ全景 (南より)



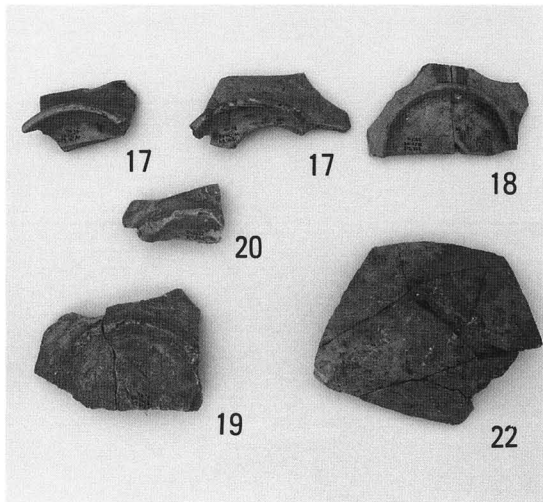
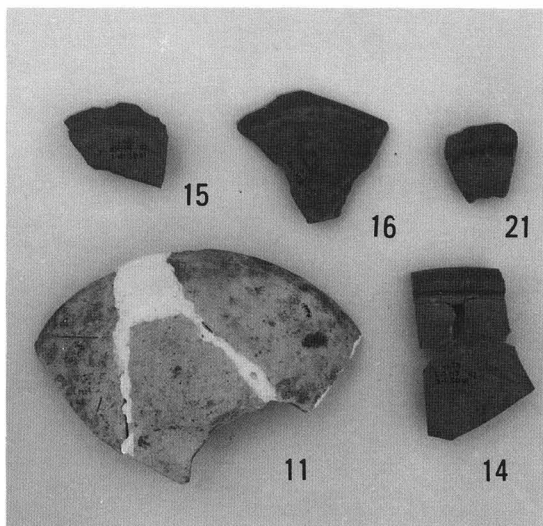
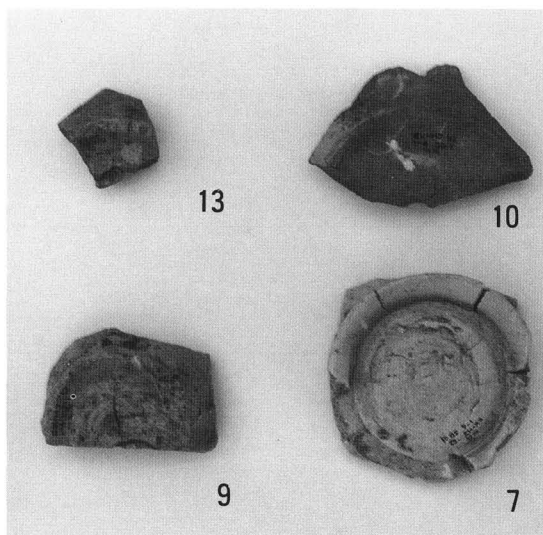
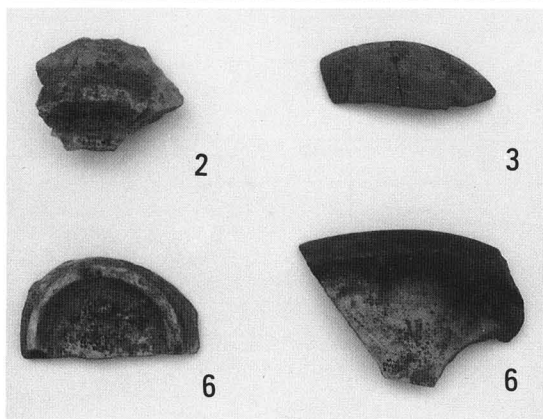
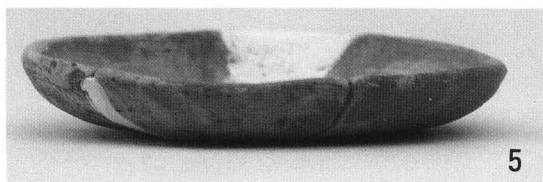
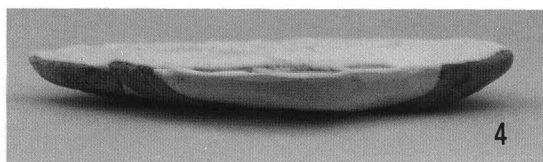
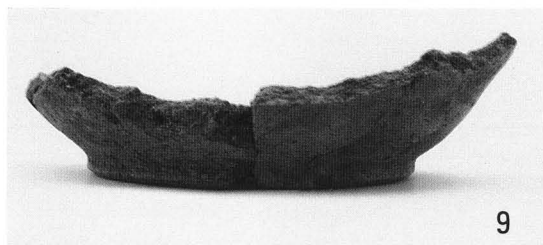
第21トレンチ全景 (北より)



第21トレンチ S D03 (南より)



第21トレンチ S D04 (南より)



昭和63年3月

県営かんがい排水事業
関連遺跡発掘調査報告書 V

編集・発行 滋賀県教育委員会文化財保護課
大津市京町四丁目1番1号
Tel (0775) 24-1121

財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷所 株式会社 図書印刷 同朋舎
